

# 全 員 協 議 会

令和3年12月16日（木）

本会議終了後  
議場

## 〔出席議員〕

笹田議長、川神副議長  
肥後議員、村木議員、大谷議員、三浦議員、沖田議員、足立議員、村武議員、  
川上議員、柳楽議員、串崎議員、小川議員、上野議員、布施議員、岡本議員、  
芦谷議員、永見議員、佐々木議員、田畑議員、西田議員、牛尾議員

## 〔執行部〕

市 長、副市長、教育長、  
総務部長、地域政策部長、健康福祉部長（教育部参事）、健康福祉部参事、  
産業経済部長、都市建設部長、弥栄支所長、消防長、上下水道部長

## 〔事務局〕

局長、次長、浜野書記

---

## 議 題

### 1 執行部報告事項

- (1) 令和3年8月の台風・大雨を踏まえた今後の災害対応について (総務部)
- (2) 第1期公共施設再配置実施計画 別冊（令和3年度版）について (総務部)
- (3) 中期財政計画及び見通し (総務部)
- (4) 広島広域都市圏への加入について (地域政策部)
- (5) (仮称) はまだITラボの整備について (地域政策部)
- (6) 新型コロナウイルスワクチンの接種対応について (健康福祉部)
- (7) 浜田市児童医療費助成事業の拡充について (健康福祉部)
- (8) 石見神楽国立劇場公演の進捗について (産業経済部)
- (9) 浜田市都市計画マスタープラン(案)のパブリックコメントについて (都市建設部)
- (10) 「第2期浜田市空家等対策計画(案)」のパブリックコメントについて (都市建設部)
- (11) 浜田市ふるさと体験村施設の現状等について (弥栄支所)
- (12) NTT西日本交換機工事に伴い119番通報が一時的につながりにくい状態になることについて (消防本部)
- (13) 金城地域断水防止対策について (上下水道部)
- (14) その他

### 2 陳情審査結果について

### 3 はまだ議会だより読者アンケートの回答について

### 4 浜田市行政情報番組浜っ子タイムズ放映の収録について

### 5 その他

- (1) 議案における各自の表決結果の記載について
- (2) 議員研修会について
- (3) その他

## 令和3年8月の台風・大雨を踏まえた今後の災害対応について

令和3年8月の台風・大雨を踏まえ、今後の災害対応について、下記のとおり改善を検討していますので、報告します。

### 記

NO	当時の対応	課題
1 周知に 関する こと	8/9・8/14の両日において、対策（警戒）本部会議で決定された避難情報（避難指示、高齢者等避難）について、市民へ周知が40分～50分後になるケースがあった。	避難情報を速やかに周知するため、本部会議での決定事項を速やかに市民に伝達する必要がある。
	8/9土砂災害による避難指示を発令中の地域の一部に対し、河川の避難判断水位（レベル3相当情報）の超過について、注意喚起を行った。	市が発信する情報の内容について、河川の水位上昇の危険性が伝わるよう、情報発信する必要がある。
	8/14 14:30に周布川の通行止めを行い、16:24に防災メールでの周知を行った。	災害時の重要な情報について、速やかに市民に周知する必要がある。
	8/14 水位情報（例：氾濫危険水位超過〈レベル4相当情報〉等）はレベル4避難指示等の避難情報と混同される恐れがあるため周知しなかった。	災害時の情報を、逐次適切に市民に周知する必要がある。
2 整備・ 組織に 関する こと	8/9 河川の水位が氾濫危険水位を超え、避難指示を発令した際に、周布小学校から第三中学校への避難所間の移動が発生した。	河川の水位が避難判断水位を超えた時点において、浸水想定区域外に立地する指定避難所を開所する必要がある。
	8/14 14:00に発生した周布橋通行止の情報が、15:00の警戒本部会議において報告された。	災害時の大きな出来事が本部事務局（防災安全課）に速やかに情報が入る情報収集体制を整備する必要がある。
	8/14 周布川の水位が14:40に氾濫危険水位（レベル4相当）を超過し、15:00の本部会議において、状況を総合的に判断し、15:30にレベル3高齢者等避難の発令することを決定した。	河川の洪水危険度の高い地域と低い地域が、同一の基準（水位）によって避難情報の対象となっている。
	8/9・8/14の両日において、避難所開所業務を担当する設営調査班に業務が集中した。	本部班の中で業務集中する班があり、初動時に特に負担が大きい班がある。

改善後

今後の対応
本部会議に伝令要員、記録要員として他課の応援職員を配置し、 <b>重要な情報を速やかに配信する体制を整備</b> する。
同地域に、土砂・洪水浸水など2種類以上の災害危険があるケースについて、避難情報の周知内容など、市民へ <b>危機感がきちんと伝わるように改善</b> する。
重要な情報を <b>速やかに防災メール等で配信する体制を整備</b> する。
災害時の情報（水位情報含む）の周知について、 <b>周知のタイミング、周知内容も含め検討</b> する。
<b>避難所開設にあたっては、その後の移動・閉鎖の可能性を考慮して、開設を判断するよう改善</b> する。 市有施設だけでなく、安全な立地の民間施設等と事前に協定を締結し、 <b>安全な避難所を整備</b> する。
情報収集担当者を新規に配置するなど、情報収集体制の仕組みを見直し、 <b>災害時に必要な情報を集約・整理する体制を整備</b> する。
周布川の氾濫危険水位を超過するケースが頻発していることから、市民の身の安全を守るよう、 <b>堤防の嵩上げや周布川氾濫の影響範囲の細分化など効果のある対策について</b> 県河川課とも協議し <b>改善を図る</b> 。
初動時に応急活動のない部署については、設営調査班を担当するよう見直すなど、 <b>負担が平準化するよう改善</b> する。

# 浜田市第 1 期公共施設再配置実施計画

(平成 28 年度 ~ 令和 3 年度)

## 【別冊（令和 3 年度版）】

(案)

平成 28 年 3 月 計画策定

平成 28 年 11 月 別冊（平成 28 年度版）

平成 30 年 2 月 別冊（平成 29 年度版）

平成 30 年 11 月 別冊（平成 30 年度版）

令和 元 年 11 月 別冊（令和元年度版）

令和 2 年 11 月 別冊（令和 2 年度版）

令和 3 年 月 別冊（令和 3 年度版）

浜 田 市

## 目 次

1. 浜田市第1期公共施設再配置実施計画の進捗状況について .....	1
(1) 概況.....	1
(2) 実績（令和3年10月1日時点） .....	1
(3) 令和2年10月2日から令和3年10月1日までの取組実績について .....	2
(4) 第1期公共施設再配置実施計画の進捗状況について .....	2
2. 進捗状況一覧.....	3
3. 【別冊】浜田市第1期公共施設再配置実施計画の概要 .....	14
(1) 浜田市第1期公共施設再配置実施計画における進捗管理 .....	14
(2) 浜田市第1期公共施設再配置実施計画の再掲 .....	15

# 1 浜田市第1期公共施設再配置実施計画の進捗状況について

## (1) 概況

①対象施設数 216 施設（計画策定時 162 施設。+54 施設）

②実績（令和3年10月1日時点）

- ・計画終了となった施設数 105 施設（達成率 68.6%）
- ・削減面積の累計 18,969 m<sup>2</sup>（達成率 67.9%）
- ・将来更新投資額の削減額 5,045 百万円（達成率 75.3%）
- ・維持管理費の削減額 86,689 千円（達成率 87.3%）

## (2) 実績(令和3年10月1日時点)

①計画終了となった施設数

(単位：施設)

		H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4以降
計画	単年度	15	10	17	19	23	31	38	63
	累計	15	25	42	61	84	115	153	216
実績 (計画終了)	単年度	15	11	16	20	23	9	11	
	累計	15	26	42	62	85	94	105	
達成率(R3累計)		9.8%	17.0%	27.5%	40.5%	55.6%	61.4%	68.6%	

②削減面積の累計

(単位：m<sup>2</sup>)

		H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4以降
計画	単年度	5,176	1,432	1,473	2,536	3,010	7,662	6,646	57,098
	累計	5,176	6,608	8,081	10,617	13,628	21,290	27,936	85,034
実績 (計画終了)	単年度	5,977	1,209	1,473	2,850	2,848	687	3,924	
	累計	5,977	7,186	8,659	11,509	14,357	15,045	18,969	
達成率		21.4%	25.7%	31.0%	41.2%	51.4%	53.9%	67.9%	

③将来更新投資額の削減額

(単位：百万円)

		H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4以降
計画	単年度	1,621	301	258	425	652	2,234	1,210	18,216
	累計	1,621	1,922	2,180	2,605	3,257	5,491	6,701	24,917
実績 (計画終了)	単年度	1,694	80	269	540	654	117	1,692	
	累計	1,694	1,774	2,043	2,583	3,237	3,354	5,045	
達成率		25.3%	26.5%	30.5%	38.5%	48.3%	50.1%	75.3%	

④維持管理費の削減額

(単位：千円)

		H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4以降
現計画	単年度	0	1,699	9,886	11,211	11,216	25,790	39,472	29,681
	累計	0	1,699	11,585	22,796	34,012	59,802	99,274	128,955
実績 (計画終了)	単年度	0	1,699	9,886	11,211	11,216	20,150	32,527	
	累計	0	1,699	11,585	22,796	34,012	54,162	86,689	
達成率		0.0%	1.7%	11.7%	23.0%	34.3%	54.6%	87.3%	

### (3) 令和2年10月2日から令和3年10月1日までの取組実績について

項番	施設名	再配置状況	面積増減	将来更新投資額 増減額	維持管理費 増減額
11	弥栄図書館	廃止（複合化）	△54㎡	△22,876千円	△72千円
27	杵束公民館	廃止（複合化）	△27㎡	△11,617千円	△37千円
69	弥栄老人福祉センター	廃止（複合化）	△580㎡	△246,884千円	△1,607千円
70	老人憩いの家	廃止（複合化）	△433㎡	△179,539千円	△730千円
215	杵束まちづくりセンター	新設（複合施設）	+556㎡	+108,420千円	+1,308千円
216	弥栄図書館	新設（複合施設）	+56㎡	+10,920千円	-
小計			△482㎡	△341,576千円	△1,138千円
15	若生まなびや館	地元譲渡・貸付	△128㎡	△22,050千円	-
93	黒川改良住宅（店舗）	入居者譲渡	△78㎡	△11,182千円	-
117	大和屋住宅	入居者譲渡	△244㎡	△42,039千円	-
163	旭山村開発旭センター	廃止（機能移転）	△2,142㎡	△912,385千円	△5,500千円
177	勤労青少年ホーム	廃止	△850㎡	△362,279千円	△5,739千円
計			△3,924㎡	△1,691,511千円	△12,377千円

### (4) 第1期公共施設再配置実施計画の進捗状況について（総括）

	項目数	面積効果	将来更新 投資額の増減	維持管理費の増減
計画達成（R3.10月）	105	△18,969㎡	△5,045百万円	△86,689千円
達成見込（R4.3月）	5	△230㎡	△8百万円	△6千円
計画期間の変更	47	△8,737㎡	△1,648百万円	△11,271千円
R4以降に再配置	59	△57,098㎡	△18,216百万円	△29,681千円
計	216	△85,034㎡	△24,917百万円	△127,647千円

- ・第1期公共施設再配置実施計画（以下「第1期」）の計画期間には、山ノ内生活改善センターなど17集会施設の地元譲渡・貸付をはじめ、地域定住住宅など（40施設）の入居者譲渡・廃止、その他産業系8施設の民間譲渡・廃止などを行った。結果として、延床面積で約19,000㎡、将来更新投資額で約50億円の削減を達成し、顕著な成果があった。
- ・一方で、上述した成果をあげながらも、依然として全国平均の約2倍（住民1人あたりの公共施設延床面積）の公共施設を保有しており、合併により肥大化した公共施設の再配置は、大きな課題である。
- ・第1期を振り返っても、社会情勢の変化や、民間譲渡先の経営環境の変化など、当初の計画期間を繰り延べた項目もあり、限られた財源のもとで一定のサービス品質、安全を確保するためにも、継続して公共施設の総量抑制、再配置に取り組まなければならない。
- ・こうした背景を踏まえ、第1期から計画期間を変更した施設に加え、令和4年度以降に再配置を予定する施設については、第2期公共施設再配置実施計画へ引き継ぎ、進捗管理を行う。

## 2 進捗状況一覧

項番	施設名	施設別方針		時期	面積削減	将来更新 投資削減額 (千円)	今後の具体的な計画等
001	木田生活改善センター(木田まちづくりセンター)【旭】	計画	複合化	R2	109㎡	18,136	大規模改修にあわせて規模縮小を検討。 時期R2⇒時期未定
		実績	(R2→時期未定)		0㎡	0	
002	山ノ内生活改善センター【旭】	計画	廃止	R3	184㎡	31,648	
		実績	地元譲渡・貸付	R元	184㎡	31,648	
003	和田生活改善センター【旭】	計画	廃止	R3	300㎡	43,200	
		実績	地元譲渡・貸付	R元	300㎡	43,200	
004	重富生活改善センター【旭】	計画	廃止	R3	286㎡	43,200	
		実績	地元譲渡・貸付	R元	286㎡	41,220	
005	本郷生活改善センター【旭】	計画	廃止	R3	331㎡	47,699	
		実績	地元譲渡・貸付	H30	331㎡	47,699	
006	戸川生活改善センター【旭】	計画	廃止	R3	123㎡	19,943	
		実績	地元譲渡・貸付	R元	123㎡	19,943	
007	東都川集会所【旭】	計画	地元譲渡・貸付	H28	107㎡	15,336	
		実績	地元譲渡・貸付	H28	107㎡	15,336	
008	西都川集会所【旭】	計画	地元譲渡・貸付	H28	127㎡	18,536	
		実績	地元譲渡・貸付	H28	127㎡	18,536	
009	来尾集会所【旭】	計画	廃止	R3	105㎡	15,048	
		実績	地元譲渡・貸付	H30	105㎡	15,048	
010	市木生活改善センター(市木まちづくりセンター)【旭】	計画	複合化	R2	109㎡	18,136	大規模改修にあわせて規模縮小を検討。 時期R2⇒時期未定
		実績	(R2→時期未定)		0㎡	0	
011	弥栄図書館【図書館—弥栄】	計画	複合化	R元	16㎡	4,656	施設を廃止し、杵束まちづくりセンターへ機能を集約した。
		実績	廃止(複合化)	R3	54㎡	22,876	
012	浜田城資料館【博物館等—浜田】	計画	統廃合⇒廃止	R4以降	546㎡	31,921	
		実績	(保存活用終了後)		0㎡	0	
013	浜田郷土資料館【博物館等—浜田】	計画	統廃合	R4以降	141㎡	40,710	
		実績			0㎡	0	
014	金城歴史民俗資料館【博物館等—金城】	計画	統廃合	R4以降	52㎡	10,192	
		実績			0㎡	0	
015	若生まなびや館【博物館等—金城】	計画	地元譲渡・貸付	H30	128㎡	22,050	R3.4.1付で地元町内会へ無償貸付。
		実績	地元譲渡・貸付	R3	128㎡	22,050	
016	弥栄郷土資料展示室【博物館等—弥栄】	計画	統廃合	R4以降	52㎡	10,125	
		実績			0㎡	0	
017	石見まちづくりセンター後野分館【まちづくりセンター—浜田】	計画	地元譲渡・貸付	R4以降	783㎡	131,988	
		実績	(屋内体育館のみ単独建替え)		0㎡	0	
018	石見まちづくりセンター佐野分館【まちづくりセンター—浜田】	計画	地元譲渡・貸付	R4以降	2,494㎡	1,051,268	
		実績			0㎡	0	
019	石見まちづくりセンター宇津井分館【まちづくりセンター—浜田】	計画	地元譲渡・貸付	R2	230㎡	39,563	まちづくりセンターの評価及び検証結果を踏まえて対応 時期R2⇒R4以降
		実績	(R2→R4以降)		0㎡	0	
020	石見まちづくりセンター細谷分館【まちづくりセンター—浜田】	計画	単独建替え	H27	0㎡	0	
		実績	単独建替え	H27	630㎡	75,715	



項番	施設名	施設別方針	時期	面積削減	将来更新 投資削減額 (千円)	今後の具体的な計画等	
021	石見まちづくりセンター長見分館【まちづくりセンター—浜田】	計画	地元譲渡・貸付	R2	167㎡	28,724	まちづくりセンターの評価及び検証結果を踏まえて対応 時期R2⇒R4以降
		実績	(R2→R4以降)		0㎡	0	
022	美川まちづくりセンター東分館【まちづくりセンター—浜田】	計画	地元譲渡・貸付	R2	188㎡	32,336	まちづくりセンターの評価及び検証結果を踏まえて対応 時期R2⇒R4以降
		実績	(R2→R4以降)		0㎡	0	
023	美川まちづくりセンター西分館【まちづくりセンター—浜田】	計画	地元譲渡・貸付	R2	490㎡	84,194	まちづくりセンターの評価及び検証結果を踏まえて対応 時期R2⇒R4以降
		実績	(R2→R4以降)		0㎡	0	
024	国府まちづくりセンター宇野分館【まちづくりセンター—浜田】	計画	地元譲渡・貸付	R2	726㎡	124,789	まちづくりセンターの評価及び検証結果を踏まえて対応 時期R2⇒R4以降
		実績	(R2→R4以降)		0㎡	0	
025	国府まちづくりセンター有福分館【まちづくりセンター—浜田】	計画	複合化	R2	355㎡	69,147	
		実績	複合化	H30	669㎡	170,819	
026	和田まちづくりセンター【まちづくりセンター—旭】	計画	複合化(プール附属室は廃止)	R3	30㎡	4,320	R3末でプール附属室を廃止。旧公民館部分はまちづくりセンターの評価及び検証結果を踏まえて対応。
		実績			0㎡	0	
027	杵束公民館【公民館—弥栄】	計画	複合化	R元	8㎡	2,364	施設を廃止し、杵束まちづくりセンターへ機能を集約した。
		実績	廃止(複合化)	R3	27㎡	11,617	
028	三隅まちづくりセンター【まちづくりセンター—三隅】	計画	複合化	R4以降	31㎡	5,110	
		実績			0㎡	0	
029	三保まちづくりセンター【まちづくりセンター—三隅】	計画	複合化	R4以降	386㎡	75,211	
		実績			0㎡	0	
030	井野まちづくりセンター【まちづくりセンター—三隅】	計画	複合化	R4以降	145㎡	28,184	
		実績			0㎡	0	
031	黒沢まちづくりセンター【まちづくりセンター—三隅】	計画	複合化	R4以降	115㎡	22,438	
		実績			0㎡	0	
032	都川ゲートボール場休憩所【スポーツ施設—旭】	計画	地元譲渡・貸付	H30	50㎡	8,600	
		実績	地元譲渡・貸付	H30	50㎡	8,600	
033	かなぎウェスタンライディングパーク【レクリエーション施設・観光施設—金城】	計画	民間譲渡	R4以降	4,003㎡	615,873	
		実績			0㎡	0	
034	森の公民館【レクリエーション施設・観光施設—金城】	計画	民間譲渡	R4以降	380㎡	68,660	
		実績			0㎡	0	
035	リフレパークきんたの里【レクリエーション施設・観光施設—金城】	計画	民間譲渡	R4以降	2,636㎡	1,122,898	
		実績			0㎡	0	
036	美又温泉国民保養センター【保養施設—金城】	計画	民間譲渡	H29	3,179㎡	1,264,590	
		実績	(H29→未定)		0㎡	0	
037	美又温泉会館【保養施設—金城】	計画	民間譲渡	R2	335㎡	91,065	R3に施設大規模改修を踏まえて、民間譲渡 時期R2⇒R5
		実績	(R2→R5)		0㎡	0	
038	旭温泉あさひ荘【保養施設—旭】	計画	単独建替え	H30	0㎡	0	
		実績	(R4以降)		0㎡	0	
039	三階山森林総合利用施設【浜田】	計画	廃止	H30	229㎡	32,976	
		実績	廃止	R元	229㎡	32,976	
040	農村広場施設【浜田】	計画	地元譲渡・貸付	H29	157㎡	26,987	
		実績	地元譲渡・貸付	H29	157㎡	26,987	



項番	施設名	施設別方針		時期	面積削減	将来更新 投資削減額 (千円)	今後の具体的な計画等
041	農畜産物加工施設【金城】	計画	民間譲渡	H27	455㎡	66,330	
		実績	民間譲渡	H28	455㎡	76,791	
042	くぎ会館(体育館)【金城】	計画	地元譲渡・貸付	R2	630㎡	90,720	遊休施設の活用として、目的外 使用許可中 時期R2⇒時期未定
		実績	(R2→時期未定)		0㎡	0	
043	下米原林業協業活動センター 【金城】	計画	地元譲渡・貸付	H27	150㎡	70,800	
		実績	地元譲渡・貸付	H28	150㎡	74,250	
044	かたらいの家【金城】	計画	地元譲渡・貸付	R元	249㎡	42,785	地元協議中 時期R3⇒R4以降
		実績	(R元→R3→R4以降)		0㎡	0	
045	地域材利用促進交流館【金城】	計画	民間譲渡	R4以降	229㎡	39,388	
		実績			0㎡	0	
046	エクス和紙の館【金城】	計画	民間譲渡	H30	950㎡	273,887	R4からR6までの指定管理を予 定。R6末を目途に譲渡協議 時期R3⇒R6
		実績	(H30→R3→R6)		0㎡	0	
047	緑の里地域振興施設【金城】	計画	地元譲渡・貸付	R4以降	210㎡	36,120	
		実績			0㎡	0	
048	山ノ内農作業管理休養施設旭 豊1号館【旭】	計画	廃止	H29	241㎡	102,453	有償貸付に向けて生産組合と協 議を行う。 時期R2⇒R7
		実績	(H29→H30→R2→R7)		0㎡	0	
049	山ノ内農作業管理休養施設旭 豊2号館【旭】	計画	廃止	H29	168㎡	71,568	有償貸付に向けて生産組合と協 議を行う。 時期R2⇒R7
		実績	(H29→H30→R2→R7)		0㎡	0	
050	弥栄農産物処理加工施設第2 工場【弥栄】	計画	廃止	H27	936㎡	134,784	
		実績	廃止	H27	936㎡	134,784	
051	雲雀丘小学校【小学校一浜田】	計画	複合化	R4以降	660㎡	138,641	
		実績			0㎡	0	
052	石見小学校【小学校一浜田】	計画	複合化	R4以降	203㎡	33,968	
		実績			0㎡	0	
053	美川小学校【小学校一浜田】	計画	複合化	R4以降	593㎡	111,828	
		実績	(プール施設は廃止)		0㎡	0	
054	雲城小学校【小学校一金城】	計画	複合化	R4以降	172㎡	28,469	
		実績	(プール施設は廃止)		0㎡	0	
055	波佐小学校【小学校一金城】	計画	複合化	R4以降	73㎡	12,318	
		実績	(プール施設は廃止)		0㎡	0	
056	今市小学校【小学校一旭】	計画	廃止	H27	3,005㎡	1,100,412	
		実績	廃止	H27	3,005㎡	1,100,412	
057	弥栄小学校【小学校一弥栄】	計画	単独建替え(屋内運動場のみ)	H28	0㎡	0	
		実績	単独建替え(屋内運動場のみ)	H28	△223㎡	△237,357	
058	第一中学校【中学校一浜田】	計画	複合化・廃止(旧屋内運動場)	R4以降	639㎡	92,016	
		実績			0㎡	0	
059	第四中学校【中学校一浜田】	計画	複合化	R4以降	605㎡	117,994	
		実績			0㎡	0	
060	金城中学校【中学校一金城】	計画	複合化・廃止(プール施設)	R4以降	611㎡	97,550	
		実績			0㎡	0	

項番	施設名	施設別方針		時期	面積削減	将来更新 投資削減額 (千円)	今後の具体的な計画等
061	旭中学校【中学校一旭】	計画	複合化	R4以降	382㎡	63,767	
		実績			0㎡	0	
062	向野田教員住宅【その他教育施設一三隅】	計画	廃止	R4以降	208㎡	35,857	
		実績			0㎡	0	
063	原井幼稚園【幼稚園・保育園・こども園一浜田】	計画	統廃合	R3	239㎡	46,625	
		実績	(R3→R4以降)		0㎡	0	
064	石見幼稚園【幼稚園・保育園・こども園一浜田】	計画	統廃合	R3	273㎡	53,118	
		実績	(R3→R4以降)		0㎡	0	
065	子育て支援センター【幼児・児童施設一浜田】	計画	単独建替え	R3	178㎡	0	現行施設はR3末で廃止。子育て世代包括支援センターを新設。
		実績			0㎡	0	
066	やさか児童クラブ【幼児・児童施設一弥栄】	計画	廃止(機能移転)	H28	82㎡	14,101	
		実績	廃止(機能移転)	H28	82㎡	14,101	
067	あさひやすらぎの家【高齢福祉施設一旭】	計画	民間譲渡	H29	162㎡	27,924	譲渡協議中。 時期R5⇒R8
		実績	(H29→R2→R5→R8)		0㎡	0	
068	やさかやすらぎの家【高齢福祉施設一弥栄】	計画	民間譲渡	H30	175㎡	30,100	
		実績	民間譲渡	H30	175㎡	34,125	
069	弥栄老人福祉センター【高齢福祉施設一弥栄】	計画	複合化	R元	174㎡	50,246	施設を廃止し、杵束まちづくりセンターへ機能を集約した。
		実績	廃止(複合化)	R3	580㎡	246,884	
070	老人憩いの家【高齢福祉施設一弥栄】	計画	複合化	R元	130㎡	37,007	施設を廃止し、杵束まちづくりセンターへ機能を集約した。
		実績	廃止(複合化)	R3	433㎡	179,539	
071	三隅デイサービスセンター【高齢福祉施設一三隅】	計画	民間譲渡	H29	656㎡	95,220	R2からR4までの指定管理。R5からの譲渡を目指す。
		実績	(H29→R2→R5)		0㎡	0	
072	あさひひまわり工房【障害福祉施設一旭】	計画	民間譲渡	H29	335㎡	57,620	
		実績	廃止(機能移転)	H29	335㎡	57,620	
073	みすみ地域活動支援センターきずな【障害福祉施設一三隅】	計画	民間移管	H29	237㎡	40,826	
		実績	民間譲渡	H28	237㎡	46,285	
074	あさひふれあいプラザ【その他社会福祉施設一旭】	計画	民間譲渡	H29	129㎡	22,231	
		実績	民間譲渡	H29	129㎡	25,204	
075	金城支所庁舎【庁舎等一金城】	計画	複合化	R4以降	436㎡	122,047	
		実績			0㎡	0	
076	久代分団2班消防ポンプ車庫【消防施設一浜田】	計画	廃止	H28	22㎡	3,698	
		実績	地元譲渡・貸付	H29	22㎡	4,193	
077	消防無線中継基地局【消防施設一三隅】	計画	廃止	H27	8㎡	1,712	
		実績	廃止	H27	8㎡	1,712	
078	岡崎コミュニティ消防センター【消防施設一三隅】	計画	地元譲渡・貸付	H29	110㎡	18,982	
		実績	(H29→R4)		0㎡	0	
079	鹿子谷コミュニティ消防センター【消防施設一三隅】	計画	地元譲渡・貸付	H29	83㎡	14,352	
		実績	(H29→R4)		0㎡	0	
080	市役所田町分室【その他行政系施設等一浜田】	計画	廃止	H30	337㎡	57,964	
		実績	廃止	H30	337㎡	55,795	

項番	施設名	施設別方針		時期	面積削減	将来更新 投資削減額 (千円)	今後の具体的な計画等
081	公用車両(除雪車等)車庫【その他行政系施設等一旭】	計画	単独建替え	R4以降	0㎡	0	
		実績			0㎡	0	
082	都川団地住宅【公営住宅一浜田】	計画	廃止	R4以降	166㎡	23,963	
		実績			0㎡	0	
083	後野災害特別住宅【災害住宅一浜田】	計画	入居者等譲渡	R元	61㎡	10,454	
		実績	入居者等譲渡	R2	61㎡	10,454	
084	河内災害特別住宅【災害住宅一浜田】	計画	入居者等譲渡	R元	61㎡	10,454	
		実績	入居者等譲渡	R元	61㎡	10,454	
085	宇津井災害特別住宅【災害住宅一浜田】	計画	入居者等譲渡	R元	61㎡	10,454	
		実績	入居者等譲渡	R2	61㎡	10,454	
086	仲三団地2号【災害住宅一弥栄】	計画	入居者等譲渡	H27	61㎡	10,454	
		実績	入居者等譲渡	H27	61㎡	11,852	
087	仲三団地3号【災害住宅一弥栄】	計画	入居者等譲渡	H27	61㎡	10,454	
		実績	入居者等譲渡	H27	61㎡	11,852	
088	仲三団地4号【災害住宅一弥栄】	計画	入居者等譲渡	H27	75㎡	12,854	
		実績	入居者等譲渡	H27	75㎡	14,572	
089	仲三団地6号【災害住宅一弥栄】	計画	廃止	H27	75㎡	12,854	
		実績	廃止	H27	75㎡	12,854	
090	仲三団地7号【災害住宅一弥栄】	計画	入居者等譲渡	H27	75㎡	12,879	
		実績	入居者等譲渡	H27	75㎡	14,602	
091	災害公営住宅(杖田)【災害住宅一三隅】	計画	入居者等譲渡	H27	65㎡	11,218	
		実績	入居者等譲渡	H27	65㎡	12,718	
092	災害公営住宅(岡見)【災害住宅一三隅】	計画	入居者等譲渡	R3	65㎡	11,218	R3に意向調査を実施し、R4譲渡を目指す。 時期R3⇒R4
		実績	(R3→R4)		0㎡	0	
093	黒川改良住宅【改良住宅一浜田】	計画	入居者等譲渡(黒川改良店舗)・単独建替え(黒川集会所)	R2	78㎡	11,182	R3.10.1付で入居者譲渡。
		実績	入居者等譲渡	R3	78㎡	11,182	
094	雇用促進住宅小福井団地【雇用促進住宅一浜田】	計画	民間譲渡	R3	3,300㎡	1,377,765	R3からR5まで直営管理し、R6の民間譲渡計画 時期R3⇒R6
		実績	(R3→R6)		0㎡	0	
095	雇用促進住宅国府団地【雇用促進住宅一浜田】	計画	民間譲渡	R3	5,253㎡	2,171,898	R3からR5まで直営管理し、R6の民間譲渡計画 時期R3⇒R6
		実績	(R3→R6)		0㎡	0	
096	雇用促進住宅内田団地【雇用促進住宅一浜田】	計画	民間譲渡	R3	3,993㎡	1,671,257	R3からR5まで直営管理し、R6の民間譲渡計画 時期R3⇒R6
		実績	(R3→R6)		0㎡	0	
097	雇用促進住宅金城団地【雇用促進住宅一金城】	計画	民間譲渡	R3	4,942㎡	2,075,688	R3からR5まで直営管理し、R6の民間譲渡計画 時期R3⇒R6
		実績	(R3→R6)		0㎡	0	
098	今福一般住宅2号【一般住宅一金城】	計画	廃止	H27	77㎡	13,244	
		実績	廃止	H27	77㎡	13,244	
099	七条一般住宅2号・3号【一般住宅一金城】	計画	廃止	H28	148㎡	25,535	
		実績	2号のみ廃止	H28	79㎡	13,629	
100	和田一般住宅【一般住宅一旭】	計画	廃止	H27	50㎡	6,792	
		実績	廃止	H27	50㎡	6,792	

項番	施設名	施設別方針		時期	面積削減	将来更新 投資削減額 (千円)	今後の具体的な計画等
101	若者定住住宅【若者住宅一三隅】	計画	民間譲渡	R4以降	565㎡	86,027	
		実績			0㎡	0	
102	弥栄定住化住宅1【弥栄定住化住宅一弥栄】	計画	入居者等譲渡	H29	114㎡	19,558	
		実績	入居者等譲渡	H29	114㎡	22,173	
103	弥栄定住化住宅2【弥栄定住化住宅一弥栄】	計画	入居者等譲渡	H29	112㎡	19,249	
		実績	入居者等譲渡	H29	112㎡	21,822	
104	弥栄定住化住宅3【弥栄定住化住宅一弥栄】	計画	入居者等譲渡	H29	114㎡	19,558	
		実績	入居者等譲渡	H29	114㎡	22,173	
105	弥栄定住化住宅4【弥栄定住化住宅一弥栄】	計画	入居者等譲渡	H29	134㎡	22,974	
		実績	入居者等譲渡	H29	134㎡	26,046	
106	弥栄定住化住宅5【弥栄定住化住宅一弥栄】	計画	入居者等譲渡	H30	111㎡	19,040	
		実績	入居者等譲渡	H30	111㎡	21,587	
107	弥栄定住化住宅6【弥栄定住化住宅一弥栄】	計画	入居者等譲渡	H30	113㎡	19,405	
		実績	入居者等譲渡	H30	113㎡	22,000	
108	弥栄定住化住宅7【弥栄定住化住宅一弥栄】	計画	入居者等譲渡	H30	112㎡	19,249	
		実績	入居者等譲渡	H30	112㎡	21,822	
109	弥栄定住化住宅8【弥栄定住化住宅一弥栄】	計画	入居者等譲渡	H30	115㎡	19,801	
		実績	入居者等譲渡	H30	115㎡	22,448	
110	弥栄定住化住宅9【弥栄定住化住宅一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R元	113㎡	19,450	
		実績	入居者等譲渡	R元	113㎡	19,450	
111	弥栄定住化住宅10【弥栄定住化住宅一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R元	113㎡	19,403	
		実績	入居者等譲渡	R元	113㎡	19,408	
112	弥栄定住化住宅11【弥栄定住化住宅一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R元	122㎡	21,025	
		実績	入居者等譲渡	R元	122㎡	21,025	
113	弥栄定住化住宅12【弥栄定住化住宅一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R元	113㎡	19,360	
		実績	入居者等譲渡	R元	113㎡	19,360	
114	弥栄定住化住宅13【弥栄定住化住宅一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R2	111㎡	19,040	
		実績	入居者等譲渡	R2	111㎡	19,040	
115	弥栄定住化住宅14【弥栄定住化住宅一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R2	113㎡	19,451	
		実績	入居者等譲渡	R2	113㎡	19,451	
116	弥栄定住化住宅15【弥栄定住化住宅一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R2	113㎡	19,403	
		実績	入居者等譲渡	R2	113㎡	19,403	
117	大和屋住宅【地域定住住宅一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	244㎡	42,039	R3.4.1付で入居者譲渡。
		実績	入居者等譲渡	R3	244㎡	42,039	
118	塚ノ元住宅1号棟【地域定住住宅一弥栄】	計画	単独建替え	H27	0㎡	0	
		実績	単独建替え	H27	170㎡	△11,187	
119	塚ノ元住宅2号棟【地域定住住宅一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	223㎡	38,296	雇用促進住宅の売却条件を参考に民間譲渡を検討 時期R3⇒R4以降
		実績	(R3→R4以降)		0㎡	0	
120	塚ノ元住宅3号棟【地域定住住宅一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	91㎡	15,652	R3に意向調査を実施し、R4以降の譲渡を目指す。 時期R3⇒R4以降
		実績	(R3→R4以降)		0㎡	0	



項番	施設名	施設別方針		時期	面積削減	将来更新 投資削減額 (千円)	今後の具体的な計画等
121	上神代屋住宅【地域定住住宅 一弥栄】	計画	廃止	R3	162㎡	27,845	
		実績	廃止	R2	162㎡	27,845	
122	城北住宅1号棟【地域定住住宅 一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	114㎡	19,642	R3に意向調査を実施し、R4以降の譲渡を目指す。 時期R3⇒R4以降
		実績	(R3→R4以降)		0㎡	0	
123	城北住宅2号棟【地域定住住宅 一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	116㎡	19,952	
		実績	廃止	H29	116㎡	19,952	
124	城北住宅3号棟【地域定住住宅 一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	117㎡	20,078	
		実績	入居者等譲渡	H29	117㎡	22,762	
125	錦ヶ岡住宅1号棟【地域定住住宅 一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	112㎡	19,295	R3に意向調査を実施し、R4以降の譲渡を目指す。 時期R3⇒R4以降
		実績	(R3→R4以降)		0㎡	0	
126	錦ヶ岡住宅2号棟【地域定住住宅 一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	109㎡	18,690	R3に意向調査を実施し、R4以降の譲渡を目指す。 時期R3⇒R4以降
		実績	(R3→R4以降)		0㎡	0	
127	錦ヶ岡住宅3号棟【地域定住住宅 一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	107㎡	18,342	R3に意向調査を実施し、R4以降の譲渡を目指す。 時期R3⇒R4以降
		実績	(R3→R4以降)		0㎡	0	
128	錦ヶ岡住宅4号棟【地域定住住宅 一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	106㎡	18,189	R3に意向調査を実施し、R4以降の譲渡を目指す。 時期R3⇒R4以降
		実績	(R3→R4以降)		0㎡	0	
129	錦ヶ岡住宅5号棟【地域定住住宅 一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	102㎡	17,522	R3に意向調査を実施し、R4以降の譲渡を目指す。 時期R3⇒R4以降
		実績	(R3→R4以降)		0㎡	0	
130	錦ヶ岡住宅6号棟【地域定住住宅 一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	172㎡	29,587	R3に意向調査を実施し、R4以降の譲渡を目指す。 時期R3⇒R4以降
		実績	(R3→R4以降)		0㎡	0	
131	長安住宅1号棟【地域定住住宅 一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	632㎡	108,635	雇用促進住宅の売却条件を参考に民間譲渡を検討 時期R3⇒R4以降
		実績	(R3→R4以降)		0㎡	0	
132	長安住宅2号棟【地域定住住宅 一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	210㎡	36,079	雇用促進住宅の売却条件を参考に民間譲渡を検討 時期R3⇒R6
		実績	(R3→R6)		0㎡	0	
133	長安住宅3号棟【地域定住住宅 一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	216㎡	37,145	雇用促進住宅の売却条件を参考に民間譲渡を検討 時期R3⇒R6
		実績	(R3→R6)		0㎡	0	
134	長安住宅4号棟【地域定住住宅 一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	126㎡	21,672	R3に意向調査を実施し、R4以降の譲渡を目指す。 時期R3⇒R4以降
		実績	(R3→R4以降)		0㎡	0	
135	栃木住宅1号棟【地域定住住宅 一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	114㎡	19,524	R3に意向調査を実施し、R4以降の譲渡を目指す。 時期R3⇒R4以降
		実績	(R3→R4以降)		0㎡	0	
136	栃木住宅2号棟【地域定住住宅 一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	139㎡	23,865	現在入居者なし。R3に物件の状況調査を行い、R4の用途廃止を目指す。時期R3⇒R4
		実績	(R3→R4)		0㎡	0	
137	栃木住宅3号棟【地域定住住宅 一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	121㎡	20,858	R3に意向調査を実施し、R4以降の譲渡を目指す。 時期R3⇒R4以降
		実績	(R3→R4以降)		0㎡	0	
138	栃木住宅4号棟【地域定住住宅 一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	114㎡	19,691	R3に意向調査を実施し、R4以降の譲渡を目指す。 時期R3⇒R4以降
		実績	(R3→R4以降)		0㎡	0	
139	栃木住宅5号棟【地域定住住宅 一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	140㎡	24,080	現在入居者なし。R3に物件の状況調査を行い、R4の用途廃止を目指す。時期R3⇒R4
		実績	(R3→R4)		0㎡	0	
140	栃木住宅6号棟【地域定住住宅 一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	126㎡	21,603	R3に意向調査を実施し、R4以降の譲渡を目指す。 時期R3⇒R4以降
		実績	(R3→R4以降)		0㎡	0	

項番	施設名	施設別方針		時期	面積削減	将来更新 投資削減額 (千円)	今後の具体的な計画等
141	栃木住宅7号棟【地域定住住宅 —弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	140㎡	24,080	R3に意向調査を実施し、R4以降の譲渡を目指す。 時期R3⇒R4以降
		実績	(R3→R4以降)		0㎡	0	
142	寺組住宅1号棟【地域定住住宅 —弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	216㎡	37,076	雇用促進住宅の売却条件を参考に民間譲渡を検討 時期R3⇒R6
		実績	(R3→R6)		0㎡	0	
143	寺組住宅2号棟【地域定住住宅 —弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	207㎡	35,642	雇用促進住宅の売却条件を参考に民間譲渡を検討 時期R3⇒R6
		実績	(R3→R6)		0㎡	0	
144	寺組住宅3号棟【地域定住住宅 —弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	205㎡	35,205	雇用促進住宅の売却条件を参考に民間譲渡を検討 時期R3⇒R6
		実績	(R3→R6)		0㎡	0	
145	寺組住宅4号棟【地域定住住宅 —弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	130㎡	22,353	R3に意向調査を実施し、R4譲渡を目指す。 時期R3⇒R4
		実績	(R3→R4)		0㎡	0	
146	下谷住宅1号棟【地域定住住宅 —弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	105㎡	17,991	R3に意向調査を実施し、R4以降の譲渡を目指す。 時期R3⇒R4以降
		実績	(R3→R4以降)		0㎡	0	
147	下谷住宅2号棟【地域定住住宅 —弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	106㎡	18,232	R3に意向調査を実施し、R4以降の譲渡を目指す。 時期R3⇒R4以降
		実績	(R3→R4以降)		0㎡	0	
148	八戸川農村公園【旭】	計画	地元譲渡・貸付	H29	21㎡	3,652	
		実績	廃止	R2	21㎡	3,652	
149	三隅ごみ処理センター【三隅】	計画	廃止	H27	597㎡	254,424	
		実績	廃止	H27	597㎡	254,424	
150	一般廃棄物最終処分場【三隅】	計画	廃止	H27	92㎡	39,175	
		実績	廃止	H27	92㎡	39,175	
151	旧落合金次郎宅【浜田】	計画	廃止	H29	89㎡	15,351	
		実績	廃止	H28	89㎡	13,479	
152	長沢防災備蓄倉庫【浜田】	計画	単独建替え	H29	0㎡	0	倉庫の老朽化や備蓄スペースの確保に対応するため、R4に建替え予定。R10以降⇒R4
		実績	(H29→R10→R4)		0㎡	0	
153	周布駅舎【浜田】	計画	廃止	H28	142㎡	22,720	
		実績	廃止(駐輪場のみ)	H28	59㎡	8,017	
154	金周布公衆便所【浜田】	計画	廃止	H28	12㎡	2,534	
		実績	廃止	H28	12㎡	1,935	
155	波佐団地公営住宅付属集会施設(菅沢会館)【金城】	計画	地元譲渡・貸付	H29	88㎡	15,139	
		実績	地元譲渡・貸付	H30	88㎡	15,139	
156	庁舎前公衆便所【旭】	計画	廃止	H28	20㎡	8,575	
		実績	廃止	H29	20㎡	7,326	
157	林業地域給水施設(栃木)【弥栄】	計画	廃止	H29	2㎡	895	
		実績	廃止	H30	2㎡	895	
158	林業地域給水施設(若松)【弥栄】	計画	廃止	H29	3㎡	1,082	
		実績	廃止	H30	3㎡	1,082	
159	林業地域給水施設(権現)【弥栄】	計画	廃止	H29	3㎡	1,082	
		実績	廃止	H30	3㎡	1,082	
160	岡見駅舎【三隅】	計画	廃止・単独建替(公衆便所)	R4以降	71㎡	12,267	
		実績			0㎡	0	

項番	施設名	施設別方針		時期	面積削減	将来更新 投資削減額 (千円)	今後の具体的な計画等
161	ひゃこるネットみすみ情報ステーション【三隅】	計画	民間移管	R4以降	984㎡	141,706	
		実績			0㎡	0	
162	杉の森練習場【三隅】	計画	廃止	R2	166㎡	23,849	
		実績	廃止	H30	166㎡	25,374	
163	旭山村開発旭センター【旭】	計画	廃止(機能移転)	R2	2,142㎡	912,385	旭支所庁舎の耐震化工事にあわせて機能移転し、施設を廃止。
		実績	廃止(機能移転)	R3	2,142㎡	912,385	
164	石見まちづくりセンター細谷分館【まちづくりセンター—浜田】	計画	地元譲渡・貸付	R2	180㎡	30,907	まちづくりセンターの評価及び検証結果を踏まえて対応 時期R2⇒R4以降
		実績	(R2→R4以降)		0㎡	0	
165	国民宿舍千畳苑【レクリエーション施設・観光施設—浜田】	計画	民間譲渡	R4以降	3,877㎡	1,635,899	
		実績			0㎡	0	
166	木田暮らしの学校【旭】	計画	廃止(耐用年数経過後)	R4以降	1,692㎡	277,136	
		実績			0㎡	0	
167	木田一般住宅【一般住宅—旭】	計画	廃止	H28	115㎡	48,990	
		実績	廃止	H28	115㎡	48,990	
168	大坪住宅【地域定住住宅—弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	239㎡	41,074	雇用促進住宅の売却条件を参考に民間譲渡を検討 時期R3⇒R4以降
		実績	(R3→R4以降)		0㎡	0	
169	多目的研修集会施設越木集会所【旭】	計画	地元譲渡・貸付	H30	170㎡	24,480	
		実績	地元譲渡・貸付	H30	170㎡	24,480	
170	天狗石農村交流研修センター【旭】	計画	地元譲渡・貸付	R3	318㎡	45,792	指定管理期間中(R3～R5)に無償貸付に向けて協議。 時期R3⇒R6
		実績	(R3→R6)		0㎡	0	
171	天狗石農村交流研修センター入浴施設【旭】 平成29年度追加	計画	地元譲渡・貸付	R3	43㎡	7,310	指定管理期間中(R3～R5)に無償貸付に向けて協議。 時期R3⇒R6
		実績	(R3→R6)		0㎡	0	
172	市役所第2東分庁舎【庁舎等—浜田】	計画	廃止	R4以降	335㎡	48,289	
		実績			0㎡	0	
173	市役所北分庁舎(元浜田警察署)【庁舎等—浜田】	計画	廃止・単独建替(車庫のみ)	R4以降	3,352㎡	1,250,791	
		実績			0㎡	0	
174	文化財プレハブ倉庫【浜田】	計画	廃止	H29	10㎡	1,400	
		実績	廃止	H29	10㎡	1,470	
175	今福公衆便所【金城】	計画	廃止	H29	5㎡	860	
		実績	廃止	H29	5㎡	△246	
176	美又口(小瀬原)公衆便所【金城】	計画	廃止	H29	4㎡	548	
		実績	廃止	H29	4㎡	46	
177	勤労青少年ホーム【浜田】	計画	廃止	R2	850㎡	362,279	R3.3.31をもって施設を閉館。
		実績	廃止	R3	850㎡	362,276	
178	旭ヶ丘教職員住宅【その他教育施設—旭】	計画	廃止	H30	246㎡	42,312	
		実績	廃止	H30	246㎡	42,312	
179	老人福祉センター(三隅)【高齢福祉施設—三隅】	計画	廃止(機能移転)	R元	669㎡	287,590	
		実績	廃止(機能移転)	R元	669㎡	287,590	
180	浜田分団1班消防ポンプ車庫【消防施設—浜田】	計画	廃止(機能移転)	R2	23㎡	3,283	
		実績	廃止(機能移転)	R2	23㎡	3,283	



項番	施設名	施設別方針		時期	面積削減	将来更新 投資削減額 (千円)	今後の具体的な計画等
181	浜田分団3班消防ポンプ車庫 【消防施設一浜田】	計画	廃止(機能移転)	R2	23㎡	3,370	
		実績	廃止(機能移転)	R2	23㎡	3,370	
182	浜田分団4班消防ポンプ車庫 【消防施設一浜田】	計画	廃止(機能移転)	H30	18㎡	3,096	
		実績	廃止(機能移転)	H30	18㎡	3,096	
183	長浜分団1班消防ポンプ車庫 【消防施設一浜田】	計画	統廃合	R元	3㎡	661	
		実績	統廃合	R元	3㎡	661	
184	大麻分団1班消防ポンプ車庫 【消防施設一浜田】	計画	統廃合	R元	8㎡	1,303	
		実績	統廃合	R元	8㎡	1,303	
185	大麻分団2班消防ポンプ車庫 【消防施設一浜田】	計画	統廃合	R元	6㎡	1,258	
		実績	統廃合	R元	6㎡	1,258	
186	上府コミュニティ防災セン ター【消防施設一浜田】	計画	地元譲渡・貸付	R4以降	241㎡	41,452	
		実績			0㎡	0	
187	都川分団1班消防ポンプ車庫 【消防施設一旭】	計画	統廃合	R2	5㎡	878	R2に1～3班統合。旧車庫はR3 に地元譲渡。
		実績			0㎡	0	
188	都川分団2班消防ポンプ車庫 【消防施設一旭】	計画	統廃合	R2	13㎡	2,112	R2に1～3班統合。旧車庫はR3 に解体。
		実績			0㎡	0	
189	都川分団3班消防ポンプ車庫 【消防施設一旭】	計画	統廃合	R2	5㎡	878	R2に1～3班統合。旧車庫はR3 に解体。
		実績			0㎡	0	
190	杵束分団第5班消防車庫【消防 施設一弥栄】	計画	廃止	H30	38㎡	6,588	
		実績	廃止	H30	38㎡	6,588	
191	災害公営住宅(坂田)【災害公 営住宅一三隅】	計画	入居者等譲渡	R元	75㎡	12,879	
		実績	入居者等譲渡	R元	75㎡	14,602	
192	災害公営住宅(本田)【災害公 営住宅一三隅】	計画	入居者等譲渡	R元	65㎡	11,218	
		実績	入居者等譲渡	R元	65㎡	12,718	
193	庁舎前庭園バス停留所【旭】	計画	統廃合	H29	3㎡	565	
		実績	統廃合	H29	3㎡	△2,629	
194	バス停留所【旭】	計画	統廃合(石見今市バス停のみ)	H29	4㎡	175	
		実績	統廃合(石見今市バス停のみ)	H29	4㎡	491	
195	国府まちづくりセンター有福分 館【まちづくりセンター一浜田】	計画	複合化	R4以降	154㎡	30,021	
		実績			0㎡	0	
196	三保分団駅前班消防ポンプ車 庫【消防施設一三隅】	計画	統廃合	R3	4㎡	586	三保分団ポンプ車庫の5車庫を1 車庫に統合。 時期R3⇒R6
		実績	(R3→R6)		0㎡	0	
197	三保分団福浦班消防ポンプ車 庫【消防施設一三隅】	計画	統廃合	R3	3㎡	438	三保分団ポンプ車庫の5車庫を1 車庫に統合。 時期R3⇒R6
		実績	(R3→R6)		0㎡	0	
198	小福井住宅【公営住宅-浜田】	計画	統廃合	R4以降	480㎡	76,797	
		実績			0㎡	0	
199	内田住宅【公営住宅-浜田】	計画	統廃合	R4以降	95㎡	15,206	
		実績			0㎡	0	
200	下府住宅【公営住宅-浜田】	計画	単独建替え	R4以降	0㎡	0	
		実績			0㎡	0	

項番	施設名	施設別方針		時期	面積削減	将来更新 投資削減額 (千円)	今後の具体的な計画等
201	市場住宅【公営住宅-浜田】	計画	廃止	R4以降	0㎡	47,857	
		実績			0㎡	0	
202	災害公営住宅(川本)【災害公 営住宅-三隅】	計画	廃止	R4以降	75㎡	12,854	
		実績			0㎡	0	
203	災害公営住宅(渡辺)【災害公 営住宅-三隅】	計画	廃止	R4以降	75㎡	12,879	
		実績			0㎡	0	
204	海石住宅【集団移転住宅-三 隅】	計画	廃止・地元譲渡・貸付(集会所)	R元	1,988㎡	272,344	
		実績	廃止(共同作業所)・地元譲渡・貸付(集会所)	R元	300㎡	63,350	
205	ゴミ収集ボックス(久佐)【金城】	計画	廃止	R元	5㎡	893	
		実績	廃止	R元	5㎡	893	
206	ゴミ収集ボックス(今福)【金城】	計画	廃止	R元	10㎡	1,785	
		実績	廃止	R元	10㎡	1,785	
207	ゴミ収集ボックス(美又)【金城】	計画	廃止	R元	10㎡	1,785	
		実績	廃止	R元	10㎡	1,785	
208	ゴミ収集ボックス(雲城)【金城】	計画	廃止	R元	36㎡	6,249	
		実績	廃止	R元	36㎡	6,249	
209	ゴミ収集ボックス(波佐)【金城】	計画	廃止	R元	10㎡	1,785	
		実績	廃止	R元	10㎡	1,785	
210	ゴミ収集ボックス(小国)【金城】	計画	廃止	R元	5㎡	893	
		実績	廃止	R元	5㎡	893	
211	サン・ビレッジ浜田アイススケ ート場【浜田】	計画	廃止(耐用年数経過後)	R4以降	2,526㎡	1,076,076	
		実績			0㎡	0	
212	旭公園テニスコート【旭】	計画	廃止(耐用年数経過後)	R4以降	18㎡	2,736	
		実績			0㎡	0	
213	岡見スポーツセンター【三隅】	計画	廃止(耐用年数経過後)・統廃合(集会所)	R4以降	522㎡	94,406	
		実績			0㎡	0	
214	山陰浜田港公設市場【浜田】	計画	民間譲渡(商業棟)・単独建替え(仲買棟)	R4以降	1,213㎡	175,368	
		実績			0㎡	0	
215	杵束まちづくりセンター【まちづ くりセンター—弥栄】	計画	複合化	R4	0㎡	0	コミュニティ施設として、R3新規 整備
		実績		R3	△556㎡	△108,420	
216	弥栄図書館【図書館—弥栄】	計画	単独建替え	R4	0㎡	0	杵束まちづくりセンター内に機能 を確保。
		実績		R3	△56㎡	△10,920	

### 3 【別冊】浜田市第1期公共施設再配置実施計画の概要

#### (1) 浜田市第1期公共施設再配置実施計画における進捗管理

今後40年間（平成28年度～令和37年度）を見据えた「浜田市公共施設再配置方針」に基づき、行財政改革大綱実施期間（平成28年度～令和3年度）にあわせて、「浜田市第1期公共施設再配置実施計画」（以下、「第1期実施計画」という。）を平成28年3月に策定しました。

この第1期実施計画の公表後、施設別方針の変更や施設別方針を具体化する計画内容に修正・変更・追加等があった場合は、その内容を公表するとともに、施設別方針を達成する目標時期を令和3年度までと掲げた施設については行財政改革実施計画等の中で毎年度効果額等の進捗管理を行うこととしており、以下(1)～(3)のとおり進捗管理等の内容を掲載します。

また、「別冊（令和3年度版）」では、令和3年10月1日時点における保有施設を対象とし、以下の(1)～(3)に「別冊（令和2年度版）」の内容等を加味し、進捗を管理します。

- (1) 平成27年4月1日時点で市が保有しているハコモノ施設\*で、当初計画の対象施設（162施設（308棟）/503施設（1,043棟）のうち、第1期実施計画策定以降、「施設（棟）別方針」に変更がある場合は、変更前・変更後の方針を記載します。また、「今後の具体的計画」の内容に修正・変更・追加等がある場合や「計画の進捗状況（実績）」について特記事項がある場合は、その内容を記載します。計画が終了した施設（棟）については、「将来更新投資額削減額（=効果額）」及び「維持管理費（ランニングコスト）削減額（=効果額）」の実績を記載することとし、いずれの場合も「計画の進捗状況」を実績として記載します。
- (2) 平成27年4月1日時点で市が保有しているハコモノ施設\*で、当初計画の対象施設（162施設（308棟）/503施設（1,043棟）になっていない施設のうち、第1期実施計画策定以降、施設（棟）別方針の変更（見直し）により、例えば単独建替え→民間譲渡や、統廃合→前倒し統廃合により第1期実施計画の対象施設となる場合は、「新規追加分」として扱い、第1期実施計画と同様の内容（施設別方針と具体的計画等）を掲載します。  
※逆に、民間譲渡→単独建替えや、廃止→廃止（耐用年数経過後）により第1期実施計画の対象外施設となる場合は、(1)において「削除」分として扱います。
- (3) 平成27年4月1日以降市が新規に保有しているハコモノ施設\*で、「施設別方針」が廃止、民間移管、民間譲渡、入居者等譲渡、地元譲渡・貸付の方針の施設、また耐用年数を待たずとも前倒しで統廃合や複合化を検討する施設（新行財政改革大綱実施期間最終年である令和3年度までに検討する施設）については、新たに第1期実施計画と同様の内容（施設別方針と具体的計画等）を掲載します（次ページ中、第1期公共施設再配置実施計画の対象施設の項目中、③・④参照）。

\*市が保有しているハコモノ施設：使用料等を更新財源としている特別会計を除いた行政財産に限ります。

※(1)については、1施設＝1ページの構成とした『進捗管理シート』を掲載し、(2)・(3)については1施設＝見開き2ページ（施設により4ページ）の構成とした『施設別シート』を新たに掲載します。

## (2) 浜田市第1期公共施設再配置実施計画の再掲

### ◆ 浜田市第1期公共施設再配置実施計画の対象施設

対象施設は、以下①～④の施設とします。ただし、延床面積が50㎡未満の棟のみで構成される施設（廃止などの方針施設は除く）は対象から除外とします。

- ① 平成27年末時点で耐用年数を経過している棟を含む施設
- ② 新行財政改革大綱実施期間最終年（令和3年末時点）以前に耐用年数を経過する棟を含む施設
- ③ 浜田市公共施設再配置方針に基づく「施設別方針」が廃止、民間移管、民間譲渡、入居者等譲渡、地元譲渡・貸付の方針の施設
- ④ 耐用年数を待たずとも前倒しで統廃合や複合化を検討する施設（新行財政改革大綱実施期間最終年である令和3年度までに検討する施設）

◆ 施設別方針の設定及び方針に基づく削減後の将来更新投資額の試算

浜田市公共施設再配置方針に基づく「施設別方針」は、各施設（必要に応じて棟ごと）に下表のいずれかの方針に分類します。

また、その方針に基づく削減後の延床面積（構造は引き継ぐものとする）で建替えるものとして、将来的にかかる更新費用（将来更新投資額）を試算します。

評価軸	判断基準		方針	概要
必要性	公共サービスとしての必要性はあるか	廃止予定施設、当初の目的を終えた施設	廃止	当該施設を廃止します。 ※耐用年数経過後（文化財は保存活用終了後）or前倒し廃止
民間施設	民間施設の利用は可能か	すでに民間でサービスが提供されている施設	民間移管	ハコとしての施設は廃止するものの、機能はソフト化し民間施設等によって代替することとします。
運営状況	民間企業等への移管は可能か	指定管理者制度導入施設のうち、指定管理料を支払っていない施設等	民間譲渡	現在ある施設を指定管理先等へ譲渡します。
	住宅入居者等への移管は可能か	一戸建ての災害公営住宅等	入居者等譲渡	入居者等へ譲渡します。
	地元に移管は可能か	自治会、町内会等による管理がなされている施設	地元譲渡・貸付	施設を自治会、町内会等の市民団体へ譲渡（又は貸付）します。
他市施設	他自治体で連携可能か	他の自治体との広域連携が可能な施設	広域化	市単独で施設を保有するのではなく、周辺都市と共用で保有し、建替え、維持管理にかかる費用を圧縮します。
機能重複	他分類施設との機能の重複があるか	他分類施設と重複した機能を有する施設	廃止（機能移転）	重複している施設が過剰な場合は当該施設の廃止を検討します。
			複合化	施設の統廃合または複合化により、共用部等の面積を圧縮し、建替え、維持管理にかかる費用を圧縮します。
統廃合可能性	同分類施設と統廃合させることが可能か	同分類施設と統廃合可能な施設	統廃合	施設の統廃合または複合化により、共用部等の面積を圧縮し、建替え、維持管理にかかる費用を圧縮します。
上記のいずれにも当てはまらず 単独で建替える必要性のある施設			単独建替え	建替えの際には、施設単独での建替えを行います。



- ア 廃止、廃止(耐用年数経過後)、民間移管、民間譲渡、地元譲渡・貸付、入居者等譲渡(住宅に限る)  
⇒市で保有しないことを前提とするため、延床面積は0で試算
- イ 複合化、統廃合  
⇒複合化、統廃合の際に、共有部分、不要施設の削減により、延床面積は元の面積の70%で試算
- ウ 単独建替え  
⇒単独で建替えるため、延床面積は元の面積の100%で試算
- エ 広域化  
⇒他市町村と協同で建替えるが、便宜上延床面積は0で試算

- ① 耐用年数は、日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」に基づき構造別に設定し、耐用年数を経過した年（例：鉄筋コンクリート造であれば**61年目**）に建替えを行う。
- ② 耐用年数が60年の建築物については、**30年目に大規模改修**を実施する。
- ③ 耐用年数が40年の建築物については、大規模改修を実施せず**41年目**に建替えを行う。
- ④ ただし、耐用年数が60年の建築物のうち、残りの耐用年数が10年未満の建築物は、建替え時期が近い**ため大規模改修は実施せず、耐用年数を経過した年に建替え**を行う。
- ⑤ 建替え時単価は、構造別の単価とする。また、大規模改修時単価は、建替え時単価（解体費用抜き）の**60%**（千円未満切り上げ）と想定する。
- ⑥ 個別法等により耐用年数の規定がある建築物については、その耐用年数を適用する。

#### ■ 構造別耐用年数及び大規模改修時期

構造	略称	耐用年数	大規模改修時期
鉄骨造	S造	40年	実施しない
鉄筋コンクリート造	RC造	60年	30年目
鉄骨・鉄筋コンクリート造	SRC造	60年	30年目
木造	W造	40年	実施しない
コンクリートブロック造	CB造	60年	30年目

※日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」をもとに作成

#### ■ 構造別更新単価表

構造	建替え時単価 【解体費用含む】 (千円) / m <sup>2</sup>	大規模改修時単価 (千円) / m <sup>2</sup>
鉄骨造	167	—
鉄筋コンクリート造	289	160
鉄骨・鉄筋コンクリート造	318	177
木造	195	—
コンクリートブロック造	160	83

※建替え時単価：『建築着工統計』工事費予定額の分析 昭和59年度～平成19年度の個票分析」（一財）建設物価調査会総合研究所の数値に解体費用2.3万円（建築施工単価‘13-10）を加算

※大規模改修時単価：建替え時単価（解体費用抜き）の60%（千円未満切り上げ）

※単独建替え、統廃合、複合化以外は、延床面積0で試算するが、解体経費（2.3万円/m<sup>2</sup>）は見込む

浜田市公共施設の状況(令和3年10月1日時点)

1 施設数等の現状

	平成27年度 (4月1日)	平成28年度 (4月1日)	平成29年度 (10月1日)	平成30年度 (10月1日)	令和元年度 (10月1日)	令和2年度 (10月1日)	令和3年度 (10月1日)	比較 (R3-H27)
(1)施設数(施設)	503	494	478	463	447	437	431	▲72
前年比(施設)	-	▲9	▲16	▲15	▲16	▲10	▲6	
(2)延床面積(㎡)	<sup>[A]</sup> 372,746	377,351	380,319	378,090	375,545	374,211	370,047	▲2,699
前年比(㎡)	-	4,605	2,968	▲2,229	▲2,545	▲1,334	▲4,164	
(3)将来の延床面積(㎡) <sup>[B]</sup>	234,509	235,523	235,884	234,384	234,021	231,725	231,019	▲3,490
削減予定面積(㎡) <sup>[A-B]</sup>	138,237	137,223	136,862	138,362	138,725	141,021	141,727	
削減率(%) <sup>[(A-B)/A]</sup>	37.1	36.8	36.7	37.1	37.2	37.8	38.0	

※「(1)施設数」は、一般会計の行政財産(ハコモノ)の数を示す。

※「(3)将来の延床面積」は、現行計画の「施設別方針」どおりに削減した場合の面積を示す。

2 施設数等の増減内訳

	平成27年度 (4月～3月)	平成28年度 (4月～3月)	平成29年度 上期 (4月～9月)	H29年度下期～ H30年度上期 (10月～9月)	H30年度下期～ R元年度上期 (10月～9月)	R元年度下期～ R2年度上期 (10月～9月)	R2年度下期～ R3年度上期 (10月～9月)	合計
① 新規 (単独建替え等を除く)	10,200㎡ (3施設)	1,279㎡ (2施設)	3,448㎡ (1施設)	582㎡ (4施設)	2,423㎡ (4施設)	53㎡ (1施設)	689㎡ (3施設)	18,674㎡ (18施設)
純増								
新規整備	4,631㎡ (1施設)	399㎡ (2施設)	-	578㎡ (4施設)	2,423㎡ (4施設)	53㎡ (1施設)	689㎡ (3施設)	8,773㎡ (15施設)
新規取得	-	-	3,448㎡ (1施設)	4㎡ (増減なし)	-	-	-	3,452㎡ (1施設)
所管替え等 による増								
特別会計 から移行	3,877㎡ (1施設)	-	-	-	-	-	-	3,877㎡ (1施設)
普通財産 から移行	1,692㎡ (1施設)	880㎡	-	-	-	-	-	2,572㎡ (1施設)
② 廃止、譲渡・貸付	▲5,177㎡ (▲13施設)	▲1,433㎡ (▲8施設)	▲1,078㎡ (▲11施設)	▲2,029㎡ (▲18施設)	▲2,581㎡ (▲20施設)	▲1,798㎡ (▲11施設)	▲4,536㎡ (▲8施設)	▲18,632㎡ (▲89施設)
③ その他	▲418㎡ (1施設)	752㎡ (増減なし)	-	▲782㎡ (▲1施設)	▲2,387㎡ (増減なし)	411㎡ (増減なし)	▲317㎡ (▲1施設)	▲2,741㎡ (▲1施設)
合計 (①+②+③)	4,605㎡ (▲9施設)	598㎡ (▲6施設)	2,370㎡ (▲10施設)	▲2,229㎡ (▲15施設)	▲2,545㎡ (▲16施設)	▲1,334㎡ (▲10施設)	▲4,164㎡ (▲6施設)	▲2,699㎡ (▲72施設)
所管替え等による増を 除いた合計	▲964㎡ (▲11施設)	▲282㎡ (▲6施設)	2,370㎡ (▲10施設)	▲2,229㎡ (▲15施設)	▲2,545㎡ (▲16施設)	▲1,334㎡ (▲10施設)	▲4,164㎡ (▲6施設)	▲9,148㎡ (▲74施設)
④ 方針変更【参考】	-	▲1,387㎡	▲235㎡	▲999㎡	▲403㎡	▲2,771㎡	▲226㎡	▲6,021㎡
⑤ 再配置対象外施設 【参考】	-	-	-	-	-	8,249㎡	-	8,249㎡

※「③その他」は、単独建替え、統廃合、面積錯誤、漏れ等による増減の面積を示す。

※「④方針変更【参考】」は、将来の延床面積に影響する方針変更。参考数値



### 3 施設の増減一覧

#### ① 新規（単独建替え、統廃合及び複合化分は除く）

計上 年月	地区	No.	施設名	施設別方針 (将来方針)	面積増減	備 考
R3.10	浜田	214	山陰浜田港公設市場 (エレベーター棟) ※	民間譲渡	24 m <sup>2</sup>	新規整備
R3.4	浜田	215	杵束まちづくりセンター	複合化	556 m <sup>2</sup>	新規整備
R3.4	弥栄	216	弥栄図書館	単独建替え	56 m <sup>2</sup>	新規整備
R3.4	旭	—	都川分団消防ポンプ車庫	単独建替え	53 m <sup>2</sup>	新規整備
R2年度(下半期)～R3年度(上半期)小計				3施設	689 m <sup>2</sup>	
R2.4	浜田	—	大麻分団消防ポンプ車庫	単独建替え	53 m <sup>2</sup>	新規整備
R元年度(下半期)～R2年度(上半期)小計				1施設	53 m <sup>2</sup>	
H31.4	浜田	—	ストックヤード	廃止(耐用年 数経過後)	154 m <sup>2</sup>	新規整備
H31.4	浜田	—	外ノ浦観光トイレ	単独建替え	18 m <sup>2</sup>	新規整備
R元.10	浜田	—	山陰浜田港公設市場	単独建替え	2,237 m <sup>2</sup>	新規整備
R元.10	浜田	—	城山公園(公衆便所)	単独建替え	14 m <sup>2</sup>	新規整備
H30年度(下半期)～R元年度(上半期)小計				4施設	2,423 m <sup>2</sup>	
H29.4	金城	—	雲城除雪車格納庫	単独建替え	152 m <sup>2</sup>	新規整備
H30.4	浜田	—	杉の子第3学級 (石見小)	複合化	86 m <sup>2</sup>	新規整備
H30.4	浜田	186	上府コミュニティー防災セ ンター	地元譲渡・貸 付	241 m <sup>2</sup>	新規整備
H30.10	旭	—	旭除雪車格納庫	単独建替え	99 m <sup>2</sup>	新規整備
H30.10	三隅	—	室谷あずまや(室谷987) ※	廃止(耐用年 数経過後)	4 m <sup>2</sup>	新規取得
H29年度(下半期)～H30年度(上半期)小計				4施設	582 m <sup>2</sup>	
H29.10	浜田	174	市役所北分庁舎 (元浜田警察署)	廃止	3,448 m <sup>2</sup>	新規取得 (車庫等含む)
H29年度(上半期)小計				1施設	3,448 m <sup>2</sup>	
H29.4	旭	—	市木ふれあい広場 (体育館含む)	廃止(耐用年 数経過後)	1,194 m <sup>2</sup>	新規整備 (体育館880 m <sup>2</sup> は普 通財産から移行)
H29.4	浜田	—	さくら第2学級 (三階小)	複合化	85 m <sup>2</sup>	新規整備
H28年度小計				2施設	1,279 m <sup>2</sup>	
H28.4	旭	—	旭小学校(校舎・体育館)	複合化	4,631 m <sup>2</sup>	新規整備
H28.4	浜田	165	国民宿舎千畳苑	民間譲渡	3,877 m <sup>2</sup>	特別会計から移行
H28.4	旭	166	木田暮らしの学校	廃止(耐用年 数経過後)	1,692 m <sup>2</sup>	普通財産から移行
H27年度小計				3施設	10,200 m <sup>2</sup>	

※室谷あずまや(室谷987)は、既存のあずまやと合わせて1施設となるため、新規分の施設数にはカウントしない。

※山陰浜田港公設市場(エレベーター棟)は、既存施設への増築となるため、新規分の施設数にはカウントしない。

② 廃止、譲渡・貸付

達成年度	地区	No.	施設名	施設別方針	面積増減	ランニングコスト削減額(年)
R3	弥栄	11	弥栄図書館	複合化⇒廃止	▲54 m <sup>2</sup>	72 千円
R3	弥栄	27	杵束公民館	複合化⇒廃止	▲27 m <sup>2</sup>	37 千円
R3	弥栄	69	弥栄老人福祉センター	複合化⇒廃止	▲580 m <sup>2</sup>	1,607 千円
R3	弥栄	70	老人憩いの家	複合化⇒廃止	▲433 m <sup>2</sup>	730 千円
R3	金城	15	若生まなびや館	地元譲渡・貸付	▲128 m <sup>2</sup>	—
R3	浜田	93	黒川改良住宅 (ただし黒川改良店舗のみ) ※	入居者等譲渡	▲78 m <sup>2</sup>	—
R3	弥栄	117	大和屋住宅	入居者等譲渡	▲244 m <sup>2</sup>	—
R3	旭	163	旭山村開発旭センター	廃止 (機能移転)	▲2,142 m <sup>2</sup>	5,500 千円
R3	浜田	177	勤労青少年ホーム	廃止	▲850 m <sup>2</sup>	5,739 千円
R2 年度(下半期)～R3 年度(上半期) 小計				8 施設	△4,536 m <sup>2</sup>	13,685 千円
R 元	浜田	39	三階山森林総合利用施設	廃止	▲279 m <sup>2</sup>	—
R 元	三隅	179	老人福祉センター (三隅)	廃止	▲669 m <sup>2</sup>	8,876 千円
R 元	浜田	204	海石住宅 (共同作業所のみ) ※	廃止	▲162 m <sup>2</sup>	—
R2	浜田	83	後野災害特別住宅	入居者等譲渡	▲61 m <sup>2</sup>	—
R2	浜田	85	宇津井災害特別住宅	入居者等譲渡	▲61 m <sup>2</sup>	—
R2	弥栄	114	弥栄定住化住宅 13	入居者等譲渡	▲111 m <sup>2</sup>	—
R2	弥栄	115	弥栄定住化住宅 14	入居者等譲渡	▲113 m <sup>2</sup>	—
R2	弥栄	116	弥栄定住化住宅 15	入居者等譲渡	▲113 m <sup>2</sup>	—
R2	弥栄	121	上神代屋住宅	廃止	▲162 m <sup>2</sup>	—
R2	旭	148	八戸川農村公園	地元譲渡⇒廃止	▲21 m <sup>2</sup>	—
R2	浜田	180	浜田分団 1 班消防ポンプ車庫	廃止	▲23 m <sup>2</sup>	33 千円
R2	浜田	181	浜田分団 3 班消防ポンプ車庫	廃止	▲23 m <sup>2</sup>	—
R 元年度(下半期)～R2 年度(上半期) 小計				11 施設	△1,798 m <sup>2</sup>	8,909 千円
H30	浜田	80	市役所田町分室	廃止	▲337 m <sup>2</sup>	—
H30	金城	155	波佐団地公営住宅附属集会施設 (菅沢会館)	地元譲渡・貸付	▲88 m <sup>2</sup>	—
H30	三隅	162	杉の森練習場	廃止	▲166 m <sup>2</sup>	—
R 元	旭	2	山ノ内生活改善センター	地元譲渡・貸付	▲184 m <sup>2</sup>	—
R 元	旭	3	和田生活改善センター	地元譲渡・貸付	▲300 m <sup>2</sup>	—
R 元	旭	4	重富生活改善センター	地元譲渡・貸付	▲286 m <sup>2</sup>	—
R 元	旭	6	戸川生活改善センター	地元譲渡・貸付	▲181 m <sup>2</sup>	—
R 元	浜田	84	河内災害特別住宅	入居者等譲渡	▲61 m <sup>2</sup>	—
R 元	弥栄	110	弥栄定住化住宅 9	入居者等譲渡	▲113 m <sup>2</sup>	—

達成年度	地区	No.	施設名	施設別方針	面積増減	ランニングコスト削減額(年)
R元	弥栄	111	弥栄定住化住宅10	入居者等譲渡	▲113 m <sup>2</sup>	—
R元	弥栄	112	弥栄定住化住宅11	入居者等譲渡	▲122 m <sup>2</sup>	—
R元	弥栄	113	弥栄定住化住宅12	入居者等譲渡	▲113 m <sup>2</sup>	—
R元	三隅	191	災害公営住宅(坂田)	入居者等譲渡	▲75 m <sup>2</sup>	—
R元	三隅	192	災害公営住宅(本田)	入居者等譲渡	▲65 m <sup>2</sup>	—
R元	三隅	204	海石住宅(集会所のみ)	地元譲渡・貸付	▲300 m <sup>2</sup>	—
R元	金城	205	ゴミ収集ボックス(久佐)	廃止	▲5 m <sup>2</sup>	—
R元	金城	206	ゴミ収集ボックス(今福)	廃止	▲10 m <sup>2</sup>	—
R元	金城	207	ゴミ収集ボックス(美又)	廃止	▲10 m <sup>2</sup>	—
R元	金城	208	ゴミ収集ボックス(雲城)	廃止	▲37 m <sup>2</sup>	—
R元	金城	209	ゴミ収集ボックス(波佐)	廃止	▲10 m <sup>2</sup>	—
R元	金城	210	ゴミ収集ボックス(小国)	廃止	▲5 m <sup>2</sup>	—
H30年度(下半期)~R元年度(上半期) 小計				20施設	△2,581 m <sup>2</sup>	0千円
H29	弥栄	123	城北住宅2号棟	廃止	▲116 m <sup>2</sup>	—
H29	弥栄	124	城北住宅3号棟	入居者等譲渡	▲117 m <sup>2</sup>	—
H30	旭	5	本郷生活改善センター	地元譲渡・貸付	▲331 m <sup>2</sup>	—
H30	旭	9	来尾集会所	地元譲渡・貸付	▲154 m <sup>2</sup>	—
H30	旭	32	都川ゲートボール場休憩所	地元譲渡・貸付	▲50 m <sup>2</sup>	—
H30	浜田	40	農村広場施設	地元譲渡・貸付	▲157 m <sup>2</sup>	205千円
H30	弥栄	68	やさかやすらぎの家	民間譲渡	▲175 m <sup>2</sup>	800千円
H30	弥栄	106	弥栄定住化住宅5	入居者等譲渡	▲111 m <sup>2</sup>	—
H30	弥栄	107	弥栄定住化住宅6	入居者等譲渡	▲113 m <sup>2</sup>	—
H30	弥栄	108	弥栄定住化住宅7	入居者等譲渡	▲112 m <sup>2</sup>	—
H30	弥栄	109	弥栄定住化住宅8	入居者等譲渡	▲115 m <sup>2</sup>	—
H30	弥栄	157	林業地域給水施設(栃木)	廃止	▲2 m <sup>2</sup>	—
H30	弥栄	158	林業地域給水施設(若松)	廃止	▲2 m <sup>2</sup>	—
H30	弥栄	159	林業地域給水施設(栃木)	廃止	▲2 m <sup>2</sup>	—
H30	旭	169	多目的研修集会施設 越木集会所	地元譲渡・貸付	▲170 m <sup>2</sup>	—
H30	旭	178	旭ヶ丘教職員住宅	廃止	▲246 m <sup>2</sup>	—
H30	浜田	182	浜田分団4班消防ポンプ車庫	廃止(機能移転)	▲18 m <sup>2</sup>	—
H30	弥栄	190	杵束分団第5班消防車庫	廃止	▲38 m <sup>2</sup>	5千円
H29年度(下半期)~H30年度(上半期) 小計				18施設	△2,029 m <sup>2</sup>	1,010千円
H29	旭	072	あさひひまわり工房	廃止	▲335 m <sup>2</sup>	4,300千円

達成年度	地区	No.	施設名	施設別方針	面積増減	ランニングコスト削減額(年)
H29	旭	074	あさひふれあいプラザ	民間譲渡	▲129 m <sup>2</sup>	422 千円
H29	浜田	076	久代分団 2 班消防ポンプ車庫	地元譲渡・貸付	▲22 m <sup>2</sup>	23 千円
H29	金城	099	七条一般住宅 (2 号のみ) ※	廃止	▲79 m <sup>2</sup>	—
H29	弥栄	102	弥栄定住化住宅 1	入居者等譲渡	▲114 m <sup>2</sup>	—
H29	弥栄	103	弥栄定住化住宅 2	入居者等譲渡	▲112 m <sup>2</sup>	—
H29	弥栄	104	弥栄定住化住宅 3	入居者等譲渡	▲114 m <sup>2</sup>	—
H29	弥栄	105	弥栄定住化住宅 4	入居者等譲渡	▲134 m <sup>2</sup>	—
H29	旭	156	旭支所庁舎前公衆便所	廃止	▲20 m <sup>2</sup>	85 千円
H29	浜田	174	文化財プレハブ倉庫	廃止	▲10 m <sup>2</sup>	—
H29	金城	175	今福公衆便所	廃止	▲5 m <sup>2</sup>	112 千円
H29	金城	176	美又口 (小瀬原) 公衆便所	廃止	▲4 m <sup>2</sup>	100 千円
H29 年度 (上半期) 小計				11 施設	△1,078 m <sup>2</sup>	5,042 千円
H28	旭	007	東都川集会所	地元譲渡・貸付	▲107 m <sup>2</sup>	—
H28	旭	008	西都川集会所	地元譲渡・貸付	▲127 m <sup>2</sup>	—
H28	金城	041	農畜産物加工施設	民間譲渡	▲455 m <sup>2</sup>	—
H28	金城	043	下来原林業協業活動センター	地元譲渡・貸付	▲150 m <sup>2</sup>	277 千円
H28	弥栄	066	やさか児童クラブ※	廃止 (機能移転)	▲82 m <sup>2</sup>	240 千円
H28	三隅	073	みすみ地域活動支援センター きずな	民間譲渡	▲237 m <sup>2</sup>	4,300 千円
H28	浜田	151	旧落合金次郎宅	廃止	▲89 m <sup>2</sup>	—
H28	浜田	153	周布駅舎 (駐輪場のみ) ※	廃止	▲59 m <sup>2</sup>	—
H28	浜田	154	金周布公衆便所	廃止	▲12 m <sup>2</sup>	119 千円
H28	旭	167	木田一般住宅	廃止	▲115 m <sup>2</sup>	—
H28 年度 小計				8 施設	△1,433 m <sup>2</sup>	4,936 千円
H27	弥栄	050	弥栄農産物処理加工施設 第 2 工場	廃止	▲936 m <sup>2</sup>	206 千円
H27	旭	056	今市小学校	廃止	▲3,005 m <sup>2</sup>	—
H27	三隅	077	消防無線中継基地局	廃止	▲8 m <sup>2</sup>	22 千円
H27	弥栄	086	仲三団地 2 号	入居者等譲渡	▲61 m <sup>2</sup>	—
H27	弥栄	087	仲三団地 3 号	入居者等譲渡	▲61 m <sup>2</sup>	—
H27	弥栄	088	仲三団地 4 号	入居者等譲渡	▲75 m <sup>2</sup>	—
H27	弥栄	089	仲三団地 6 号	廃止	▲75 m <sup>2</sup>	—
H27	弥栄	090	仲三団地 7 号	入居者等譲渡	▲75 m <sup>2</sup>	—
H27	三隅	091	災害公営住宅 (杖田)	入居者等譲渡	▲65 m <sup>2</sup>	—
H27	金城	098	今福一般住宅 2 号	廃止	▲77 m <sup>2</sup>	—

達成年度	地区	No.	施設名	施設別方針	面積増減	ランニングコスト削減額(年)
H27	旭	100	和田一般住宅	廃止	▲50 m <sup>2</sup>	—
H27	三隅	149	三隅ごみ処理センター	廃止	▲597 m <sup>2</sup>	—
H27	三隅	150	一般廃棄物最終処分場	廃止	▲92 m <sup>2</sup>	—
H27 年度 小計				13 施設	△5,177 m <sup>2</sup>	228 千円

※黒川改良住宅（黒川改良店舗のみ）は、廃止、譲渡・貸付分の施設数にはカウントしない。

※七条一般住宅（2号のみ）、周布駅舎（駐輪場のみ）、海石住宅（集会所のみ・共同作業所のみ）は、廃止、譲渡・貸付分の施設数にはカウントしない。

※やさか児童クラブは、弥栄小学校屋内運動場内に機能を確保しているため、廃止、譲渡・貸付分の施設数にはカウントしない。

#### ④ 方針変更【参考】（既に廃止又は譲渡・貸付したものや効果に影響が無いものは除く）

地区	No.	施設名	施設別方針	面積	面積増減	備考
三隅	201	市場住宅	単独建替え→廃止	278 m <sup>2</sup>	▲278 m <sup>2</sup>	10 割分の将来面積減
浜田	—	浜田消防署 桜ヶ丘出張所	統廃合→ 単独建替え	174 m <sup>2</sup>	52 m <sup>2</sup>	3 割分の将来面積増
R2 下半期～R3 上半期 小計			2 施設		△226 m <sup>2</sup>	
浜田	211	サン・ビレッジ浜田 アイススケート場	単独建替え→ 廃止（注1）	2,526 m <sup>2</sup>	▲2,526 m <sup>2</sup>	10 割分の将来面積減
浜田	—	浜田市室内プール	統廃合→ 単独建替え	957 m <sup>2</sup>	287 m <sup>2</sup>	3 割分の将来面積増
旭	212	旭公園テニスコート	統廃合→ 廃止	18 m <sup>2</sup>	▲13 m <sup>2</sup>	7 割分の将来面積減
旭	—	旭公園プール	統廃合→ 単独建替え	548 m <sup>2</sup>	164 m <sup>2</sup>	3 割分の将来面積増
三隅	—	アクアみすみ	統廃合→ 単独建替え	2,957 m <sup>2</sup>	887 m <sup>2</sup>	3 割分の将来面積増
三隅	213	岡見スポーツセンター （体育館）	統廃合→ 廃止	510 m <sup>2</sup>	▲357 m <sup>2</sup>	7 割分の将来面積減
浜田	214	山陰浜田港公設市場 （商業棟）	単独建替え→ 民間譲渡	1,213 m <sup>2</sup>	▲1,213 m <sup>2</sup>	10 割分の将来面積減
R 元下半期～R2 上半期 小計			7 施設		△2,771 m <sup>2</sup>	
浜田	65	子育て支援センター	複合化→ 単独建替え	594 m <sup>2</sup>	178 m <sup>2</sup>	3 割分の将来面積増
三隅	196	三保分団駅前班 消防ポンプ車庫	単独建替え→ 統廃合	12 m <sup>2</sup>	▲3 m <sup>2</sup>	3 割分の将来面積減
三隅	197	三保分団福浦班 消防ポンプ車庫	単独建替え→ 統廃合	9 m <sup>2</sup>	▲3 m <sup>2</sup>	3 割分の将来面積減
浜田	198	小福井住宅	単独建替え→ 統廃合	1,600 m <sup>2</sup>	▲480 m <sup>2</sup>	3 割分の将来面積減
浜田	199	内田住宅	単独建替え→ 統廃合	317 m <sup>2</sup>	▲95 m <sup>2</sup>	3 割分の将来面積減
H30 下半期～R 元上半期 小計			5 施設		△403 m <sup>2</sup>	
浜田	12	御便殿	統廃合→廃止（保 存終了後）	549 m <sup>2</sup>	▲384 m <sup>2</sup>	7 割分の将来面積減
旭	163	旭山村開発旭センター	複合化→ 廃止（機能移転）	160 m <sup>2</sup>	▲112 m <sup>2</sup>	7 割分の将来面積減

地区	No.	施設名	施設別方針	面積	面積増減	備考
浜田	173	市役所北分庁舎（元浜田警察署）※車庫のみ	廃止→ 単独建替え	86 m <sup>2</sup>	86 m <sup>2</sup>	10 割分の将来面積増
三隅	179	老人福祉センター（三隅）	複合化→ 廃止（機能移転）	669 m <sup>2</sup>	▲468 m <sup>2</sup>	7 割分の将来面積減
浜田	180	浜田分団 1 班 消防ポンプ車庫	単独建替え→ 廃止（機能移転）	23 m <sup>2</sup>	▲23 m <sup>2</sup>	10 割分の将来面積減
浜田	181	浜田分団 3 班 消防ポンプ車庫	単独建替え→ 廃止（機能移転）	23 m <sup>2</sup>	▲23 m <sup>2</sup>	10 割分の将来面積減
浜田	183	長浜分団 1 班 消防ポンプ車庫	単独建替え→ 統廃合	11 m <sup>2</sup>	▲3 m <sup>2</sup>	3 割分の将来面積減
浜田	184	大麻分団 1 班 消防ポンプ車庫	単独建替え→ 統廃合	26 m <sup>2</sup>	▲8 m <sup>2</sup>	3 割分の将来面積減
浜田	185	大麻分団 2 班 消防ポンプ車庫	単独建替え→ 統廃合	22 m <sup>2</sup>	▲6 m <sup>2</sup>	3 割分の将来面積減
旭	187	都川分団 1 班 消防ポンプ車庫	単独建替え→ 統廃合	15 m <sup>2</sup>	▲5 m <sup>2</sup>	3 割分の将来面積減
旭	188	都川分団 2 班 消防ポンプ車庫	単独建替え→ 統廃合	44 m <sup>2</sup>	▲13 m <sup>2</sup>	3 割分の将来面積減
旭	189	都川分団 3 班 消防ポンプ車庫	単独建替え→ 統廃合	15 m <sup>2</sup>	▲5 m <sup>2</sup>	3 割分の将来面積減
弥栄	—	杵束分団第 1 班 消防ポンプ車庫	単独建替え→ 統廃合	66 m <sup>2</sup>	▲20 m <sup>2</sup>	3 割分の将来面積減
弥栄	—	杵束分団第 2 班 消防ポンプ車庫	単独建替え→ 統廃合	15 m <sup>2</sup>	▲5 m <sup>2</sup>	3 割分の将来面積減
弥栄	—	杵束分団第 3 班 消防ポンプ車庫	単独建替え→ 統廃合	21 m <sup>2</sup>	▲6 m <sup>2</sup>	3 割分の将来面積減
弥栄	—	杵束分団第 4 班 消防ポンプ車庫	単独建替え→ 統廃合	12 m <sup>2</sup>	▲4 m <sup>2</sup>	3 割分の将来面積減
H29 下半期～H30 上半期 小計			16 施設		△999 m <sup>2</sup>	
浜田	173	市役所第 2 東分庁舎	複合化→廃止	335 m <sup>2</sup>	▲235 m <sup>2</sup>	7 割分の将来面積減
H29 年度(上半期) 小計			1 施設		△235 m <sup>2</sup>	
旭	163	旭山村開発旭センター	複合化→ 廃止（機能移転）	1,981 m <sup>2</sup>	▲1,387 m <sup>2</sup>	7 割分の将来面積減
H28 年度 小計			1 施設		△1,387 m <sup>2</sup>	

### ⑤ 再配置対象外施設【参考】

建設年月	地区	No.	施設名	施設別方針 (将来方針)	面積	備考
R2.4	浜田	—	浜田漁港水産物荷捌所	—	8,249 m <sup>2</sup>	新規整備

注1:急激に利用者数が増え、その後も増えた利用者数が継続的に見込まれる場合は、用途変更としている計画の見直しを検討する。

#### 4 分類別面積一覧

大分類	小分類	令和2年10月		令和3年10月			増減
		施設数	延床面積	施設数	延床面積	構成比	延床面積
1 市民文化系施設	集会施設	14	9,589㎡	13	7,447㎡	2.0%	▲2,142㎡
	文化施設	1	5,690㎡	1	5,690㎡	1.5%	-
	小計	15	15,278㎡	14	13,137㎡	3.5%	▲2,142㎡
2 社会教育系施設	図書館	5	4,180㎡	5	4,408㎡	1.2%	228㎡
	博物館等	10	8,151㎡	9	8,023㎡	2.2%	▲128㎡
	まちづくりセンター	35	23,604㎡	35	24,133㎡	6.5%	529㎡
	小計	50	35,935㎡	49	36,563㎡	9.9%	629㎡
3 スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	23	27,379㎡	22	27,379㎡	7.4%	-
	レクリエーション・観光施設	9	13,307㎡	9	13,307㎡	3.6%	-
	保養施設	3	3,951㎡	3	3,951㎡	1.1%	-
	小計	35	44,637㎡	34	44,637㎡	12.1%	-
4 産業系施設	産業系施設	25	18,305㎡	24	17,336㎡	4.7%	▲969㎡
	小計	25	18,305㎡	24	17,336㎡	4.7%	▲969㎡
5 学校教育系施設	学校	25	121,479㎡	25	121,479㎡	32.8%	-
	その他教育系施設	17	6,002㎡	17	6,002㎡	1.6%	-
	小計	42	127,481㎡	42	127,481㎡	34.4%	-
6 子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	4	3,062㎡	4	3,062㎡	0.8%	-
	幼児・児童施設	9	1,812㎡	9	1,812㎡	0.5%	-
	小計	13	4,874㎡	13	4,874㎡	1.3%	-
7 保健・福祉施設	高齢福祉施設	6	4,396㎡	4	3,383㎡	0.9%	▲1,013㎡
	保健施設	2	865㎡	2	753㎡	0.2%	▲112㎡
	その他社会福祉施設	1	3,356㎡	1	3,356㎡	0.9%	-
	小計	9	8,617㎡	7	7,492㎡	2.0%	▲1,125㎡
9 行政系施設	庁舎等	9	23,507㎡	9	23,214㎡	6.3%	▲293㎡
	消防施設	90	6,456㎡	91	6,508㎡	1.8%	53㎡
	その他行政系施設等	11	1,878㎡	11	1,878㎡	0.5%	-
	小計	110	31,841㎡	111	31,600㎡	8.5%	▲241㎡
10 公営住宅	公営住宅	19	35,606㎡	19	35,606㎡	9.6%	-
	災害公営住宅	3	215㎡	3	215㎡	0.1%	-
	改良住宅	1	5,298㎡	1	5,221㎡	1.4%	▲78㎡
	雇用促進住宅	4	17,489㎡	4	17,489㎡	4.7%	-
	弥栄定住住宅	0	0㎡	0	0㎡	0.0%	-
	地域定住住宅	33	5,586㎡	32	5,342㎡	1.4%	▲244㎡
	特定公共賃貸住宅	5	3,739㎡	5	3,739㎡	1.0%	-
	集団移転住宅	1	1,526㎡	1	1,526㎡	0.4%	-
	小計	66	69,459㎡	65	69,137㎡	18.7%	▲322㎡
11 公園	公園	24	1,786㎡	24	1,786㎡	0.5%	-
	小計	24	1,786㎡	24	1,786㎡	0.5%	-
12 供給処理施設	供給処理施設	3	11,532㎡	3	11,532㎡	3.1%	-
	小計	3	11,532㎡	3	11,532㎡	3.1%	-
13 その他	その他	45	4,468㎡	45	4,474㎡	1.2%	6㎡
	小計	45	4,468㎡	45	4,474㎡	1.2%	6㎡
	合計	437	374,211㎡	431	370,047㎡	100.0%	▲4,164㎡



浜田市公共施設方針一覧(令和3年10月1日時点)

大CD	大分類	小CD	小分類	自治区	施設数(前年)	施設数(本年)	施設名称	実施計画NO	施設別方針	延床面積 R2.10月	延床面積 R3.10月	備考
1	市民文化系施設	1	集会施設	浜田	2	2	瀬戸見文化センター		単独建替え	97㎡	97㎡	
1	市民文化系施設	1	集会施設	浜田			日脚和泉集会所		単独建替え	153㎡	153㎡	
1	市民文化系施設	1	集会施設	金城	1	1	みどりかいかん		複合化	1,347㎡	1,347㎡	
1	市民文化系施設	1	集会施設	旭	6	5	旭山村開発旭センター	No.163	廃止(機能移転)	2,142㎡	-	【廃止】令和3年2月
1	市民文化系施設	1	集会施設	旭			坂本構造改善センター		廃止(耐用年数経過後)	296㎡	296㎡	
1	市民文化系施設	1	集会施設	旭			都川高齢者活動促進センター(都川まちづくりセンター)		複合化	492㎡	492㎡	
1	市民文化系施設	1	集会施設	旭			木田生活改善センター(木田まちづくりセンター)	No.1	複合化	362㎡	362㎡	【方針時期変更】令和2年度→未定
1	市民文化系施設	1	集会施設	旭			丸原センター		廃止(耐用年数経過後)	499㎡	499㎡	
1	市民文化系施設	1	集会施設	旭			市木生活改善センター(市木まちづくりセンター)	No.10	複合化	394㎡	394㎡	【方針時期変更】令和2年度→未定
1	市民文化系施設	1	集会施設	旭	-	-	多目的研修集会施設越木集会所	No.169	地元譲渡・貸付	-	-	■H30 無償貸付 170㎡
1	市民文化系施設	1	集会施設	旭	-	-	来尾集会所	No.9	地元譲渡・貸付	-	-	■H30 無償貸付 154㎡
1	市民文化系施設	1	集会施設	旭	-	-	東都川集会所	No.7	地元譲渡・貸付	-	-	■H28 無償貸付 107㎡
1	市民文化系施設	1	集会施設	旭	-	-	西都川集会所	No.8	地元譲渡・貸付	-	-	■H28 無償貸付 127㎡
1	市民文化系施設	1	集会施設	旭	-	-	和田生活改善センター	No.3	地元譲渡・貸付	-	-	■R元 無償貸付 300㎡
1	市民文化系施設	1	集会施設	旭	-	-	重富生活改善センター	No.4	地元譲渡・貸付	-	-	■R元 無償貸付 286㎡
1	市民文化系施設	1	集会施設	旭	-	-	本郷生活改善センター	No.5	地元譲渡・貸付	-	-	■H30 無償貸付 331㎡
1	市民文化系施設	1	集会施設	旭	-	-	戸川生活改善センター	No.6	地元譲渡・貸付	-	-	■H30 無償貸付 181㎡
1	市民文化系施設	1	集会施設	旭	-	-	山ノ内生活改善センター	No.2	地元譲渡・貸付	-	-	■R元 無償貸付 184㎡
1	市民文化系施設	1	集会施設	弥栄	1	1	多目的研修集会施設(弥栄会館)		複合化	1,484㎡	1,484㎡	
1	市民文化系施設	1	集会施設	三隅	4	4	上古和集会所		廃止(耐用年数経過後)	59㎡	59㎡	
1	市民文化系施設	1	集会施設	三隅			三隅中央会館		複合化	1,503㎡	1,503㎡	
1	市民文化系施設	1	集会施設	三隅			井野地区多目的研修集会施設みのり会館		廃止(耐用年数経過後)	394㎡	394㎡	
1	市民文化系施設	1	集会施設	三隅			大谷地区活性化施設八幡センター		廃止(耐用年数経過後)	366㎡	366㎡	
1	市民文化系施設	2	文化施設	浜田	1	1	石央文化ホール		複合化	5,690㎡	5,690㎡	
1	市民文化系施設	99	小計		15	14	市民文化系施設		小計	15,278㎡	13,137㎡	

浜田市公共施設方針一覧(令和3年10月1日時点)

大CD	大分類	小CD	小分類	自治区	施設数(前年)	施設数(本年)	施設名称	実施計画NO	施設別方針	延床面積 R2.10月	延床面積 R3.10月	備考
2	社会教育系施設	1	図書館	浜田	1	1	中央図書館		単独建替え	2,990㎡	2,990㎡	
2	社会教育系施設	1	図書館	金城	1	1	金城図書館		複合化	264㎡	264㎡	
2	社会教育系施設	1	図書館	旭	1	1	旭図書館		複合化	79㎡	305㎡	【その他】移転に伴う増
2	社会教育系施設	1	図書館	弥栄	1	-	弥栄図書館	No.11	複合化	54㎡	-	【廃止】令和3年4月
2	社会教育系施設	1	図書館	弥栄		1	弥栄図書館		複合化	-	56㎡	【新規】令和3年4月 ※杵束まちづくりセンター内に機能を確保
2	社会教育系施設	1	図書館	三隅	1	1	三隅図書館		複合化	793㎡	793㎡	
2	社会教育系施設	2	博物館等	浜田	3	3	世界子ども美術館創作活動館		統廃合	3,609㎡	3,609㎡	
2	社会教育系施設	2	博物館等	浜田			浜田郷土資料館	No.13	統廃合	479㎡	479㎡	
2	社会教育系施設	2	博物館等	浜田			浜田城資料館	No.12	廃止(保存活用終了後)	549㎡	549㎡	
2	社会教育系施設	2	博物館等	金城	3	2	金城民俗資料館		統廃合	268㎡	268㎡	
2	社会教育系施設	2	博物館等	金城			金城歴史民俗資料館	No.14	統廃合	174㎡	174㎡	
2	社会教育系施設	2	博物館等	金城			若生まなびや館	No.15	地元譲渡・貸付	128㎡	-	【廃止】令和3年4月
2	社会教育系施設	2	博物館等	旭	1	1	旭歴史民俗資料館		統廃合	387㎡	387㎡	
2	社会教育系施設	2	博物館等	弥栄	1	1	弥栄郷土資料展示室	No.16	統廃合	173㎡	173㎡	
2	社会教育系施設	2	博物館等	三隅	2	2	石正美術館		統廃合	1,977㎡	1,977㎡	
2	社会教育系施設	2	博物館等	三隅			三隅歴史民俗資料館		統廃合	406㎡	406㎡	
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	浜田	16	16	国府まちづくりセンター		複合化	601㎡	601㎡	
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	浜田			石見まちづくりセンター		複合化	577㎡	577㎡	
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	浜田			石見まちづくりセンター宇津井分館	No.19	地元譲渡・貸付	230㎡	230㎡	【方針時期変更】令和2年度→令和6年度
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	浜田			美川まちづくりセンター		複合化	625㎡	625㎡	
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	浜田			美川まちづくりセンター西分館	No.23	地元譲渡・貸付	490㎡	490㎡	【方針時期変更】令和2年度→令和6年度
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	浜田			美川まちづくりセンター東分館	No.22	地元譲渡・貸付	188㎡	188㎡	【方針時期変更】令和2年度→令和6年度
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	浜田			大麻まちづくりセンター		複合化	149㎡	149㎡	
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	浜田			浜田まちづくりセンター		複合化	787㎡	787㎡	
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	浜田			石見まちづくりセンター長見分館	No.21	地元譲渡・貸付	167㎡	167㎡	【方針時期変更】令和2年度→令和6年度
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	浜田			長浜まちづくりセンター		複合化	611㎡	611㎡	
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	浜田			周布まちづくりセンター		複合化	558㎡	558㎡	
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	浜田			国府まちづくりセンター宇野分館	No.24	地元譲渡・貸付	726㎡	726㎡	【方針時期変更】令和2年度→令和6年度
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	浜田			石見まちづくりセンター後野分館	No.17	単独建替え	190㎡	190㎡	屋内体育館(建替え後、地元譲渡)
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	浜田					地元譲渡・貸付	783㎡	783㎡	校舎等
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	浜田			石見まちづくりセンター佐野分館	No.18	地元譲渡・貸付	2,494㎡	2,494㎡	
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	浜田			石見まちづくりセンター細谷分館	No.164	地元譲渡・貸付	180㎡	180㎡	【方針時期変更】令和2年度→令和6年度
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	浜田			国府まちづくりセンター有福分館	No.195	複合化	513㎡	513㎡	

浜田市公共施設方針一覧(令和3年10月1日時点)

大CD	大分類	小CD	小分類	自治区	施設数(前年)	施設数(本年)	施設名称	実施計画NO	施設別方針	延床面積 R2.10月	延床面積 R3.10月	備考
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	金城	6	6	美又まちづくりセンター(美又会館)		複合化	792㎡	792㎡	
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	金城			久佐まちづくりセンター(くざ会館)		複合化	791㎡	791㎡	
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	金城			小国まちづくりセンター		複合化	995㎡	995㎡	
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	金城			波佐まちづくりセンター(ときわ会館)		複合化	684㎡	684㎡	
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	金城			雲城まちづくりセンター		複合化	72㎡	72㎡	
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	金城			今福まちづくりセンター		複合化	23㎡	23㎡	
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	旭	5	5	和田まちづくりセンター	No.26	複合化	3,047㎡	3,047㎡	旧校舎・旧体育館 【方針時期変更】令和2年度→未定
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	旭					廃止	30㎡	30㎡	プール専用附属室 【方針時期変更】令和2年度→令和3年度
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	旭			今市まちづくりセンター		複合化	-	-	旭保健センターで面積計上
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	旭			木田まちづくりセンター	No.1	複合化	-	-	木田生活改善センターで面積計上
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	旭			都川まちづくりセンター		複合化	-	-	都川高齢者活動促進センターで面積計上
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	旭			市木まちづくりセンター	No.10	複合化	-	-	市木生活改善センターで面積計上
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	弥栄	2	2	安城まちづくりセンター		複合化	50㎡	50㎡	
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	弥栄			杵東公民館	No.27	複合化	27㎡	-	【廃止】令和3年4月
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	弥栄			杵東まちづくりセンター		複合化	-	556㎡	【新規整備】令和3年4月
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	三隅	6	6	三隅まちづくりセンター	No.28	複合化	1,535㎡	1,535㎡	
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	三隅			三保まちづくりセンター	No.29	複合化	1,911㎡	1,911㎡	
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	三隅			岡見まちづくりセンター		複合化	695㎡	695㎡	
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	三隅			白砂まちづくりセンター		複合化	562㎡	562㎡	
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	三隅			黒沢まちづくりセンター	No.31	複合化	1,110㎡	1,110㎡	
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	三隅			井野まちづくりセンター	No.30	複合化	1,414㎡	1,414㎡	
2	社会教育系施設	99	小計		50	49	社会教育系施設		小計	35,935㎡	36,563㎡	

浜田市公共施設方針一覧(令和3年10月1日時点)

大CD	大分類	小CD	小分類	自治区	施設数(前年)	施設数(本年)	施設名称	実施計画NO	施設別方針	延床面積 R2.10月	延床面積 R3.10月	備考
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	浜田	10	9	健康増進センター		統廃合	421㎡	421㎡	
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	浜田			浜田市陸上競技場		統廃合	957㎡	957㎡	
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	浜田			浜田市庭球場		統廃合	34㎡	34㎡	
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	浜田			浜田市野球場		統廃合	1,839㎡	1,839㎡	
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	浜田			サン・ビレッジ浜田アイススケート場		廃止(耐用年数経過後)	2,526㎡	2,526㎡	
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	浜田			サン・ビレッジ浜田スポーツ広場		単独建替え	150㎡	150㎡	
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	浜田			東公園北広場トイレ		単独建替え	38㎡	38㎡	
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	浜田			サンマリン浜田		統廃合	1,359㎡	1,359㎡	
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	浜田			ラ・ペアーレ浜田		統廃合	1,831㎡	1,831㎡	
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	浜田			浜田市室内プール		単独建替え	957㎡	957㎡	
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	金城	2	2	ふれあいジム・かなぎ		統廃合	6,356㎡	6,356㎡	
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	金城			今福スポーツ広場施設		統廃合	145㎡	145㎡	
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	旭	5	5	旭公園野球場		統廃合	223㎡	223㎡	
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	旭			旭公園テニスコート		廃止(耐用年数経過後)	18㎡	18㎡	
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	旭			旭公園プール		単独建替え	548㎡	548㎡	
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	旭			旭公園陸上競技場		統廃合	30㎡	30㎡	
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	旭			旭公園市民体育館		統廃合	2,964㎡	2,964㎡	
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	旭	-	-	都川ゲートボール場休憩所	No.32	地元譲渡・貸付	-	-	■H30 無償貸付 50㎡
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	弥栄	2	2	弥栄運動広場施設		統廃合	105㎡	105㎡	
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	弥栄			フットサルやさか競技場		単独建替え	122㎡	122㎡	
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	三隅	4	4	三隅中央公園		統廃合	1,179㎡	1,179㎡	
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	三隅			アクアみすみ		単独建替え	2,957㎡	2,957㎡	
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	三隅			三隅B&G海洋センター		単独建替え	200㎡	200㎡	艇庫
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	三隅					統廃合	1,492㎡	1,492㎡	体育館
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	三隅			岡見スポーツセンター		統廃合	419㎡	419㎡	集会所部分
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	三隅					廃止(耐用年数経過後)	510㎡	510㎡	体育館部分
3	スポレク系施設	2	レクリエーション・観光施設	浜田	1	1	国民宿舎千畳苑	No.165	民間譲渡	3,877㎡	3,877㎡	
3	スポレク系施設	2	レクリエーション・観光施設	金城	6	6	美又温泉4号井ポンプ小屋		単独建替え	10㎡	10㎡	
3	スポレク系施設	2	レクリエーション・観光施設	金城			かなぎウェスタンライディングパーク	No.33	民間譲渡	4,003㎡	4,003㎡	
3	スポレク系施設	2	レクリエーション・観光施設	金城			展望台広場休憩所		単独建替え	44㎡	44㎡	
3	スポレク系施設	2	レクリエーション・観光施設	金城			森の公民館	No.34	民間譲渡	380㎡	380㎡	
3	スポレク系施設	2	レクリエーション・観光施設	金城			リフレパークきんたの里	No.35	民間譲渡	2,636㎡	2,636㎡	
3	スポレク系施設	2	レクリエーション・観光施設	金城			美又温泉歓迎塔		単独建替え	3㎡	3㎡	
3	スポレク系施設	2	レクリエーション・観光施設	旭	1	1	広場緑地等利用施設簡易宿泊施設		廃止(耐用年数経過後)	102㎡	102㎡	
3	スポレク系施設	2	レクリエーション・観光施設	弥栄	1	1	ふるさと体験村		単独建替え	2,251㎡	2,251㎡	
3	スポレク系施設	3	保養施設	金城	2	2	美又温泉国民保養センター	No.36	民間譲渡	3,179㎡	3,179㎡	

浜田市公共施設方針一覧(令和3年10月1日時点)

大CD	大分類	小CD	小分類	自治区	施設数(前年)	施設数(本年)	施設名称	実施計画NO	施設別方針	延床面積 R2.10月	延床面積 R3.10月	備考
3	スポレク系施設	3	保養施設	金城			美又温泉会館	No.37	民間譲渡	335m <sup>2</sup>	335m <sup>2</sup>	【方針時期変更】令和2年度→令和5年度
3	スポレク系施設	3	保養施設	旭	1	1	旭温泉あさひ荘	No.38	単独建替え	437m <sup>2</sup>	437m <sup>2</sup>	
3	スポーツ・レクリエーション系施設	99	小計		35	34	スポーツ・レクリエーション系施設		小計	44,637m <sup>2</sup>	44,637m <sup>2</sup>	

浜田市公共施設方針一覧(令和3年10月1日時点)

大CD	大分類	小CD	小分類	自治区	施設数(前年)	施設数(本年)	施設名称	実施計画NO	施設別方針	延床面積 R2.10月	延床面積 R3.10月	備考
4	産業系施設	1	産業系施設	浜田	2	1	勤労青少年ホーム	No.177	廃止	850㎡	-	【廃止】令和3年4月
4	産業系施設	1	産業系施設	浜田	-	-	三階山森林総合利用施設	No.39	廃止(耐用年数経過後)	-	-	■R2 廃止 279㎡
4	産業系施設	1	産業系施設	浜田			山陰浜田港公設市場	No.211	民間譲渡	1,213㎡	1,218㎡	【増築】エレベーター棟 23.92㎡ 【R3その他】▲19.41㎡
4	産業系施設	1	産業系施設	浜田					単独建替え	1,244㎡	1,249㎡	仲買棟部分 【R3その他】+5.02㎡
4	産業系施設	1	産業系施設	浜田	-	-	農村広場施設	No.40	地元譲渡・貸付	-	-	■H30 無償貸付 157㎡
4	産業系施設	1	産業系施設	金城	6	6	ふれあい会館		複合化	1,297㎡	1,297㎡	
4	産業系施設	1	産業系施設	金城			かたらいの家	No.44	地元譲渡・貸付	249㎡	249㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和6年度
4	産業系施設	1	産業系施設	金城			エクス和紙の館	No.46	民間譲渡	950㎡	950㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和6年度
4	産業系施設	1	産業系施設	金城			地域材利用促進交流館	No.45	民間譲渡	229㎡	229㎡	
4	産業系施設	1	産業系施設	金城			縁の里地域振興施設	No.47	地元譲渡・貸付	210㎡	210㎡	
4	産業系施設	1	産業系施設	金城			くご会館(体育館)	No.42	地元譲渡・貸付	630㎡	630㎡	
4	産業系施設	1	産業系施設	金城	-	-	農畜産物加工施設	No.41	民間譲渡	-	-	■H28 民間譲渡 455㎡
4	産業系施設	1	産業系施設	金城	-	-	下来原林業協業活動センター	No.43	地元譲渡・貸付	-	-	■H28 民間譲渡 150㎡
4	産業系施設	1	産業系施設	旭	8	8	天狗石農村交流研修センター	No.170	地元譲渡・貸付	318㎡	318㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和6年度
4	産業系施設	1	産業系施設	旭			天狗石農村交流研修センター入浴施設	No.171	地元譲渡・貸付	43㎡	43㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和6年度
4	産業系施設	1	産業系施設	旭			山ノ内農作業管理休養施設旭豊1号館	No.48	廃止	241㎡	241㎡	【方針時期変更】令和2年度→令和7年度
4	産業系施設	1	産業系施設	旭			山ノ内農作業管理休養施設旭豊2号館	No.49	廃止	168㎡	168㎡	【方針時期変更】令和2年度→令和7年度
4	産業系施設	1	産業系施設	旭			地域交流プラザ「まんてん」		複合化	539㎡	411㎡	【R3その他】▲128㎡
4	産業系施設	1	産業系施設	旭			地域交流プラザ多目的ステージ		廃止(耐用年数経過後)	128㎡	128㎡	
4	産業系施設	1	産業系施設	旭			木田暮らしの学校	No.166	廃止(耐用年数経過後)	1,692㎡	1,692㎡	
4	産業系施設	1	産業系施設	旭			市木ふれあい広場		廃止(耐用年数経過後)	1,194㎡	1,194㎡	
4	産業系施設	1	産業系施設	弥栄	6	6	実践研修生滞在施設		単独建替え	224㎡	224㎡	
4	産業系施設	1	産業系施設	弥栄			間伐材等地域材研究施設		広域化	1,001㎡	1,001㎡	
4	産業系施設	1	産業系施設	弥栄			弥栄農産物処理加工施設第1工場		廃止(耐用年数経過後)	336㎡	336㎡	
4	産業系施設	1	産業系施設	弥栄			弥栄肉用牛改良流通センター		廃止(耐用年数経過後)	3,469㎡	3,469㎡	
4	産業系施設	1	産業系施設	弥栄			農産物集出荷貯蔵施設		廃止(耐用年数経過後)	108㎡	108㎡	
4	産業系施設	1	産業系施設	弥栄			地域資源循環活用施設		廃止(耐用年数経過後)	279㎡	279㎡	
4	産業系施設	1	産業系施設	弥栄	-	-	弥栄農産物処理加工施設第2工場	No.50	廃止	-	-	■H27 廃止 936㎡
4	産業系施設	1	産業系施設	三隅	3	3	三隅特産品展示販売センター(ゆうひパーク三隅)		単独建替え	370㎡	370㎡	
4	産業系施設	1	産業系施設	三隅			岡見漁業振興会館		単独建替え	868㎡	868㎡	
4	産業系施設	1	産業系施設	三隅			石州和紙会館		複合化	456㎡	456㎡	
4	産業系施設	99	小計		25	24	産業系施設		小計	18,305㎡	17,336㎡	



浜田市公共施設方針一覧(令和3年10月1日時点)

大CD	大分類	小CD	小分類	自治区	施設数(前年)	施設数(本年)	施設名称	実施計画NO	施設別方針	延床面積 R2.10月	延床面積 R3.10月	備考		
5	学校教育系施設	1	学校	浜田	14	14	第一中学校	No.58	複合化	8,626㎡	8,626㎡			
								廃止(耐用年数経過後)	639㎡	639㎡	屋内運動室			
									第二中学校		複合化	6,813㎡	6,813㎡	
									第三中学校		複合化	7,201㎡	7,201㎡	
								No.59	第四中学校		複合化	2,634㎡	2,634㎡	
									浜田東中学校		複合化	5,649㎡	5,649㎡	
									原井小学校		複合化	5,658㎡	5,658㎡	
									松原小学校		複合化	6,459㎡	6,459㎡	
											廃止(耐用年数経過後)	54㎡	54㎡	プール附属室
								No.52	石見小学校		複合化	6,064㎡	6,064㎡	
									長浜小学校		複合化	6,130㎡	6,130㎡	
											廃止(耐用年数経過後)	13㎡	13㎡	プール附属室
									周布小学校		複合化	4,829㎡	4,829㎡	
								No.53	美川小学校		複合化	2,137㎡	2,137㎡	
											廃止(耐用年数経過後)	64㎡	64㎡	プール附属室
								No.51	雲雀丘小学校		複合化	2,316㎡	2,316㎡	
									三階小学校		複合化	4,352㎡	4,352㎡	
									国府小学校		複合化	6,331㎡	6,331㎡	
											廃止(耐用年数経過後)	67㎡	67㎡	プール附属室
							5	学校教育系施設	1	学校	金城	4	4	金城中学校
	廃止(耐用年数経過後)	198㎡	198㎡	プール附属棟										
		今福小学校		複合化	2,201㎡	2,201㎡								
				廃止(耐用年数経過後)	27㎡	27㎡								プール専用附属室
	No.54	雲城小学校		複合化	2,928㎡	2,928㎡								
				廃止(耐用年数経過後)	14㎡	14㎡								プール専用附属室
	No.55	波佐小学校		複合化	2,274㎡	2,274㎡								
				廃止(耐用年数経過後)	32㎡	32㎡	プール専用附属施設							
5	学校教育系施設	1	学校	旭	2	2	旭中学校	No.61	複合化	3,921㎡	3,921㎡			
									旭小学校		複合化	4,661㎡	4,661㎡	
							No.56	廃止	-	-	■H27 廃止 3005㎡			
5	学校教育系施設	1	学校	弥栄	2	2	弥栄小学校		複合化	3,597㎡	3,597㎡	■H28 No.57 旧屋内運動場(便所含む) 単独建替え 651㎡		
								廃止(耐用年数経過後)	115㎡	115㎡	プール管理棟			
									弥栄中学校		複合化	2,988㎡	2,988㎡	

浜田市公共施設方針一覧(令和3年10月1日時点)

大CD	大分類	小CD	小分類	自治区	施設数(前年)	施設数(本年)	施設名称	実施計画NO	施設別方針	延床面積 R2.10月	延床面積 R3.10月	備考
5	学校教育系施設	1	学校	三隅	3	3	三隅中学校		複合化	7,345㎡	7,345㎡	
5	学校教育系施設	1	学校	三隅			三隅小学校		複合化	7,664㎡	7,664㎡	
5	学校教育系施設	1	学校	三隅			岡見小学校		複合化	3,373㎡	3,373㎡	
5	学校教育系施設	2	その他教育系施設	浜田	1	1	浜田市学校給食センター		統廃合	2,695㎡	2,695㎡	
5	学校教育系施設	2	その他教育系施設	金城	4	4	金城学校給食センター		統廃合	414㎡	414㎡	
5	学校教育系施設	2	その他教育系施設	金城			金城スクールバス車庫		単独建替え	99㎡	99㎡	
5	学校教育系施設	2	その他教育系施設	金城			雲城教職員住宅		廃止(耐用年数経過後)	506㎡	506㎡	
5	学校教育系施設	2	その他教育系施設	金城			今福教職員住宅		廃止(耐用年数経過後)	400㎡	400㎡	
5	学校教育系施設	2	その他教育系施設	旭	5	5	スクールバス車庫		単独建替え	50㎡	50㎡	
5	学校教育系施設	2	その他教育系施設	旭			丸原教職員住宅		廃止(耐用年数経過後)	115㎡	115㎡	
5	学校教育系施設	2	その他教育系施設	旭			重富教職員住宅		廃止(耐用年数経過後)	101㎡	101㎡	
5	学校教育系施設	2	その他教育系施設	旭			木田教職員住宅		廃止(耐用年数経過後)	60㎡	60㎡	
5	学校教育系施設	2	その他教育系施設	旭			旭学校給食センター		統廃合	539㎡	539㎡	
5	学校教育系施設	2	その他教育系施設	旭	-	-	旭ヶ丘教職員住宅	No.178	廃止	-	-	■H30 廃止 246㎡
5	学校教育系施設	2	その他教育系施設	弥栄	5	5	グランド前教職員住宅		廃止(耐用年数経過後)	120㎡	120㎡	
5	学校教育系施設	2	その他教育系施設	弥栄			木都賀教職員住宅		廃止(耐用年数経過後)	240㎡	240㎡	
5	学校教育系施設	2	その他教育系施設	弥栄			城北第一教職員住宅		廃止(耐用年数経過後)	60㎡	60㎡	
5	学校教育系施設	2	その他教育系施設	弥栄			城北第二教職員住宅		廃止(耐用年数経過後)	60㎡	60㎡	
5	学校教育系施設	2	その他教育系施設	弥栄			弥栄学校給食センター		統廃合	206㎡	206㎡	
5	学校教育系施設	2	その他教育系施設	三隅	2	2	向野田教員住宅	No.62	廃止(耐用年数経過後)	208㎡	208㎡	
5	学校教育系施設	2	その他教育系施設	三隅			井野教員住宅		廃止(耐用年数経過後)	127㎡	127㎡	
5	学校教育系施設	99	小計		42	42	学校教育系施設		小計	127,481㎡	127,481㎡	



浜田市公共施設方針一覧(令和3年10月1日時点)

大CD	大分類	小CD	小分類	自治区	施設数(前年)	施設数(本年)	施設名称	実施計画NO	施設別方針	延床面積 R2.10月	延床面積 R3.10月	備考
6	子育て支援施設	1	幼稚園・保育園・こども園	浜田	4	4	石見幼稚園	No.64	統廃合	915㎡	915㎡	
6	子育て支援施設	1	幼稚園・保育園・こども園	浜田			原井幼稚園	No.63	統廃合	808㎡	808㎡	
6	子育て支援施設	1	幼稚園・保育園・こども園	浜田			長浜幼稚園		統廃合	892㎡	892㎡	
6	子育て支援施設	1	幼稚園・保育園・こども園	浜田			美川幼稚園		統廃合	447㎡	447㎡	
6	子育て支援施設	2	幼児・児童施設	浜田	6	6	やまばと学級		複合化	79㎡	79㎡	
6	子育て支援施設	2	幼児・児童施設	浜田			若潮学級		複合化	50㎡	50㎡	
6	子育て支援施設	2	幼児・児童施設	浜田			子育て支援センター	No.65	単独建替え	594㎡	594㎡	
6	子育て支援施設	2	幼児・児童施設	浜田			さくら第2学級		複合化	85㎡	85㎡	
6	子育て支援施設	2	幼児・児童施設	浜田			杉の子第3学級		複合化	86㎡	86㎡	
6	子育て支援施設	2	幼児・児童施設	浜田			ひまわり学級		複合化	103㎡	103㎡	
6	子育て支援施設	2	幼児・児童施設	旭	1	1	今市児童クラブ		複合化	585㎡	585㎡	
6	子育て支援施設	2	幼児・児童施設	弥栄	1	1	やさか児童クラブ		複合化	64㎡	64㎡	■H28 No.66 旧児童クラブ 廃止(機能移転) 82㎡
6	子育て支援施設	2	幼児・児童施設	三隅	1	1	三隅小児童クラブ		複合化	165㎡	165㎡	
<b>6</b>	<b>子育て支援施設</b>	<b>99</b>	<b>小計</b>		<b>13</b>	<b>13</b>	<b>子育て支援施設</b>		<b>小計</b>	<b>4,874㎡</b>	<b>4,874㎡</b>	
7	保健・福祉施設	1	高齢福祉施設	金城	2	2	老人福祉センター(金城)		複合化	268㎡	268㎡	
7	保健・福祉施設	1	高齢福祉施設	金城			高齢者生活福祉センター(さんあいホーム)		複合化	2,297㎡	2,297㎡	
7	保健・福祉施設	1	高齢福祉施設	旭	1	1	あさひやすらぎの家	No.67	民間譲渡	162㎡	162㎡	【方針時期変更】令和5年度→令和8年度
7	保健・福祉施設	1	高齢福祉施設	弥栄	2		弥栄老人福祉センター	No.69	複合化	580㎡	-	【廃止】令和3年4月
7	保健・福祉施設	1	高齢福祉施設	弥栄			老人憩いの家	No.70	複合化	433㎡	-	【廃止】令和3年4月
7	保健・福祉施設	1	高齢福祉施設	弥栄	-	-	やさかやすらぎの家	No.68	民間譲渡	-	-	■H30 民間譲渡 175㎡
7	保健・福祉施設	1	高齢福祉施設	三隅	-	-	老人福祉センター(三隅)	No.179	廃止	-	-	■R2 廃止 669㎡
7	保健・福祉施設	1	高齢福祉施設	三隅	1	1	三隅デイサービスセンター	No.71	民間譲渡	656㎡	656㎡	
7	保健・福祉施設	2	障害福祉施設	旭	-	-	あさひひまわり工房	No.72	廃止	-	-	■H29 廃止 335㎡
7	保健・福祉施設	2	障害福祉施設	三隅	-	-	みすみ地域活動支援センターきずな	No.73	民間譲渡	-	-	■H28 民間譲渡 237㎡
7	保健・福祉施設	3	保健施設	旭	1	1	旭保健センター(今市まちづくりセンター)		複合化	508㎡	396㎡	【R3その他】▲112㎡
7	保健・福祉施設	3	保健施設	三隅	1	1	三隅保健センター		複合化	357㎡	357㎡	
7	保健・福祉施設	4	その他社会福祉施設	浜田	1	1	総合福祉センター		複合化	3,356㎡	3,356㎡	
7	保健・福祉施設	4	その他社会福祉施設	旭	-	-	あさひふれあいプラザ	No.74	民間譲渡	-	-	■H29 民間譲渡 129㎡
<b>7</b>	<b>保健・福祉施設</b>	<b>99</b>	<b>小計</b>		<b>9</b>	<b>7</b>	<b>保健・福祉施設</b>		<b>小計</b>	<b>8,617㎡</b>	<b>7,492㎡</b>	

浜田市公共施設方針一覧(令和3年10月1日時点)

大CD	大分類	小CD	小分類	自治区	施設数(前年)	施設数(本年)	施設名称	実施計画NO	施設別方針	延床面積 R2.10月	延床面積 R3.10月	備考
9	行政系施設	1	庁舎等	浜田	5	5	市役所本庁舎		複合化	7,580㎡	7,580㎡	
9	行政系施設	1	庁舎等	浜田			市役所西分庁舎		複合化	817㎡	817㎡	
9	行政系施設	1	庁舎等	浜田					廃止(耐用年数経過後)	35㎡	35㎡	殿町倉庫
9	行政系施設	1	庁舎等	浜田			市役所東分庁舎		複合化	745㎡	745㎡	
9	行政系施設	1	庁舎等	浜田			市役所第2東分庁舎	No.172	廃止	335㎡	335㎡	
9	行政系施設	1	庁舎等	浜田			市役所北分庁舎(元浜田警察署)	No.173	単独建替え	86㎡	86㎡	車庫
9	行政系施設	1	庁舎等	浜田					廃止	3,352㎡	3,352㎡	
9	行政系施設	1	庁舎等	金城	1	1	金城支所庁舎	No.75	複合化	2,236㎡	2,236㎡	
9	行政系施設	1	庁舎等	旭	1	1	旭支所庁舎		複合化	3,507㎡	3,213㎡	【R3その他】庁舎 ▲293㎡
9	行政系施設	1	庁舎等	弥栄	1	1	弥栄支所庁舎		複合化	1,639㎡	1,639㎡	
9	行政系施設	1	庁舎等	弥栄					統廃合	281㎡	281㎡	公用車庫
9	行政系施設	1	庁舎等	三隅	1	1	三隅支所庁舎		複合化	2,894㎡	2,894㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田	27	27	消防本部・浜田消防署		単独建替え	1,670㎡	1,670㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			浜田消防署桜ヶ丘出張所		単独建替え	174㎡	174㎡	【方針変更】統廃合⇒
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			国分分団3班消防ポンプ車庫		単独建替え	13㎡	13㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			佐野分団1班消防ポンプ車庫		単独建替え	60㎡	60㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			佐野分団2班消防ポンプ車庫		廃止(耐用年数経過後)	20㎡	20㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			下府分団1・2班消防ポンプ車庫		単独建替え	36㎡	36㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			周布分団1班消防ポンプ車庫		単独建替え	22㎡	22㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			周布分団2班消防ポンプ車庫		単独建替え	50㎡	50㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			周布分団3班消防ポンプ車庫		単独建替え	21㎡	21㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			大麻分団1班消防ポンプ車庫	No.184	統廃合	-	-	【その他】統廃合 令和2年3月
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			大麻分団2班消防ポンプ車庫	No.185	統廃合	-	-	【その他】統廃合 令和2年3月
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			長浜分団1班消防ポンプ車庫	No.183	統廃合	-	-	【その他】統廃合 令和2年2月
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			有福分団1・2班消防ポンプ車庫		単独建替え	54㎡	54㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			長浜分団消防ポンプ車庫		単独建替え	54㎡	54㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田	-	-	浜田分団1班消防ポンプ車庫	No.180	廃止(機能移転)	-	-	■R2 廃止 23㎡
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			消防資材庫		単独建替え	13㎡	13㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田	-	-	浜田分団3班消防ポンプ車庫	No.181	廃止(機能移転)	-	-	■R2 廃止 23㎡
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			美川分団1班消防ポンプ車庫		単独建替え	24㎡	24㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			美川分団2班消防ポンプ車庫		単独建替え	26㎡	26㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			石見分団1班消防ポンプ車庫		単独建替え	28㎡	28㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			石見分団2班消防ポンプ車庫		単独建替え	22㎡	22㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			石見分団3班消防ポンプ車庫		単独建替え	24㎡	24㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			久代分団1・2班消防ポンプ車庫		単独建替え	56㎡	56㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			国分分団1・2班消防ポンプ車庫		単独建替え	33㎡	33㎡	

浜田市公共施設方針一覧(令和3年10月1日時点)

大CD	大分類	小CD	小分類	自治区	施設数(前年)	施設数(本年)	施設名称	実施計画NO	施設別方針	延床面積 R2.10月	延床面積 R3.10月	備考
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			黒川水防倉庫		単独建替え	22㎡	22㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			久光水防倉庫		単独建替え	10㎡	10㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			下府コミュニティ防災センター		単独建替え	200㎡	200㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			松羽地区コミュニティ防災センター		単独建替え	180㎡	180㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			宇野分団1・2班消防ポンプ車庫		単独建替え	53㎡	53㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			上府コミュニティ防災センター	No.186	地元譲渡・貸付	241㎡	241㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			上府分団1・2班消防ポンプ車庫		単独建替え	38㎡	38㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			大麻分団消防ポンプ車庫		単独建替え	53㎡	53㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田	-	-	浜田分団4班消防ポンプ車庫	No.182	廃止(機能移転)	-	-	■H30 廃止 18㎡
9	行政系施設	2	消防施設	浜田	-	-	久代分団2班消防ポンプ車庫	No.76	地元譲渡・貸付	-	-	■H29 地元譲渡 22㎡
9	行政系施設	2	消防施設	金城	13	13	消防多目的施設		統廃合	299㎡	299㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	金城			今福分団第1班消防ポンプ車庫		単独建替え	138㎡	138㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	金城			今福分団第2班消防ポンプ車庫		単独建替え	47㎡	47㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	金城			今福分団第2班美又温泉消防ポンプ倉庫		単独建替え	15㎡	15㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	金城			今福分団第3班消防ポンプ車庫		単独建替え	54㎡	54㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	金城			雲城分団第1班消防ポンプ車庫		単独建替え	54㎡	54㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	金城			雲城分団第2班消防ポンプ車庫		単独建替え	61㎡	61㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	金城			雲城分団第3班消防ポンプ車庫		単独建替え	81㎡	81㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	金城			波佐分団第1班消防ポンプ車庫		単独建替え	46㎡	46㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	金城			波佐分団第2班消防ポンプ車庫		単独建替え	54㎡	54㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	金城			波佐分団第3班消防ポンプ車庫		単独建替え	46㎡	46㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	金城			波佐分団第4班消防ポンプ車庫		単独建替え	46㎡	46㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	金城			東部消防署金城出張所		単独建替え	198㎡	198㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	旭	17	18	東部消防署旭出張所		単独建替え	179㎡	179㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	旭			和田分団1班消防ポンプ車庫		単独建替え	23㎡	23㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	旭			木田分団2班消防ポンプ車庫		単独建替え	23㎡	23㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	旭			今市分団2班消防ポンプ車庫		単独建替え	23㎡	23㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	旭			市木分団2班消防ポンプ車庫		単独建替え	23㎡	23㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	旭			和田分団3班消防ポンプ車庫		単独建替え	23㎡	23㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	旭			和田分団2班消防ポンプ車庫		単独建替え	24㎡	24㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	旭			木田分団1班消防ポンプ車庫		単独建替え	15㎡	15㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	旭			都川分団2班消防ポンプ車庫	No.188	統廃合	44㎡	44㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	旭			今市分団1班消防ポンプ車庫		単独建替え	105㎡	105㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	旭			木田分団3班消防ポンプ車庫		単独建替え	15㎡	15㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	旭			都川分団1班消防ポンプ車庫	No.187	統廃合	15㎡	15㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	旭			都川分団3班消防ポンプ車庫	No.189	統廃合	15㎡	15㎡	

浜田市公共施設方針一覧(令和3年10月1日時点)

大CD	大分類	小CD	小分類	自治区	施設数(前年)	施設数(本年)	施設名称	実施計画NO	施設別方針	延床面積 R2.10月	延床面積 R3.10月	備考
9	行政系施設	2	消防施設	旭			今市分団3班消防ポンプ車庫		単独建替え	15㎡	15㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	旭			市木分団1班消防ポンプ車庫		単独建替え	15㎡	15㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	旭			市木分団3班消防ポンプ車庫		単独建替え	15㎡	15㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	旭			城山無線中継局		単独建替え	28㎡	28㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	旭			都川分団消防ポンプ車庫		単独建替え	-	53㎡	【新規整備】令和3年4月
9	行政系施設	2	消防施設	旭	-	-	戸川消防ポンプ庫		単独建替え	-	-	■H30 行政財産ではないため削除 15㎡
9	行政系施設	2	消防施設	弥栄	10	10	西部消防署弥栄出張所		単独建替え	150㎡	150㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	弥栄			安城分団第1班消防ポンプ車庫		単独建替え	96㎡	96㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	弥栄			安城分団第2班消防ポンプ車庫		単独建替え	50㎡	50㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	弥栄			安城分団第3班消防ポンプ車庫		単独建替え	23㎡	23㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	弥栄			安城分団第4班消防ポンプ車庫		単独建替え	53㎡	53㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	弥栄			杵束分団第1班消防ポンプ車庫		統廃合	66㎡	66㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	弥栄			杵束分団第2班消防ポンプ車庫		統廃合	15㎡	15㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	弥栄			杵束分団第3班消防ポンプ車庫		統廃合	21㎡	21㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	弥栄			杵束分団第4班消防ポンプ車庫		統廃合	12㎡	12㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	弥栄			安城分団第5班消防ポンプ車庫		単独建替え	53㎡	53㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	弥栄	-	-	杵束分団第5班消防車庫	No.190	廃止	-	-	■H30 廃止 38㎡
9	行政系施設	2	消防施設	三隅	23	23	西部消防署三隅出張所		単独建替え	199㎡	199㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	三隅			三隅分団向野田班消防ポンプ車庫		単独建替え	26㎡	26㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	三隅			三隅分団地方班消防ポンプ車庫		単独建替え	19㎡	19㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	三隅			三隅分団河内班消防ポンプ車庫		単独建替え	20㎡	20㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	三隅			三保分団駅前班消防ポンプ車庫	No.196	統廃合	12㎡	12㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和6年度
9	行政系施設	2	消防施設	三隅			三保分団福浦班消防ポンプ車庫	No.197	統廃合	9㎡	9㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和6年度
9	行政系施設	2	消防施設	三隅			三保分団湊浦班消防ポンプ車庫		単独建替え	35㎡	35㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	三隅			三保分団上古市班消防ポンプ車庫		単独建替え	11㎡	11㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	三隅			三保分団中組班消防ポンプ車庫		単独建替え	30㎡	30㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	三隅			岡見分団松原班消防ポンプ車庫		単独建替え	16㎡	16㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	三隅			岡見分団須津班消防ポンプ車庫		単独建替え	34㎡	34㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	三隅			岡見分団中山班消防ポンプ車庫		単独建替え	30㎡	30㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	三隅			岡見分団岡見郷班消防ポンプ車庫		単独建替え	24㎡	24㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	三隅			黒沢分団下古和班消防ポンプ車庫		単独建替え	36㎡	36㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	三隅			井野分団下今明班消防ポンプ車庫		単独建替え	40㎡	40㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	三隅			井野分団市場班消防ポンプ車庫		単独建替え	12㎡	12㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	三隅			白砂分団吉浦班消防ポンプ車庫		単独建替え	30㎡	30㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	三隅			白砂分団東平原班消防ポンプ車庫		単独建替え	30㎡	30㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	三隅			室谷コミュニティ消防センター		単独建替え	114㎡	114㎡	

浜田市公共施設方針一覧(令和3年10月1日時点)

大CD	大分類	小CD	小分類	自治区	施設数(前年)	施設数(本年)	施設名称	実施計画NO	施設別方針	延床面積 R2.10月	延床面積 R3.10月	備考
9	行政系施設	2	消防施設	三隅			岡崎コミュニティ消防センター	No.78	地元譲渡・貸付	110㎡	110㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	三隅			鹿子谷コミュニティ消防センター	No.79	地元譲渡・貸付	83㎡	83㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	三隅			水防資材倉庫		単独建替え	38㎡	38㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	三隅			三保分団古湊班消防ポンプ車庫		単独建替え	24㎡	24㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	三隅	-	-	消防無線中継基地局	No.77	廃止	-	-	■H27 廃止 8㎡
9	行政系施設	3	その他行政系施設等	浜田	-	-	市役所田町分室	No.80	廃止	-	-	■H30 廃止 337㎡
9	行政系施設	3	その他行政系施設等	金城	3	3	波佐除雪車格納庫		単独建替え	155㎡	155㎡	
9	行政系施設	3	その他行政系施設等	金城			防災行政無線二子山中継局		単独建替え	5㎡	5㎡	
9	行政系施設	3	その他行政系施設等	金城			雲城除雪車格納庫		単独建替え	152㎡	152㎡	
9	行政系施設	3	その他行政系施設等	旭	3	3	公用車両(除雪車等)車庫	No.81	単独建替え	244㎡	244㎡	
9	行政系施設	3	その他行政系施設等	旭			市営バス車庫(旭)		単独建替え	58㎡	58㎡	
9	行政系施設	3	その他行政系施設等	旭			旭除雪車格納庫		単独建替え	99㎡	99㎡	
9	行政系施設	3	その他行政系施設等	弥栄	4	4	栃木除雪車車庫		単独建替え	192㎡	192㎡	
9	行政系施設	3	その他行政系施設等	弥栄			木都賀除雪車車庫		単独建替え	218㎡	218㎡	
9	行政系施設	3	その他行政系施設等	弥栄			市営バス車庫(弥栄)		単独建替え	44㎡	44㎡	
9	行政系施設	3	その他行政系施設等	弥栄			大坪除雪車車庫		単独建替え	276㎡	276㎡	
9	行政系施設	3	その他行政系施設等	三隅	1	1	向野田車庫		廃止(耐用年数経過後)	435㎡	435㎡	
9	行政系施設	99	小計		110	111	行政系施設		小計	31,841㎡	31,600㎡	



浜田市公共施設方針一覧(令和3年10月1日時点)

大CD	大分類	小CD	小分類	自治区	施設数(前年)	施設数(本年)	施設名称	実施計画NO	施設別方針	延床面積 R2.10月	延床面積 R3.10月	備考
10	公営住宅	1	公営住宅	浜田	11	11	日脚住宅		単独建替え	1,855㎡	1,855㎡	
10	公営住宅	1	公営住宅	浜田			緑ヶ丘住宅		単独建替え	8,521㎡	8,521㎡	
10	公営住宅	1	公営住宅	浜田			小福井住宅	No.198	統廃合	1,600㎡	1,600㎡	
10	公営住宅	1	公営住宅	浜田			内田住宅	No.199	統廃合	317㎡	317㎡	
10	公営住宅	1	公営住宅	浜田			下府住宅	No.200	単独建替え	3,068㎡	3,068㎡	
10	公営住宅	1	公営住宅	浜田			石原住宅		単独建替え	1,949㎡	1,949㎡	
10	公営住宅	1	公営住宅	浜田			上府住宅		単独建替え	2,318㎡	2,318㎡	
10	公営住宅	1	公営住宅	浜田			養老ヶ迫住宅		単独建替え	268㎡	268㎡	
10	公営住宅	1	公営住宅	浜田			国分住宅		単独建替え	426㎡	426㎡	
10	公営住宅	1	公営住宅	浜田			日脚大久保住宅		単独建替え	4,125㎡	4,125㎡	
10	公営住宅	1	公営住宅	浜田			長浜西住宅		単独建替え	5,658㎡	5,658㎡	
10	公営住宅	1	公営住宅	金城	2	2	波佐住宅		単独建替え	896㎡	896㎡	
10	公営住宅	1	公営住宅	金城			湯屋団地住宅		単独建替え	1,095㎡	1,095㎡	
10	公営住宅	1	公営住宅	旭	5	5	あさひインターハイツ(公営)		単独建替え	877㎡	877㎡	
10	公営住宅	1	公営住宅	旭			市木団地		単独建替え	264㎡	264㎡	
10	公営住宅	1	公営住宅	旭			旭ヶ丘団地		単独建替え	1,207㎡	1,207㎡	
10	公営住宅	1	公営住宅	旭			都川団地	No.82	廃止	166㎡	166㎡	
10	公営住宅	1	公営住宅	旭			旭インター団地		単独建替え	717㎡	717㎡	
10	公営住宅	1	公営住宅	三隅	1	1	市場住宅	No.201	廃止	278㎡	278㎡	【R3方針変更】単独建替え⇒
10	公営住宅	2	災害公営住宅	浜田	-	-	後野災害特別住宅	No.83	入居者等譲渡	-	-	■R2 入居者譲渡 61㎡
10	公営住宅	2	災害公営住宅	浜田	-	-	宇津井災害特別住宅	No.85	入居者等譲渡	-	-	■R2 入居者譲渡 61㎡
10	公営住宅	2	災害公営住宅	浜田	-	-	河内災害特別住宅	No.84	入居者等譲渡	-	-	■R元 入居者譲渡 61㎡
10	公営住宅	2	災害公営住宅	弥栄	-	-	仲三団地2号	No.86	入居者等譲渡	-	-	■H27 入居者譲渡 61㎡
10	公営住宅	2	災害公営住宅	弥栄	-	-	仲三団地3号	No.87	入居者等譲渡	-	-	■H27 入居者譲渡 61㎡
10	公営住宅	2	災害公営住宅	弥栄	-	-	仲三団地4号	No.88	入居者等譲渡	-	-	■H27 入居者譲渡 75㎡
10	公営住宅	2	災害公営住宅	弥栄	-	-	仲三団地6号	No.89	廃止	-	-	■H27 廃止 75㎡
10	公営住宅	2	災害公営住宅	弥栄	-	-	仲三団地7号	No.90	入居者等譲渡	-	-	■H27 入居者譲渡 75㎡
10	公営住宅	2	災害公営住宅	三隅	3	3	災害公営住宅(川本)	No.202	廃止(耐用年数経過後)	75㎡	75㎡	
10	公営住宅	2	災害公営住宅	三隅			災害公営住宅(岡見)	No.92	入居者等譲渡	65㎡	65㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和4年度
10	公営住宅	2	災害公営住宅	三隅			災害公営住宅(渡辺)	No.203	廃止(耐用年数経過後)	75㎡	75㎡	
10	公営住宅	2	災害公営住宅	三隅	-	-	災害公営住宅(本田)	No.192	入居者等譲渡	-	-	■R元 入居者譲渡 65㎡
10	公営住宅	2	災害公営住宅	三隅	-	-	災害公営住宅(杖田)	No.91	入居者等譲渡	-	-	■H27 入居者譲渡 65㎡
10	公営住宅	2	災害公営住宅	三隅	-	-	災害公営住宅(坂田)	No.191	入居者等譲渡	-	-	■R元 入居者譲渡 75㎡

浜田市公共施設方針一覧(令和3年10月1日時点)

大CD	大分類	小CD	小分類	自治区	施設数(前年)	施設数(本年)	施設名称	実施計画NO	施設別方針	延床面積 R2.10月	延床面積 R3.10月	備考
10	公営住宅	3	改良住宅	浜田	1	1	黒川改良住宅	No.93	単独建替え	5,221㎡	5,221㎡	黒川集会所(黒川改良住宅)
10	公営住宅	3	改良住宅	浜田					入居者等譲渡	78㎡	-	黒川改良店舗【譲渡】令和3年10月
10	公営住宅	4	雇用促進住宅	浜田	3	3	雇用促進住宅小福井団地	No.94	民間譲渡	3,300㎡	3,300㎡	
10	公営住宅	4	雇用促進住宅	浜田			雇用促進住宅国府団地	No.95	民間譲渡	5,253㎡	5,253㎡	
10	公営住宅	4	雇用促進住宅	浜田			雇用促進住宅内田団地	No.96	民間譲渡	3,993㎡	3,993㎡	
10	公営住宅	4	雇用促進住宅	金城	1	1	雇用促進住宅金城団地	No.97	民間譲渡	4,942㎡	4,942㎡	
10	公営住宅	5	弥栄定住化住宅	弥栄	-	-	弥栄定住化住宅13	No.114	入居者等譲渡	-	-	■R2 入居者譲渡 111㎡
10	公営住宅	5	弥栄定住化住宅	弥栄	-	-	弥栄定住化住宅14	No.115	入居者等譲渡	-	-	■R2 入居者譲渡 113㎡
10	公営住宅	5	弥栄定住化住宅	弥栄	-	-	弥栄定住化住宅15	No.116	入居者等譲渡	-	-	■R2 入居者譲渡 113㎡
10	公営住宅	5	弥栄定住化住宅	弥栄	-	-	弥栄定住化住宅1	No.102	入居者等譲渡	-	-	■H29 入居者譲渡 114㎡
10	公営住宅	5	弥栄定住化住宅	弥栄	-	-	弥栄定住化住宅2	No.103	入居者等譲渡	-	-	■H29 入居者譲渡 112㎡
10	公営住宅	5	弥栄定住化住宅	弥栄	-	-	弥栄定住化住宅3	No.104	入居者等譲渡	-	-	■H29 入居者譲渡 114㎡
10	公営住宅	5	弥栄定住化住宅	弥栄	-	-	弥栄定住化住宅4	No.105	入居者等譲渡	-	-	■H29 入居者譲渡 134㎡
10	公営住宅	5	弥栄定住化住宅	弥栄	-	-	弥栄定住化住宅5	No.106	入居者等譲渡	-	-	■H30 入居者譲渡 111㎡
10	公営住宅	5	弥栄定住化住宅	弥栄	-	-	弥栄定住化住宅6	No.107	入居者等譲渡	-	-	■H30 入居者譲渡 113㎡
10	公営住宅	5	弥栄定住化住宅	弥栄	-	-	弥栄定住化住宅7	No.108	入居者等譲渡	-	-	■H30 入居者譲渡 112㎡
10	公営住宅	5	弥栄定住化住宅	弥栄	-	-	弥栄定住化住宅8	No.109	入居者等譲渡	-	-	■H30 入居者譲渡 115㎡
10	公営住宅	5	弥栄定住化住宅	弥栄	-	-	弥栄定住化住宅9	No.110	入居者等譲渡	-	-	■R元 入居者譲渡 113㎡
10	公営住宅	5	弥栄定住化住宅	弥栄	-	-	弥栄定住化住宅10	No.111	入居者等譲渡	-	-	■R元 入居者譲渡 113㎡
10	公営住宅	5	弥栄定住化住宅	弥栄	-	-	弥栄定住化住宅11	No.112	入居者等譲渡	-	-	■R元 入居者譲渡 122㎡
10	公営住宅	5	弥栄定住化住宅	弥栄	-	-	弥栄定住化住宅12	No.113	入居者等譲渡	-	-	■R元 入居者譲渡 113㎡
10	公営住宅	7	地域定住住宅	金城	1	1	七条一般住宅		廃止(耐用年数経過後)	69㎡	69㎡	■H29 No.99 2号 廃止 79㎡
10	公営住宅	7	地域定住住宅	金城	-	-	今福一般住宅2号	No.98	廃止	-	-	■H27 廃止 77㎡
10	公営住宅	7	地域定住住宅	旭	3	3	市木一般住宅		廃止(耐用年数経過後)	60㎡	60㎡	
10	公営住宅	7	地域定住住宅	旭			今市一般住宅		廃止(耐用年数経過後)	115㎡	115㎡	
10	公営住宅	7	地域定住住宅	旭			重富一般住宅		廃止(耐用年数経過後)	115㎡	115㎡	
10	公営住宅	7	地域定住住宅	旭	-	-	和田一般住宅	No.100	廃止	-	-	■H27 廃止 50㎡
10	公営住宅	7	地域定住住宅	旭	-	-	木田一般住宅	No.167	廃止	-	-	■H28 廃止 115㎡

浜田市公共施設方針一覧(令和3年10月1日時点)

大CD	大分類	小CD	小分類	自治区	施設数(前年)	施設数(本年)	施設名称	実施計画NO	施設別方針	延床面積 R2.10月	延床面積 R3.10月	備考
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄	28	27	長安住宅2号棟	No.132	入居者等譲渡	210㎡	210㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和6年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			錦ヶ岡住宅1号棟	No.125	入居者等譲渡	112㎡	112㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和5年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			錦ヶ岡住宅2号棟	No.126	入居者等譲渡	109㎡	109㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和5年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			錦ヶ岡住宅3号棟	No.127	入居者等譲渡	107㎡	107㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和5年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			錦ヶ岡住宅4号棟	No.128	入居者等譲渡	106㎡	106㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和5年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			錦ヶ岡住宅5号棟	No.129	入居者等譲渡	102㎡	102㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和5年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			栃木住宅1号棟	No.135	入居者等譲渡	114㎡	114㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和5年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			栃木住宅2号棟	No.136	入居者等譲渡	139㎡	139㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和4年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			寺組住宅1号棟	No.142	入居者等譲渡	216㎡	216㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和6年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			寺組住宅2号棟	No.143	入居者等譲渡	207㎡	207㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和6年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			大和屋住宅	No.117	入居者等譲渡	244㎡	-	【譲渡】令和3年4月
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			寺組住宅3号棟	No.144	入居者等譲渡	205㎡	205㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和6年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			長安住宅3号棟	No.133	入居者等譲渡	216㎡	216㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和6年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			塚ノ元住宅2号棟	No.119	入居者等譲渡	223㎡	223㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和6年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			栃木住宅3号棟	No.137	入居者等譲渡	121㎡	121㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和5年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			栃木住宅4号棟	No.138	入居者等譲渡	114㎡	114㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和5年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			栃木住宅5号棟	No.139	入居者等譲渡	140㎡	140㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和4年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			長安住宅4号棟	No.134	入居者等譲渡	126㎡	126㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和5年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			栃木住宅6号棟	No.140	入居者等譲渡	126㎡	126㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和5年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			栃木住宅7号棟	No.141	入居者等譲渡	140㎡	140㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和5年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			塚ノ元住宅3号棟	No.120	入居者等譲渡	91㎡	91㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和5年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			下谷住宅1号棟	No.146	入居者等譲渡	105㎡	105㎡	
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			下谷住宅2号棟	No.147	入居者等譲渡	106㎡	106㎡	
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄	-	-	上神代屋住宅	No.121	廃止(耐用年数経過後)	-	-	■R2 廃止 162㎡
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			城北住宅1号棟	No.122	入居者等譲渡	114㎡	114㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和5年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			寺組住宅4号棟	No.145	入居者等譲渡	130㎡	130㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和5年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			錦ヶ岡住宅6号棟	No.130	入居者等譲渡	172㎡	172㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和5年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			長安住宅1号棟	No.131	入居者等譲渡	632㎡	632㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和6年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			大坪住宅	No.168	入居者等譲渡	239㎡	239㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和6年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄	-	-	塚ノ元住宅1号棟	No.118	単独建替え	-	-	■H27 単独建替え 409㎡
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄	-	-	城北住宅2号棟	No.123	廃止	-	-	■H29 廃止 117㎡
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄	-	-	城北住宅3号棟	No.124	入居者等譲渡	-	-	■H29 入居者譲渡 117㎡
10	公営住宅	7	地域定住住宅	三隅	1	1	若者定住住宅	No.101	民間譲渡	565㎡	565㎡	
10	公営住宅	8	特定公共賃貸住宅	金城	1	1	湯屋団地住宅_特公賃		単独建替え	368㎡	368㎡	



浜田市公共施設方針一覧(令和3年10月1日時点)

大CD	大分類	小CD	小分類	自治区	施設数(前年)	施設数(本年)	施設名称	実施計画NO	施設別方針	延床面積 R2.10月	延床面積 R3.10月	備考
10	公営住宅	8	特定公共賃貸住宅	旭	4	4	ニュー市木		単独建替え	167㎡	167㎡	
10	公営住宅	8	特定公共賃貸住宅	旭			あさひインターハイツ(特公賃)		単独建替え	2,720㎡	2,720㎡	
10	公営住宅	8	特定公共賃貸住宅	旭			ニュー旭ヶ丘		単独建替え	337㎡	337㎡	
10	公営住宅	8	特定公共賃貸住宅	旭			やつおもて		単独建替え	146㎡	146㎡	
10	公営住宅	9	集団移転住宅	三隅	1	1	海石住宅	No.204	廃止(耐用年数経過後)	1,526㎡	1,526㎡	■R元 地元譲渡・貸付(集会所) 300㎡
<b>10</b>	<b>公営住宅</b>	<b>99</b>	<b>小計</b>		<b>66</b>	<b>65</b>	<b>公営住宅</b>		<b>小計</b>	<b>69,459㎡</b>	<b>69,137㎡</b>	

浜田市公共施設方針一覧(令和3年10月1日時点)

大CD	大分類	小CD	小分類	自治区	施設数(前年)	施設数(本年)	施設名称	実施計画NO	施設別方針	延床面積 R2.10月	延床面積 R3.10月	備考
11	公園	1	公園	浜田	9	9	長沢公園		単独建替え	10㎡	10㎡	
11	公園	1	公園	浜田			相生公園		単独建替え	38㎡	38㎡	
11	公園	1	公園	浜田			平和公園		単独建替え	35㎡	35㎡	
11	公園	1	公園	浜田			昭三公園		単独建替え	17㎡	17㎡	
11	公園	1	公園	浜田			宝幢寺山公園		廃止(耐用年数経過後)	12㎡	12㎡	
11	公園	1	公園	浜田			道分山公園		単独建替え	28㎡	28㎡	
11	公園	1	公園	浜田			ゆうひ公園		単独建替え	40㎡	40㎡	
11	公園	1	公園	浜田			海のみえる文化公園		単独建替え	59㎡	59㎡	公衆便所
11	公園	1	公園	浜田					廃止(耐用年数経過後)	349㎡	349㎡	管理事務所・野外ステージ
11	公園	1	公園	浜田			城山公園		単独建替え	14㎡	14㎡	
11	公園	1	公園	金城	1	1	島村抱月生誕地顕彰の杜公園		単独建替え	27㎡	27㎡	
11	公園	1	公園	旭	3	3	旭温泉公園		廃止(耐用年数経過後)	437㎡	437㎡	ゲートボール上屋
11	公園	1	公園	旭	-	-	八戸川農村公園	No.148	廃止	-	-	■R2 廃止 21㎡
11	公園	1	公園	旭			旭豊の里公園		単独建替え	24㎡	24㎡	
11	公園	1	公園	旭			旭ふるさと歴史公園		単独建替え	203㎡	203㎡	資料館等
11	公園	1	公園	旭					廃止(耐用年数経過後)	4㎡	4㎡	物見やぐら
11	公園	1	公園	旭	-	-	庁舎前庭園バス停留所	No.193	統廃合	-	-	■H29統廃合 11㎡
11	公園	1	公園	弥栄	1	1	小角農村公園		廃止(耐用年数経過後)	3㎡	3㎡	
11	公園	1	公園	三隅	10	10	三隅公園		単独建替え	21㎡	21㎡	
11	公園	1	公園	三隅			田の浦公園		統廃合	296㎡	296㎡	
11	公園	1	公園	三隅			向野田児童公園		単独建替え	6㎡	6㎡	
11	公園	1	公園	三隅			大麻山公園		単独建替え	41㎡	41㎡	
11	公園	1	公園	三隅			龍雲寺公園		単独建替え	15㎡	15㎡	
11	公園	1	公園	三隅			須津防災多目的広場公衆便所		単独建替え	27㎡	27㎡	
11	公園	1	公園	三隅			大谷農村公園		単独建替え	24㎡	24㎡	
11	公園	1	公園	三隅			下今明農村公園		単独建替え	24㎡	24㎡	
11	公園	1	公園	三隅			井野児童農園		廃止(耐用年数経過後)	20㎡	20㎡	公庫
11	公園	1	公園	三隅			杉の森運動公園		廃止(耐用年数経過後)	12㎡	12㎡	
11	公園	99	小計		24	24	公園			1,786㎡	1,786㎡	
12	供給処理施設	1	供給処理施設	浜田	3	3	浜田浄苑		単独建替え	3,353㎡	3,353㎡	
12	供給処理施設	1	供給処理施設	浜田			不燃ごみ処理場		単独建替え	5,905㎡	5,905㎡	
12	供給処理施設	1	供給処理施設	浜田			埋立処分場		単独建替え	2,274㎡	2,274㎡	
12	供給処理施設	1	供給処理施設	三隅	-	-	三隅ごみ処理センター	No.149	廃止	-	-	■H27 廃止 597㎡
12	供給処理施設	1	供給処理施設	三隅	-	-	一般廃棄物最終処分場	No.150	廃止	-	-	■H27 廃止 92㎡
12	供給処理施設	99	小計		3	3	供給処理施設		小計	11,532㎡	11,532㎡	
13	その他	1	その他	浜田	16	16	竹迫便所		単独建替え	6㎡	6㎡	

浜田市公共施設方針一覧(令和3年10月1日時点)

大CD	大分類	小CD	小分類	自治区	施設数(前年)	施設数(本年)	施設名称	実施計画NO	施設別方針	延床面積 R2.10月	延床面積 R3.10月	備考
13	その他	1	その他	浜田			栄町バス待合所		単独建替え	33㎡	33㎡	
13	その他	1	その他	浜田			浜田駅関連施設		単独建替え	355㎡	355㎡	
13	その他	1	その他	浜田			栄町公衆便所		単独建替え	22㎡	22㎡	
13	その他	1	その他	浜田			浜田市火葬場		統廃合	629㎡	629㎡	
13	その他	1	その他	浜田			桧ヶ浦公衆便所		単独建替え	21㎡	21㎡	
13	その他	1	その他	浜田			生湯公衆便所		単独建替え	5㎡	5㎡	
13	その他	1	その他	浜田			日脚農機具格納庫		単独建替え	35㎡	35㎡	
13	その他	1	その他	浜田			長沢防災備蓄倉庫	No.152	単独建替え	73㎡	73㎡	
13	その他	1	その他	浜田			防災行政無線中継局		単独建替え	9㎡	9㎡	
13	その他	1	その他	浜田			周布駅舎	No.153	廃止(耐用年数経過後)	83㎡	83㎡	駅舎
13	その他	1	その他	浜田			大水道バス待合所		単独建替え	4㎡	4㎡	
13	その他	1	その他	浜田			竹迫町バス待合所		単独建替え	6㎡	5㎡	【R3その他】▲1㎡
13	その他	1	その他	浜田			外ノ浦観光トイレ		単独建替え	18㎡	18㎡	
13	その他	1	その他	浜田			ストックヤード		廃止(耐用年数経過後)	154㎡	154㎡	
13	その他	1	その他	浜田			浜田市指定ごみ袋等保管用ユニットハウス		単独建替え	75㎡	75㎡	
13	その他	1	その他	浜田	-	-	文化財プレハブ倉庫	No.174	廃止	-	-	■H29 廃止 10㎡
13	その他	1	その他	浜田	-	-	旧落合金次郎宅	No.151	廃止	-	-	■H28 廃止 89㎡
13	その他	1	その他	浜田	-	-	金周布公衆便所	No.154	廃止	-	-	■H28 廃止 12㎡
13	その他	1	その他	浜田	-	-	周布駅舎(駐輪場)	No.153	廃止	-	-	■H28 廃止 59㎡
13	その他	1	その他	金城	6	6	生活路線バス車庫		単独建替え	36㎡	36㎡	
13	その他	1	その他	金城			七条バス待合所(上り)		単独建替え	9㎡	9㎡	
13	その他	1	その他	金城			七条バス待合所(下り)		単独建替え	6㎡	6㎡	
13	その他	1	その他	金城			波佐バス停公衆便所		単独建替え	14㎡	14㎡	
13	その他	1	その他	金城			小国バス停公衆便所		単独建替え	3㎡	3㎡	
13	その他	1	その他	金城			雲城公衆便所		単独建替え	8㎡	8㎡	
13	その他	1	その他	金城	-	-	今福公衆便所	No.175	廃止	-	-	■H29 廃止 5㎡
13	その他	1	その他	金城	-	-	ゴミ収集ボックス(久佐)	No.205	廃止	-	-	■R元 廃止 5㎡
13	その他	1	その他	金城	-	-	ゴミ収集ボックス(今福)	No.206	廃止	-	-	■R元 廃止 10㎡
13	その他	1	その他	金城	-	-	ゴミ収集ボックス(美又)	No.207	廃止	-	-	■R元 廃止 10㎡
13	その他	1	その他	金城	-	-	ゴミ収集ボックス(雲城)	No.208	廃止	-	-	■R元 廃止 36㎡
13	その他	1	その他	金城	-	-	ゴミ収集ボックス(波佐)	No.209	廃止	-	-	■R元 廃止 10㎡
13	その他	1	その他	金城	-	-	ゴミ収集ボックス(小国)	No.210	廃止	-	-	■R元 廃止 5㎡
13	その他	1	その他	金城	-	-	美又口(小瀬原)公衆便所	No.176	廃止	-	-	■R元 廃止 4㎡
13	その他	1	その他	金城	-	-	波佐団地公営住宅付属集会施設(菅沢会館)	No.155	地元譲渡・貸付	-	-	■H30 地元譲渡 88㎡
13	その他	1	その他	旭	6	6	CATV旭中継施設局舎		単独建替え	9㎡	9㎡	
13	その他	1	その他	旭			バス停留所		単独建替え	21㎡	21㎡	■H29 No.194 旧石見今市バス待合所 統廃合 4㎡

浜田市公共施設方針一覧(令和3年10月1日時点)

大CD	大分類	小CD	小分類	自治区	施設数(前年)	施設数(本年)	施設名称	実施計画NO	施設別方針	延床面積 R2.10月	延床面積 R3.10月	備考
13	その他	1	その他	旭			旭火葬場		統廃合	155㎡	155㎡	
13	その他	1	その他	旭			重富高速バス停留所		単独建替え	264㎡	264㎡	
13	その他	1	その他	旭			旭温泉観音堂		単独建替え	7㎡	7㎡	
13	その他	1	その他	旭			石見今市バス待合所		単独建替え	8㎡	8㎡	
13	その他	1	その他	旭	-	-	旭支所庁舎前公衆便所	No.156	廃止	-	-	■H29 廃止 20㎡
13	その他	1	その他	弥栄	4	4	CATV弥栄中継施設局舎		単独建替え	9㎡	9㎡	
13	その他	1	その他	弥栄			弥栄火葬場		統廃合	232㎡	232㎡	
13	その他	1	その他	弥栄			長安地区公衆トイレ		単独建替え	15㎡	15㎡	
13	その他	1	その他	弥栄			杵束公衆便所		単独建替え	8㎡	8㎡	
13	その他	1	その他	弥栄	-	-	林業地域給水施設(栃木)	No.157	廃止	-	-	■H30 廃止 2㎡
13	その他	1	その他	弥栄	-	-	林業地域給水施設(若松)	No.158	廃止	-	-	■H30 廃止 3㎡
13	その他	1	その他	弥栄	-	-	林業地域給水施設(権現)	No.159	廃止	-	-	■H30 廃止 3㎡
13	その他	1	その他	三隅	13	13	ひゃこるネットみすみ情報ステーション	No.161	民間移管	984㎡	984㎡	
13	その他	1	その他	三隅			三隅火葬場		統廃合	505㎡	505㎡	
13	その他	1	その他	三隅			岡見駅舎	No.160	単独建替え	24㎡	23㎡	公衆便所 【R3その他】▲1㎡
13	その他	1	その他	三隅				廃止(耐用年数経過後)	71㎡	79㎡	駅舎 【R3その他】+8㎡	
13	その他	1	その他	三隅			バス待合所/公衆便所		複合化	21㎡	21㎡	
13	その他	1	その他	三隅			三隅大平桜公衆用便所		単独建替え	3㎡	3㎡	
13	その他	1	その他	三隅			福浦漁港公衆便所		単独建替え	6㎡	6㎡	
13	その他	1	その他	三隅			古湊漁港公衆便所		単独建替え	8㎡	8㎡	
13	その他	1	その他	三隅			須津漁港公衆便所		単独建替え	8㎡	8㎡	
13	その他	1	その他	三隅			三隅バスターミナル		単独建替え	462㎡	462㎡	
13	その他	1	その他	三隅			室谷あずまや		廃止(耐用年数経過後)	29㎡	29㎡	
13	その他	1	その他	三隅			古湊漁港備蓄倉庫		廃止(耐用年数経過後)	9㎡	9㎡	
13	その他	1	その他	三隅			東平原バス待合所		廃止(耐用年数経過後)	3㎡	3㎡	
13	その他	1	その他	三隅			子落しバス待合所		廃止(耐用年数経過後)	3㎡	3㎡	
13	その他	1	その他	三隅	-	-	杉の森練習場	No.162	廃止	-	-	■H30 廃止 166㎡
13	その他	99	小計		45	45	その他		小計	4,468㎡	4,474㎡	
					437	431	合計			374,211㎡	370,047㎡	

令和3年12月16日  
議会全員協議会資料  
総務部財政課

# 中期財政計画 及び見通し

- 「将来に責任ある持続可能な財政運営」を目指して -

計画期間 令和3年度～令和7年度（5年間）  
見通し期間 令和8年度～令和12年度（5年間）

令和3年12月

浜田市



# 目次

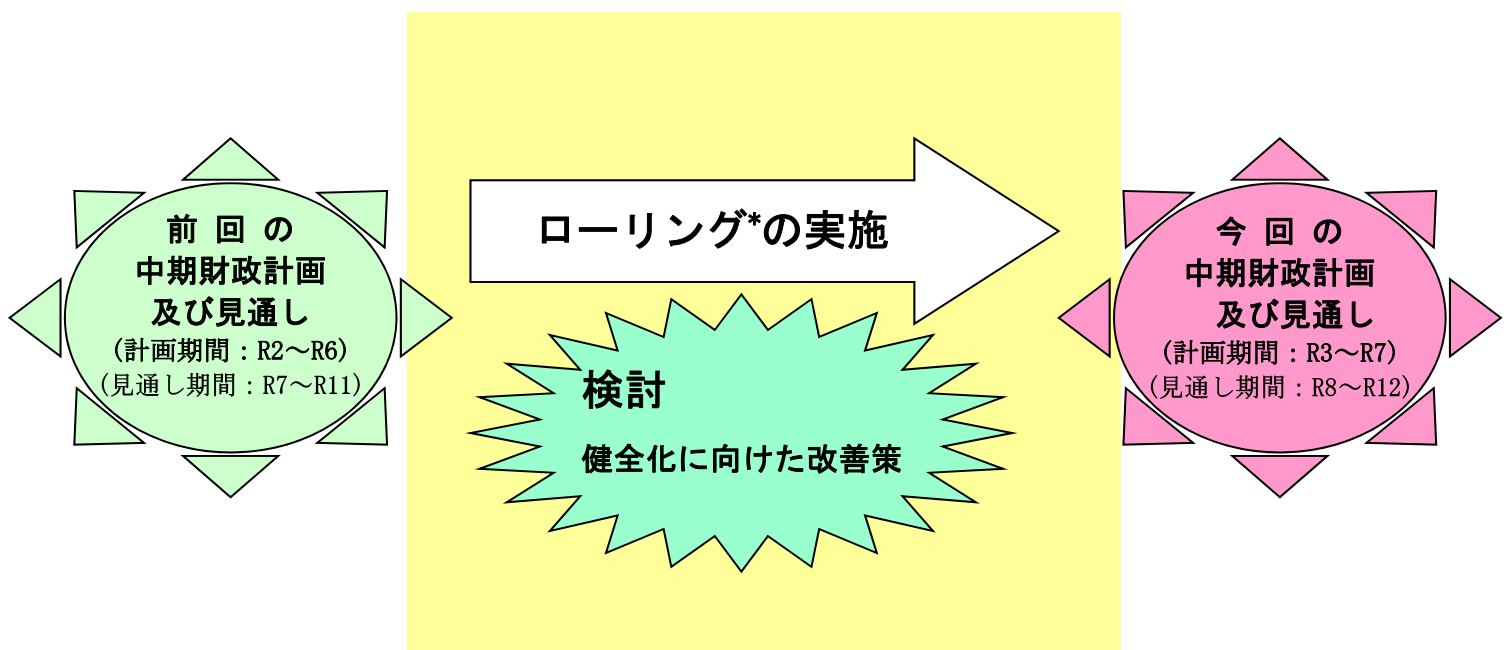
1	策定のポイント.....	1
2	計画の基本的事項.....	2
3	推計の前提条件	
	歳入.....	3
	歳出.....	8
4	財政計画	
	歳入内訳.....	13
	収支・基金内訳.....	13
	歳出内訳.....	14
	財政指標.....	14
5	財政計画・見通しの分析.....	15
6	主要事業.....	17

本文中、\*の表示のある用語等については、別冊の用語解説をご参照ください。  
記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入しています。



# 1 策定のポイント

- (1) 令和 2 年度決算においては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律\*（以下「財政健全化法」という。）に規定する実質公債費比率\*が 10.7%（昨年度 10.9%）となり、改善を図ることができましたが、類似団体\*の平均値（6.0%）との比較では依然高い水準で推移しております。さらに少子高齢化による人口減少問題、社会保障経費の一層の増大に加え、新型コロナウイルス感染症の地域経済に与える影響が見通せないなかで、財政運営は先行きが不透明な状況が続いています。
- (2) 昨年 12 月に策定した中期財政計画及び見通しは、令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間を期間とし、まちづくりセンターの運営に係る経費に加え、G I G A スクール構想の実現に向けた児童生徒 1 人 1 台端末整備に伴うランニング経費や、高速情報通信基盤の整備に要する経費も見込んだ上で、令和 5 年度以降は、ふるさと応援基金\*の活用等により、財政調整基金\*を取り崩すことなく財政運営を行うことが可能と推計したところです。しかしながら、国の制度改正（一般職員の定年延長等）や、過疎対策事業債\*や緊急防災・減災事業債\*をはじめとした優良債（交付税措置率の高い地方債）の動向が不透明であること、また新型コロナウイルス感染症による税収等への影響も懸念されていることから、行財政改革に継続して取り組む必要性を強く訴えました。
- (3) 今回の中期財政計画及び見通しでは、期間は昨年度と同様に 10 年間とし、計画期間を令和 3 年度から令和 7 年度まで、見通し期間を令和 8 年度から令和 12 年度までとしています。新たな需要としては、地域包括支援センターの外部委託に係る経費に加え、周布橋の架け替えをはじめとした令和 3 年 8 月の災害復旧関連経費や、河川氾濫対策としての浚渫（堆積土砂の撤去等）などの防災・減災対策に要する経費を盛り込んでいます。



## 2 計画の基本的事項

### (1) 計画期間

(計 画) 令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とする。  
(見通し) 令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とする。

### (2) 対象会計区分

普通会計\* (一般会計のみ)

### (3) 歳入推計

- ・地方税
- ・地方交付税\*
- ・国県支出金
- ・地方債等



現行の税制及び地方財政対策諸制度に基づき推計する。

### (4) 歳出推計

性質別経費ごとに個別に推計する。

### (5) 行財政改革等

- ① 定員適正化計画 (平成 30 年 9 月策定) を反映する。
- ② 事務事業評価による事業の見直しを反映する。
- ③ 令和 4 年度以降を計画期間とする行財政改革実施計画及び公共施設再配置実施計画に基づく効果額の反映は、具体化を待ち次回以降で調整する。

### (6) 令和 4 年度以降の推計

- ① 普通交付税\*の算定に用いる国勢調査人口の置き換えに伴う普通交付税の逡減を見込む。
- ② 旧元気な浜田事業\*は、一部の事業を除き、事業を再構築し継続するものとして見込む。
- ③ 計画期間のみ財政調整基金による収支調整を行う。

### (7) その他

基準となる令和 3 年度については、今後の補正要因を加えた決算見込額を計上する。

### 3 推計の前提条件

#### 歳入

#### (1) 地方税（個人市民税、法人市民税、固定資産税\*、軽自動車税、たばこ税、入湯税）

（単位：億円）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
地方税	73	72	88	85	83	81	78	76	75	73

税目	推計方法
個人市民税均等割	・令和3年度と同水準を見込む。
個人市民税所得割	・景気の状態・人口減を考慮し、令和4年度以降毎年1%の減とする。
法人市民税均等割	・令和3年度と同水準を見込む。
法人市民税法人税割	・令和3年度と同水準を見込む。
固定資産税	・土地は地価の下落による影響を見込む。 ・家屋の評価替に伴う減収を3年毎に5%減と見込む。 ・償却資産*は三隅火力発電所の影響額を反映する。 （定率法のため、初期の減額幅が大きくなる） ・クリーンエネルギー*発電設備に伴う償却資産の増収分を見込む。
軽自動車税	・種別割は令和4年度以降毎年1%の増とする。
たばこ税	・令和4年度以降毎年1%の減とする。
入湯税	・令和4年度以降毎年1%の減とする。

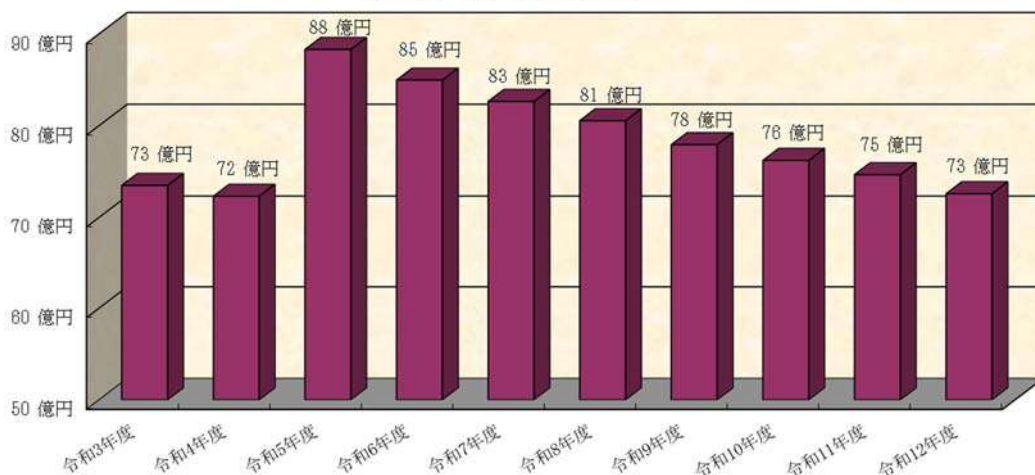
（単位：億円）

固定資産税(償却資産)	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
三隅火力発電所2号機分	-	-	16.8	15.0	13.4	11.9	10.6	9.4	8.4	7.5
クリーンエネルギー分	2.1	1.8	1.6	1.4	1.2	1.1	1.0	0.8	0.7	0.6

※三隅火力発電所2号機分の固定資産税額は、茨城県の常陸那珂火力発電所2号機の数値を参考に当市で試算した金額です。

○正味の増収効果は、普通交付税との相殺もあり、1/4程度となります。

地方税の推移



## (2) 地方譲与税\*・各種交付金(地方消費税交付金\*等)

(単位：億円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
地方譲与税、各種交付金	20	19	19	19	19	19	19	19	19	19

## (3) 地方交付税

(単位：億円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
普通交付税	110	109	95	96	95	92	92	92	91	92
特別交付税*	15	13	13	13	13	13	13	13	13	13

### 《普通交付税》

① 人口減による影響額を減じる。人口ビジョン\*の人口推計を反映させる。

	R2	R7	R12
人口ビジョンによる人口推計	54,622 人	49,788 人	46,062 人

② 基準財政需要額\*の個別算定経費\*(公債費算入分及び事業費補正\*を除く)及び包括算定経費\*は、令和4年度以降同水準と推計する。

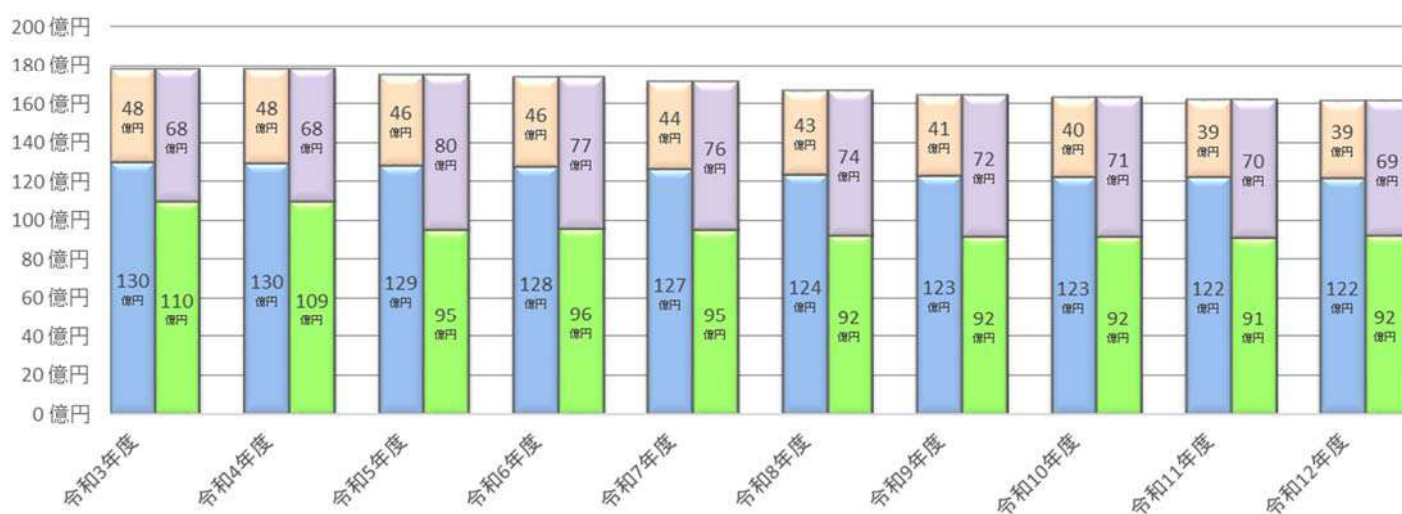
③ 人口減少等特別対策事業費\*(2億7千万円程度)は、令和4年度から令和8年度にかけて段階的に減少する前提で推計する。

④ 水道事業統合に伴う影響は個別に推計する。

⑤ 公債費算入分及び事業費補正は個別に推計する。

### 普通交付税・基準財政需要額・基準財政収入額の推移

■公債費算入以外 ■公債費算入(事業費補正分含む) ■普通交付税 ■基準財政収入額



### 《特別交付税》

通常ベースを13億円とする。

#### (4) 使用料及び手数料

(単位：億円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
使用料及び手数料	6	5	5	4	4	4	4	4	4	4

- ① 令和3年度の水準をベースに、個別項目の増減要因を反映させる。
- ② ひゃこるネットみすみと石見ケーブルビジョンの統合に伴うケーブルテレビ施設使用料の影響額を見込む。

#### (5) 国県支出金

(単位：億円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
国県支出金	110	92	74	70	73	72	70	70	70	70

- ① 扶助費\*の増に伴う影響額を見込む。
- ② 投資的経費\*の財源となる場合は、個別に積算する。

#### (6) 繰入金

(単位：億円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
繰入金	19	24	20	12	10	10	5	6	9	5

- ① 令和7年度までの収支調整は財政調整基金で行う。
- ② 各基金からの繰入金は個別に積算する。

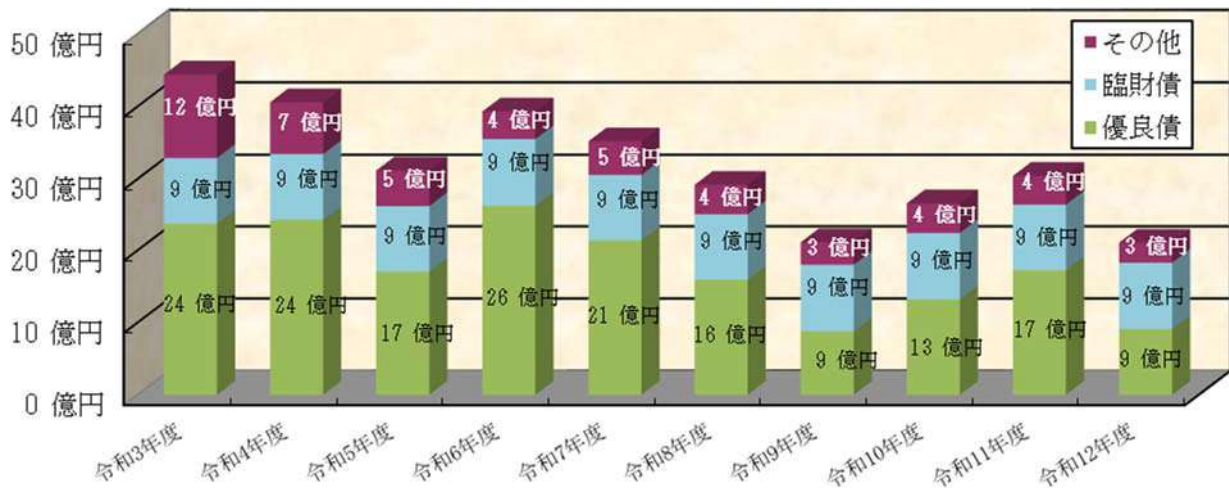
## (7) 地方債

(単位：億円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
地方債	44	41	31	39	35	29	21	27	30	21

- ① 現行の地方債制度により推計する。  
投資事業に対し、その財源として過疎対策事業債や緊急防災・減災事業債といった交付税措置の大きい優良債を可能な限り活用する。
- ② 新過疎法の施行を受け、過疎対策事業債（ソフト分）について発行限度額の逡減を見込む。
- ③ 財政健全化法の施行を受け、実質公債費比率の逡減を図るため、発行総額を適切に管理する。
- ④ 実質的な普通交付税とも言える臨時財政対策債\*（臨財債）は、令和3年度発行可能額（約9億円）をベースに見込む。

### 地方債の推移



※ 優良債とは、当市独自の表現で、借りた金額のうち後年度に普通交付税として措置される金額の割合が大きい地方債のことをいいます。(例：過疎対策事業債、辺地対策事業債\*、合併特例債\*、緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債\*、緊急浚渫推進事業債\*)



## (8) その他の収入（ふるさと寄附金\*）

（単位：億円）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
ふるさと寄附金	10	10	8	8	8	8	6	6	6	6

- ① ふるさと寄附金の収入額は上記表のとおり見込む。
- ② 基金へ積み立てたふるさと寄附金は事業に充当するため計画的に繰入れる。
- ③ 合併特例債の代替として投資事業の財源に令和4年度0.8億円、令和5年度以降2億円、新規施策の財源に令和4年度以降1億円を毎年ふるさと応援基金\*から繰入れる。

（単位：億円）

ふるさと応援基金	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	合計
基金への積立額（歳出）	4.6	5.0	4.0	4.0	4.0	4.0	3.0	3.0	3.0	3.0	37.6
基金からの繰入金（歳入）	6.7	5.4	7.8	5.2	4.3	5.7	4.7	6.2	8.8	5.3	60.3
行革効果分	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.0
予算充実分	5.7	5.4	7.8	5.2	4.3	5.7	4.7	6.2	8.8	5.3	59.3
基金年度末残高	21.2	20.8	16.9	15.8	15.5	13.7	12.0	8.8	3.0	0.7	

### 〈採択ルール〉

- ① 他の財源が担保されていないものであること
- ② 継続事業でないこと
- ③ 経常的な事業でないこと
- ④ 寄附者の共感を得ることが出来る事業であること

なお、ハード事業については、原則として、優良債（過疎・辺地対策事業債等）の活用を優先する。

# 歳 出

## (1) 人件費\*

(単位：億円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
人 件 費	63	61	60	60	60	59	59	58	57	57

- ① 議員報酬
  - ・ 条例定数 22 人
- ② 特別職報酬
  - ・ 市長、副市長、教育長
- ③ 職員給与費
  - ・ 定員適正化計画に基づく推計
  - ・ 令和 10 年度まで退職者数の 3 分の 2 採用  
(ただし、消防職は 1 分の 1 採用)
  - ・ 令和 10 年度までで 88 人の削減を見込む。
  - ・ 消防職の 9 人増員分は、令和 5 年度から段階的に削減
  - ・ 再任用制度導入に伴い退職者の雇用 (7 割) を見込む。  
(平成 30 年度から)
  - ・ 再任用職員配置に伴い正規職員の削減を見込む。  
(令和元年度から)
  - ・ 再任用職員配置に伴い会計年度任用職員\*の削減を見込む。  
(平成 30 年度から)
  - ・ 会計年度任用職員への期末手当支給による影響を見込む。  
(令和 2 年度から)
  - ・ まちづくりセンターの設置に伴う会計年度任用職員の増を見込む。  
(令和 3 年度から)
  - ・ 児童生徒 1 人 1 台端末整備に伴う会計年度任用職員の増を見込む。  
(令和 3 年度から)
  - ・ 働き方改革の推進による時間外勤務手当の削減を見込む。  
(令和 4 年度から)

## 人 件 費 及 び 職 員 数 の 状 況

職員区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規職員	47 億円	46 億円	45 億円	45 億円	44 億円	44 億円	44 億円	43 億円	42 億円	42 億円
議員・特別職	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円
会計年度任用職員	12 億円	12 億円	11 億円	11 億円	11 億円	11 億円	11 億円	11 億円	11 億円	11 億円
その他	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円
合計	63 億円	61 億円	60 億円	60 億円	60 億円	59 億円	59 億円	58 億円	57 億円	57 億円
正規職員数	567 人 (594 人)	562 人 (595 人)	550 人 (594 人)	541 人 (580 人)	535 人 (576 人)	526 人 (575 人)	521 人 (569 人)	522 人 (573 人)	509 人 (570 人)	508 人 (580 人)

※正規職員数：一般会計部門（消防職を含む）の正規職員数  
( ) 内は再任用職員を含めた人数

## (2) 物件費\*

(単位：億円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
物件費	43	39	37	38	39	38	38	38	40	37

- ① 令和3年度の水準をベースに、個別項目の増減要因を反映させる。
- ② 令和4年度以降の政策枠として、ふるさと応援基金を財源として0.5億円程度措置する。
- ③ 直営施設（2施設）の外部委託化による影響を見込む。  
（令和5年度、令和8年度からそれぞれ1施設ずつ外部委託化）
- ④ 令和4年度に新型コロナウイルス感染症対策経費として、0.5億円程度措置する。
- ⑤ 地域包括支援センター業務の外部委託化による影響を見込む。  
（令和4年度から）
- ⑥ 人口減少に連動した事業費の削減を見込む。  
（令和8年度から段階的に縮減）
- ⑦ 令和2年度に整備した児童生徒1人1台端末に伴うランニング経費については、下表のとおり見込む。

### 児童生徒1人1台端末整備に伴うランニング経費の状況

(単位：億円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	合計
人件費分	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	1.3
物件費分	0.4	0.2	0.2	0.2	0.2	0.8	0.6	0.6	0.6	0.6	4.4
合計	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.9	0.7	0.7	0.7	0.7	5.7

## (3) 扶助費

(単位：億円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
扶助費	75	76	77	78	78	79	80	81	82	82

- ① 令和4年度以降は毎年度1%増と想定する。

#### (4) 補助費等\*

(単位：億円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
補助費等	50	45	42	40	40	38	36	36	36	35

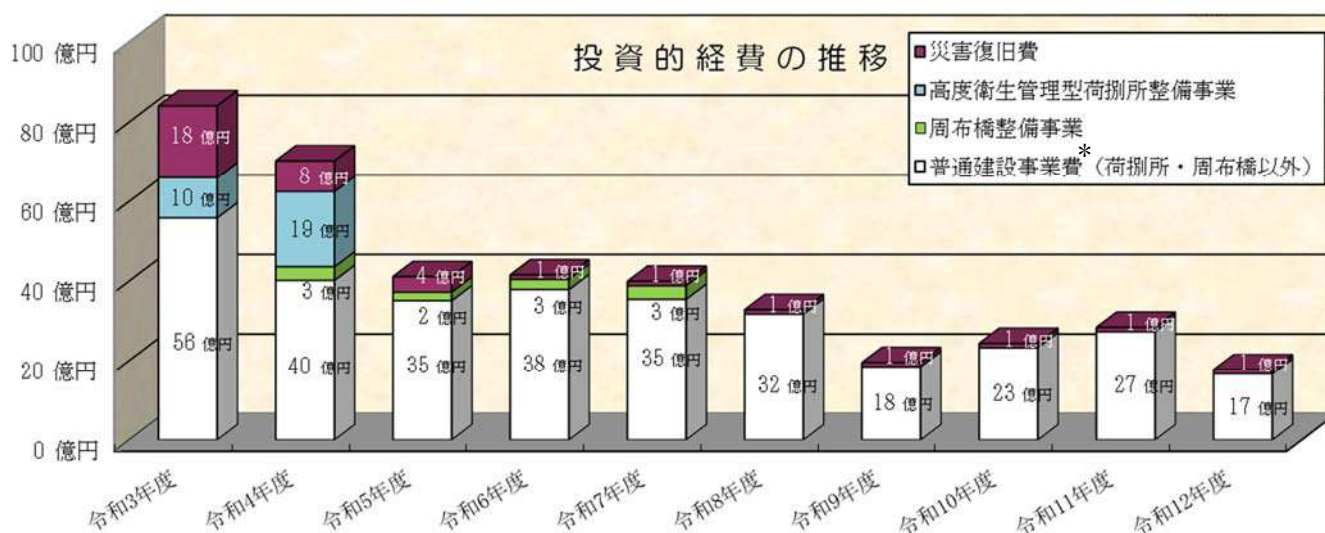
- ① 令和3年度の水準をベースに、個別項目の増減要因を反映させる。
- ② 公共下水道事業への繰出金\*は個別に推計する。  
(公営企業化により補助費計上)
- ③ 令和4年度以降の政策枠として、ふるさと応援基金を財源として0.5億円程度措置する。
- ④ 令和4年度に新型コロナウイルス感染症対策経費として、0.5億円程度措置する。
- ⑤ 人口減少に連動した事業費の削減を見込む。  
(令和8年度から段階的に縮減)

#### (5) 投資的経費

(単位：億円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
投資的経費	84	70	41	41	40	33	19	24	28	18

- ① 合併特例債の代替財源として、投資事業にふるさと応援基金を令和4年度0.8億円、令和5年度以降2億円充当する。



## (6) 公債費\*

(単位：億円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
公債費	62	63	60	53	49	46	44	44	44	44

- ① 令和3年度以降は個別に推計する。
- ② 借入金利は1.10%（前回同率）で推計する。  
(島根県の財政見通しと同率を見込む)
- ③ 実質公債費比率の逡減を図るため、令和6年度まで繰上償還\*を実施する。

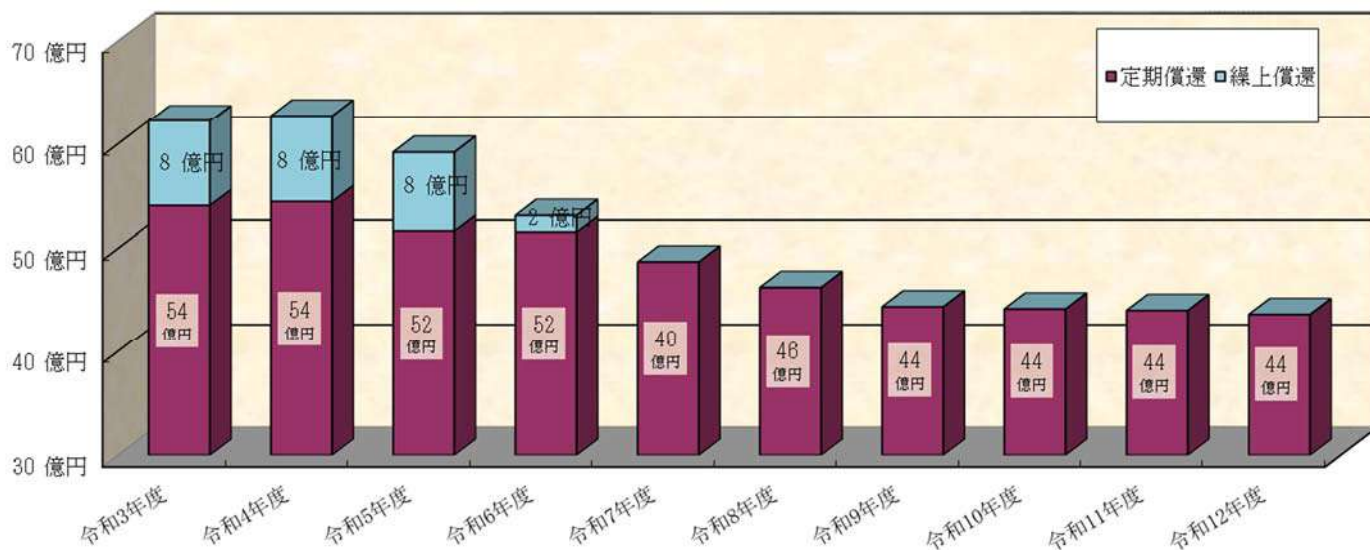
### 繰上償還の状況（計画含む）

(単位：億円)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
繰上償還額	18	15	4	4	12	4	8	14	9	8
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
	6	11	4	7	0	8	8	8	2	

※債務負担行為・特別会計分を含む

### 公債費の推移



## (7) 積立金\*

(単位：億円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
積立金	9	5	14	9	7	6	3	3	3	3

- ① 令和7年度までの収支調整は財政調整基金で行う。
- ② 市民生活安定化基金\*は、新たに確保した自主財源の1/2を上限として積み立てを行う。ただし、市税に関しては、地方交付税の基準財政収入額として算入される額を除いた額の1/2を上限として積み立てを行う。(積み立てが行える期間の上限は3年とする。)

## (8) 繰出金

(単位：億円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
繰出金	34	35	35	35	35	35	35	34	34	34

- ① 下水道事業\*に係る繰出金は個別に推計する。
- ② 介護保険\*は受給者の伸び等による影響額を具体的に見込む。
- ③ 後期高齢者医療\*に係る繰出金は2%程度の増と見込む。
- ④ 国民健康保険\*に係る繰出金において、保険料上昇抑制に係る繰出は見込まない。

(単位：億円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
農業集落排水事業	4.0	4.9	4.6	4.5	4.3	3.9	3.6	3.3	3.1	2.8
漁業集落排水事業	0.3	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
生活排水処理事業	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
介護保険	11.7	11.5	11.6	11.7	11.7	11.7	11.8	11.7	11.7	11.8
後期高齢者医療	11.1	11.3	11.5	11.7	12.0	12.2	12.5	12.7	13.0	13.2
国民健康保険	6.3	6.4	6.4	6.3	6.3	6.3	6.2	6.2	6.2	6.2
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	33.7	34.7	34.6	34.9	34.8	34.6	34.6	34.4	34.4	34.4



## 4 財政計画

【第1表 歳入内訳】

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
<b>1. 地方税</b>	億円 73	億円 72	億円 88	億円 85	億円 83	億円 81	億円 78	億円 76	億円 75	億円 73
内 市民税	28	27	27	27	27	27	26	26	26	26
内 固定資産税	40	39	55	52	50	48	46	44	43	41
<b>2. 地方譲与税、各種交付金</b>	億円 20	億円 19	億円 19	億円 19	億円 19	億円 19	億円 19	億円 19	億円 19	億円 19
<b>3. 地方交付税</b>	億円 125	億円 122	億円 108	億円 109	億円 108	億円 105	億円 105	億円 105	億円 104	億円 105
普通交付税	110	109	95	96	95	92	92	92	91	92
特別交付税	15	13	13	13	13	13	13	13	13	13
<b>4. 使用料、手数料</b>	億円 6	億円 5	億円 5	億円 4	億円 4	億円 4	億円 4	億円 4	億円 4	億円 4
<b>5. 国、県支出金</b>	億円 110	億円 92	億円 74	億円 70	億円 73	億円 72	億円 70	億円 70	億円 70	億円 70
<b>6. 繰入金</b>	億円 19	億円 24	億円 20	億円 12	億円 10	億円 10	億円 5	億円 6	億円 9	億円 5
内 財政調整基金		3		2	2	2				
内 減債基金*	5	9	9	2		2				
内 まちづくり振興基金*	2	2	2	2	2	0	0	0		
内 ふるさと応援基金	7	5	8	5	4	6	5	6	9	5
内 市有財産有効活用推進基金*	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0
内 公共施設長寿命化等推進基金*	1	1	1	1	1					
内 高速情報通信基盤整備基金*		2								
<b>7. 地方債</b>	億円 44	億円 41	億円 31	億円 39	億円 35	億円 29	億円 21	億円 27	億円 30	億円 21
内 合併特例債	5	2								
内 過疎・辺地対策事業債	17	17	13	24	19	16	9	13	17	9
内 公共事業等債・資金手当債*	1	1	1	2	2	3	2	3	3	2
内 災害復旧事業債	9	4	2	0	0	0	0	0	0	0
内 臨時財政対策債(可能額)	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
<b>8. その他の収入</b>	億円 32	億円 24	億円 26	億円 20	億円 20	億円 20	億円 18	億円 18	億円 18	億円 18
内 ふるさと寄附金	10	10	8	8	8	8	6	6	6	6
内 繰越金	7						0	0	0	0
<b>歳入合計</b>	億円 428	億円 399	億円 372	億円 359	億円 352	億円 339	億円 319	億円 325	億円 330	億円 316

【第2表 収支・基金内訳】

項 目	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
<b>歳入総額</b>	億円 428	億円 399	億円 372	億円 359	億円 352	億円 339	億円 319	億円 325	億円 330	億円 316
正味の歳入総額*	418	388	364	357	352	339	319	325	330	316
<b>歳出総額</b>	億円 428	億円 399	億円 372	億円 359	億円 352	億円 339	億円 319	億円 324	億円 330	億円 315
正味の歳出総額*	417	391	356	355	352	339	319	324	330	315
<b>歳入歳出差額</b>	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
正味の歳入歳出差額	1	△3	7	3	1	0	0	0	0	0
<b>基金年度末現在高(普通会計)</b>	億円 150	億円 132	億円 126	億円 123	億円 120	億円 116	億円 114	億円 111	億円 105	億円 103
財政調整基金	46	43	43	41	40	39	39	39	39	39
減債基金	36	27	28	29	29	28	28	28	28	28
まちづくり振興基金	25	23	21	19	17	17	16	16	16	16
ふるさと応援基金	21	21	17	16	15	14	12	9	3	1
その他基金	23	19	17	18	19	20	20	20	19	19

【第3表 歳出内訳】

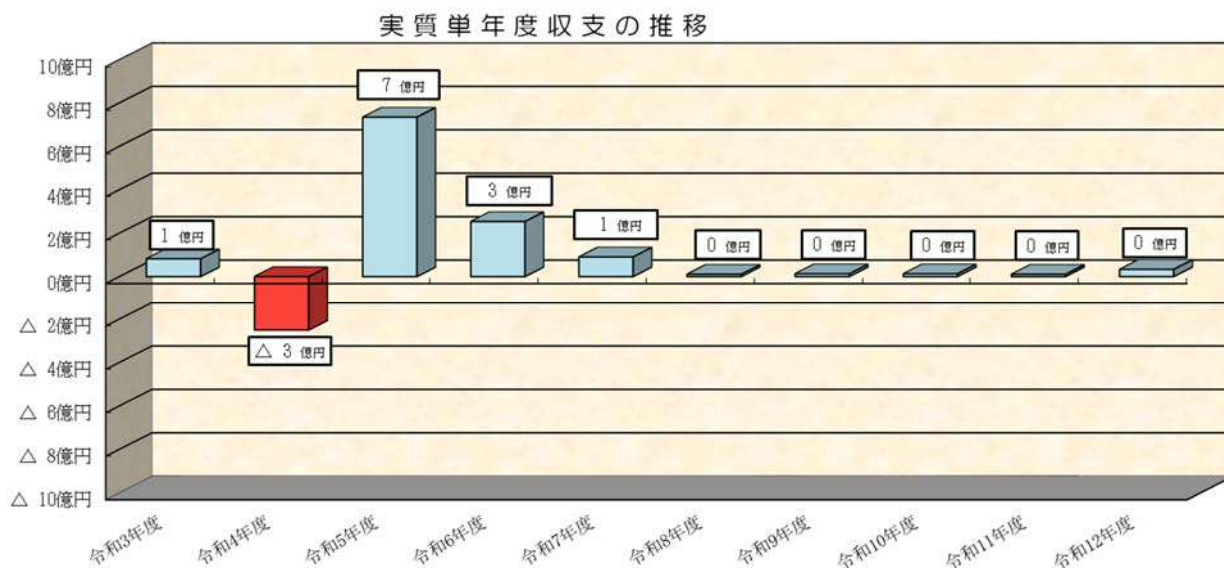
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
<b>1. 人件費</b>	億円 <b>63</b>	億円 <b>61</b>	億円 <b>60</b>	億円 <b>60</b>	億円 <b>60</b>	億円 <b>59</b>	億円 <b>59</b>	億円 <b>58</b>	億円 <b>57</b>	億円 <b>57</b>
内 議員報酬手当	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
内 特別職給与	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
内 職員給	47	46	45	45	44	44	44	43	42	42
正規職員数 ( ) 内は再任用含む職員数	567人 (594人)	562人 (595人)	550人 (594人)	541人 (580人)	535人 (576人)	526人 (575人)	521人 (569人)	522人 (573人)	509人 (570人)	508人 (580人)
<b>2. 物件費</b>	億円 <b>43</b>	億円 <b>39</b>	億円 <b>37</b>	億円 <b>38</b>	億円 <b>39</b>	億円 <b>38</b>	億円 <b>38</b>	億円 <b>38</b>	億円 <b>40</b>	億円 <b>37</b>
<b>3. 扶助費</b>	億円 <b>75</b>	億円 <b>76</b>	億円 <b>77</b>	億円 <b>78</b>	億円 <b>78</b>	億円 <b>79</b>	億円 <b>80</b>	億円 <b>81</b>	億円 <b>82</b>	億円 <b>82</b>
<b>4. 補助費等</b>	億円 <b>50</b>	億円 <b>45</b>	億円 <b>42</b>	億円 <b>40</b>	億円 <b>40</b>	億円 <b>38</b>	億円 <b>36</b>	億円 <b>36</b>	億円 <b>36</b>	億円 <b>35</b>
<b>5. 投資的経費</b>	億円 <b>84</b>	億円 <b>70</b>	億円 <b>41</b>	億円 <b>41</b>	億円 <b>40</b>	億円 <b>33</b>	億円 <b>19</b>	億円 <b>24</b>	億円 <b>28</b>	億円 <b>18</b>
<b>6. 公債費</b>	億円 <b>62</b>	億円 <b>63</b>	億円 <b>60</b>	億円 <b>53</b>	億円 <b>49</b>	億円 <b>46</b>	億円 <b>44</b>	億円 <b>44</b>	億円 <b>44</b>	億円 <b>44</b>
内 繰上償還額(ア)	8	8	8	2						
(ア)による繰上償還影響額		△1	△2	△3	△3	△3	△3	△3	△3	△3
<b>7. 積立金</b>	億円 <b>9</b>	億円 <b>5</b>	億円 <b>14</b>	億円 <b>9</b>	億円 <b>7</b>	億円 <b>6</b>	億円 <b>3</b>	億円 <b>3</b>	億円 <b>3</b>	億円 <b>3</b>
内 財政調整基金	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0
内 減債基金	0	0	10	3	0	0	0	0	0	0
内 ふるさと応援基金	5	5	4	4	4	4	3	3	3	3
内 市民生活安定化基金	0	0	0	2	2	2	0	0	0	0
<b>8. 繰出金</b>	億円 <b>34</b>	億円 <b>35</b>	億円 <b>35</b>	億円 <b>35</b>	億円 <b>35</b>	億円 <b>35</b>	億円 <b>35</b>	億円 <b>34</b>	億円 <b>34</b>	億円 <b>34</b>
<b>9. その他</b>	億円 <b>9</b>	億円 <b>5</b>	億円 <b>5</b>	億円 <b>5</b>	億円 <b>5</b>	億円 <b>5</b>	億円 <b>5</b>	億円 <b>5</b>	億円 <b>5</b>	億円 <b>5</b>
<b>歳出合計</b>	億円 <b>428</b>	億円 <b>399</b>	億円 <b>372</b>	億円 <b>359</b>	億円 <b>352</b>	億円 <b>339</b>	億円 <b>319</b>	億円 <b>324</b>	億円 <b>330</b>	億円 <b>315</b>

【第4表 財政指標】

区 分	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
標準財政規模*	億円 205	億円 205	億円 205	億円 203	億円 200	億円 195	億円 192	億円 191	億円 189	億円 188
財政力指数*	0.390	0.388	0.408	0.429	0.449	0.446	0.444	0.442	0.438	0.433
経常収支比率*	% 95.3	% 93.7	% 90.9	% 93.7	% 94.4	% 94.6	% 95.3	% 95.3	% 95.1	% 95.5
実質公債費比率	% <b>11.2</b>	% <b>11.3</b>	% <b>11.4</b>	% <b>10.9</b>	% <b>9.9</b>	% <b>9.1</b>	% <b>8.2</b>	% <b>7.8</b>	% <b>7.6</b>	% <b>7.4</b>
地方債残高	億円 <b>483</b>	億円 <b>463</b>	億円 <b>436</b>	億円 <b>425</b>	億円 <b>414</b>	億円 <b>399</b>	億円 <b>379</b>	億円 <b>364</b>	億円 <b>354</b>	億円 <b>334</b>

## 5 財政計画・見通しの分析

- ① 歳入の根幹をなす普通交付税については、算定に用いる国勢調査人口の置き換えに伴う普通交付税交付額の逡減により、見通し期間最終年の令和12年度においては、令和2年度比で6億円が縮減する見込みです。こうしたなか、主要事業のローリングを行うとともに、定員適正化計画による人件費への影響等に加え、新たな需要として、地域包括支援センターの外部委託に係る経費、周布橋の架け替えをはじめとした令和3年8月の災害復旧関連経費や、河川氾濫対策としての浚渫（堆積土砂の撤去等）などの防災・減災対策に要する経費も見込んだ上で推計しております。
- ② こうした結果、実質単年度収支\*は、令和4年度に約3億円のマイナスとなりますが、令和5年度以降は、ふるさと応援基金の活用等により、財政調整基金を取り崩すことなく財政運営を行うことが可能となります。



- ③ しかしながら、学校建設計画をはじめとした大型投資事業に伴う地方債の償還が開始する令和10年度以降においては、人口減少に伴う普通交付税交付額の減少などの要因も重なり、財政運営が逼迫することが予想されます。加えて、一般職員の定年延長による影響も懸念されており、今後の財政運営に支障をきたすことが危惧されます。
- ④ このような状況下において、持続可能な財政体質を実現し、その状態を維持していくためには、さらなる行財政改革の取組が求められます。特に、現在の行財政改革実施計画や公共施設再配置実施計画は令和3年度までを計画期間としていることから、新たな行財政改革大綱に基づいた計画を策定し、人口減少等による変化に対応した体制づくりにあわせて、浜田市総合振興計画に掲げる政策実現、新たな行政需要への対応に必要な財源については、既存事業を随時見直しながら、「スクラップ・フォー・ビルド\*」による事業構築を図るなど、不断の努力による行財政改革に真摯に取り組んでいく必要があります。
- ⑤ 行財政改革の取組を加速することにより、「将来に責任ある持続可能な財政運営」を実現し、現役世代の責任として、将来世代により良い「浜田市」を引き継がなければなりません。

# 6 主要事業

事業年度							
区分	令和2年度以前	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
継続	160 百万円	399 百万円	82 百万円	58 百万円	7 百万円	30 百万円	78 百万円
	<p>市有財産有効活用推進事業【全地域】 8億1,400万円（2,600万円）</p>						
継続		1,710 百万円	259 百万円	176 百万円	104 百万円	26 百万円	151 百万円
	<p>高速情報通信基盤整備事業【全地域】 24億2,600万円（1億5,800万円）</p>						
継続			108 百万円	286 百万円			
	<p>（仮称）石見第2まちづくり センター整備事業【浜田】 3億9,400万円（1億2,500万円）</p>						
新規			60 百万円	95 百万円			
	<p>放課後児童クラブ施設 整備事業【金城・旭】 1億5,400万円（100万円※1）</p> <p>※1:旭は、県道改良事業に伴う移転補償費を充当するため、実質市負担はなし</p>						
継続				10 百万円	1,151 百万円	999 百万円	
	<p>エコクリーンセンター基幹改良工事負担金 21億6,000万円（6億4,800万円）</p>						
継続	420 百万円	9 百万円	26 百万円	21 百万円			
	<p>元谷団地圃場整備事業【金城】 4億7,700万円（1億6,400万円）</p>						
継続	1 百万円	8 百万円	14 百万円	7 百万円	25 百万円	45 百万円	78 百万円
	<p>杵束・安城地区圃場整備事業【弥栄】 1億7,600万円（0円）</p>						
継続	3,709 百万円	1,024 百万円	1,891 百万円				
	<p>高度衛生管理型荷捌所整備事業【浜田】 66億2,400万円（3億7,900万円）</p>						
継続	264 百万円	21 百万円	32 百万円	32 百万円	32 百万円	32 百万円	158 百万円
	<p>戸地線改良事業【旭】 5億6,800万円（8,600万円）</p>						
継続	709 百万円	329 百万円	158 百万円	333 百万円			
	<p>浜田駅周辺整備事業【浜田】 15億2,800万円（3億100万円）</p>						

事業年度							
区分	令和2年度以前	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
継続	66 百万円	26 百万円	21 百万円	21 百万円	32 百万円	32 百万円	16 百万円
	井野37号線道路改良事業【三隅】 2億1,300万円（3,000万円）						
継続	45 百万円	129 百万円	200 百万円	152 百万円			
	公共残土等処理場整備事業【三隅】 5億2,600万円（0円）						
継続	50 百万円	50 百万円	50 百万円	35 百万円	35 百万円		
	通学路等緊急安全対策事業【全地域】 2億2,000万円（0万円）						
新規			342 百万円	213 百万円	258 百万円	341 百万円	
	周布橋整備事業【浜田】 11億5,500万円（2億6,300万円）						
新規			49 百万円	49 百万円	49 百万円		
	河川緊急浚渫事業【全地域】 1億4,600万円（4,400万円）						
継続				35 百万円	183 百万円	571 百万円	4,380 百万円
	学校建設事業【浜田】 51億6,900万円（15億5,600万円）						
継続		50 百万円	50 百万円	50 百万円			
	学校施設緊急改修事業【全地域】 1億5,000万円（0万円）						
新規			22 百万円	18 百万円	22 百万円	24 百万円	
	学校体育館トイレ洋式化事業【全地域】 8,500万円（2,600万円）						
継続			45 百万円	190 百万円	494 百万円	24 百万円	
	歴史文化保存展示施設整備事業（浜田郷土資料館建替え）【浜田】 7億5,300万円（0円）						

※ 事業費ベースで記載しています。ただし、( )内は実質市負担を表します。

※ "区分"については、今年度の計画策定において新たに掲載した事業を"新規"、前年度策定の計画で掲載されていたものを"継続"としています。

※ テキストボックスの右側矢印がない事業は令和8年度以降も事業が継続しています。

※ 掲載している金額は、全体事業費ではなく、事業開始から令和12年度までの合計金額です。



# 「中期財政計画及び見通し」 用語解説

令和3年12月

浜田市

用語	掲載ページ	説明
<b>あ行</b>		
い 一般財源		財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源のことです。 地方税、地方譲与税、地方交付税等があります。
<b>か行</b>		
か 介護保険	12	保険に入っている人が保険料を出し合い、介護が必要なときに認定を受け、サービスを利用するしくみになっています。 40歳以上の方は、原則として介護保険の被保険者となり、認定を受けた被保険者はサービス費用の1割を負担することでサービスを利用することができます。
会計年度任用職員	8	従来は臨時・非常勤職員に替わる新たな任用制度に基づく一般職非常勤職員。新任用制度は令和2年4月から導入されています。
過疎対策事業債	1・6・7・13	令和3年4月に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（新過疎法）第2条の規定により公示された市町村が、同法第8条の規定により策定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づき実施する事業に対して発行できる特例債です。事業費の原則100%充当であり、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。 （令和12年度までの時限立法）
合併特例債	6・7・10・13	合併市町村が、まちづくり推進のため、市町村計画に基づいて行う事業や基金の積立に要する経費について、合併年度及びこれに続く20ヶ年度に限り、その財源として借り入れることができる地方債のことです。事業費の95%が充当され、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。
き 基準財政収入額	4・12	普通交付税の算定に用いる数値で、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するため、標準的な状態において、徴収が見込まれる税収入、各譲与税等を一定の方法により算定したものです。
基準財政需要額	4	普通交付税の算定に用いる数値で、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政的な必要額を算定したものです。
旧元気な浜田事業	2	「第2次浜田市総合振興計画」に掲げた7つのまちづくり大綱に基づく各種施策のうち、特に重点的に取り組む項目として、「元気な浜田」をつくるためのロードマップに掲載し実施している浜田市の将来像の実現につながる事業を指します。
緊急自然災害防止対策事業債	6	災害の発生を予防し、拡大を防止するために緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業に対して発行できる地方債です。事業費の原則100%充当であり、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。 （令和7年度まで）
緊急浚渫推進事業債	6	全国的に相次ぐ河川氾濫などを踏まえ、地方公共団体が緊急かつ集中的に浚渫事業に取り組み、危険箇所を解消するために河川維持管理計画等に基づき実施される地方単独事業に対して発行できる地方債です。事業費の原則100%充当であり、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。 （令和6年度まで）

用語	掲載ページ	説明																								
緊急防災・減災事業債	1・6	防災基盤の整備事業並びに公共施設及び公用施設の耐震化事業で、東日本大震災及び平成28年熊本地震を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等に対して発行できる地方債です。事業費の原則100%充当であり、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に理論的に算入されます。 (令和7年度まで)																								
繰上償還	11・14	地方債において、償還の期限が到来する前に未償還額の全額または一部を繰り上げて償還することです。																								
繰出金	10・12・14	一般会計と特別会計または特別会計相互間において支出される経費のことです。																								
クリーンエネルギー	3	電気や熱などに変える際、二酸化炭素や窒素酸化物などの有害物質を排出しない、または排出量の少ないエネルギー源のことです。自然エネルギーや再生可能エネルギーとも呼ばれます。具体的には、太陽光、水力、風力、地熱などが挙げられます。																								
け 経常収支比率	14	経常的に発生する経費に充当した一般財源の経常一般財源に対する割合で、財政構造の弾力性を判断するための指標です。																								
下水道事業	12	主に雨水(うすい)および汚水(おすい)を、地下水路などで集めたのち公共用水域へ排出するための施設・設備の集合体であり、浄化などの水処理を行います。																								
減債基金	13・14	地方債の償還およびその信用維持のため、地方自治法第241条の規定により設けられる基金のひとつです。 <参照> (基金) 第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。																								
健全化判断比率		「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により導入されたもので、早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準があります。早期健全化基準、財政再生基準は、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」(早期健全化基準のみ)により判断され、経営健全化基準は、公営企業の経営状況の深刻度を示す「資金不足比率」により判断されます。早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準をそれぞれ上回った場合は、早期健全化計画、財政再生計画、経営健全化計画の策定が必要となります。 市町村の基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>早期健全化基準</th> <th>財政再生基準</th> <th>経営健全化基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実質赤字比率</td> <td>11.25%~15.00% (注1)</td> <td>20.00%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>連結実質赤字比率</td> <td>16.25%~20.00% (注2)</td> <td>30.00%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>実質公債費比率</td> <td>25.00%</td> <td>35.00%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>将来負担比率</td> <td>350.00% (注3)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>資金不足比率</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>20.00%</td> </tr> </tbody> </table> (注1) 財政規模により異なり、浜田市の場合は12.46% (注2) 財政規模により異なり、浜田市の場合は17.46% (注3) 政令市は400.00%		早期健全化基準	財政再生基準	経営健全化基準	実質赤字比率	11.25%~15.00% (注1)	20.00%	-	連結実質赤字比率	16.25%~20.00% (注2)	30.00%	-	実質公債費比率	25.00%	35.00%	-	将来負担比率	350.00% (注3)	-	-	資金不足比率	-	-	20.00%
	早期健全化基準	財政再生基準	経営健全化基準																							
実質赤字比率	11.25%~15.00% (注1)	20.00%	-																							
連結実質赤字比率	16.25%~20.00% (注2)	30.00%	-																							
実質公債費比率	25.00%	35.00%	-																							
将来負担比率	350.00% (注3)	-	-																							
資金不足比率	-	-	20.00%																							
こ 後期高齢者医療	12	75歳以上の高齢者等を対象とする、他の健康保険とは独立した医療保険制度のことです。従前の「老人保健法」による老人医療制度では、他の健康保険等の被保険者資格を有したまま老人医療を適用していたのに対し、後期高齢者医療制度では適用年齢(75歳以上)になると、加入していた国保や健保を脱退し、後期高齢者だけの独立した保険に入るといった点が異なります。																								

用語	掲載ページ	説明
公共事業等債	13	補助事業に係る地方負担額及び国の直轄事業に係る負担金並びに独立行政法人水資源機構の行う河川事業及び農業農村整備事業並びに独立行政法人森林総合研究所の行う農業農村整備事業及び林道事業に係る法令に基づく負担金を対象として発行できる地方債です。事業費の原則90%充当であり、発行額のうち財源対策分(40%)の50%が普通交付税の基準財政需要額に理論的に算入されます。
公共施設長寿命化等推進基金	13	公共施設の修繕、改修等による長寿命化及び除却に関する事業を推進することを目的として、令和2年度に造成した基金です。
公債費	11・14	地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金および一時借入金利子の支払いに要する経費のことです。
高速情報通信基盤整備基金	13	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を基金として積み立て、市内のケーブルテレビ回線を光回線に改修する高速情報通信基盤整備事業を実施することを目的として、令和2年度に造成した基金です。
国民健康保険	12	国民健康保険法に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的し、被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関して必要な保険給付を行う社会保険のことです。
固定資産税	3・13	毎年1月1日(賦課期日)現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有している方に課する税金のことです。
個別算定経費	4	普通交付税の基準財政需要額で算定する経費のうち、従来型の個別の項目による算定を行う経費のことです。
<b>さ行</b>		
さ 財政調整基金	1・2・5・12・13・14・15	年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うため、財源に余裕のある年度に積み立て、財源不足が生じる年度に取り崩しを行います。
財政力指数	14	普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3ヶ年度の平均で、各地方公共団体の財政力を示す指数です。この指数が1に近く、あるいは1を超えるほど財政的に余裕がある団体といわれています。
し 事業費補正	4	普通交付税の基準財政需要額の算定に用いる測定単位の数値補正の一種で、各地方公共団体ごとの公共事業費の地方負担額及びその財源に充てられた地方債の元利償還金を指標として、それらの一定割合の額を基準財政需要額に割増算入するためのものです。
資金手当債	13	一般的に、発行額または元利償還金が後年度に普通交付税の基準財政需要額へ算入されない地方債のことをいいます。
実質公債費比率	1・6・11・14	地方債協議制度(平成18年度移行)において、地方債信用維持の観点から、財政状況の悪化している地方公共団体に対して、早期是正のための措置を講ずる必要があるため設けられた指標で、18%以上となる地方公共団体は、地方債の借り入れに引き続き許可を要することとされています。 地方公共団体の一般会計等(普通会計)が負担する元利償還金等の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す比率です。 財政健全化法の健全化判断比率の一つです。
実質市負担	17・18	浜田市の造語で、地方債のうち、実際に償還が発生した年度に普通交付税により措置される金額を市費から差し引いた金額で、浜田市が実際に負担する金額です。

用語	掲載ページ	説明
実質単年度収支	15	今年度と前年度の実質収支の差に実質的な黒字要素（基金の積立、市債の繰上償還）および赤字要素（基金の取崩）を除外した実質的な単年度の収支です。
市民生活安定化基金	12・14	水道料金や国民健康保険料等の急増を抑制し、市民生活の安定を図るための財源として、平成29年度に造成した基金です。なお、企業立地等による税収や財産処分など、新たに確保した自主財源の1/2を上限に基金へ積み立てを行います。
市有財産有効活用推進基金	13	土地の利活用や処分のための公共施設の解体経費等の財源として、平成29年度に造成した基金です。
償却資産	3	会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることが出来る土地及び家屋以外の構築物や機械・器具・備品等をいいます。
正味の歳出総額	13	歳出総額から財政調整基金積立金及び公債費繰上償還額を差し引いた実質的な単年度の歳出予算額を表しています。
正味の歳入総額	13	歳入総額から繰越金、財政調整基金繰入金及び繰上償還財源としての減債基金繰入金を差し引いた実質的な単年度の歳入予算額を表しています。
人件費	8・9・14・15	職員等に対する勤労の対価や報酬、社会保険料等の経費のことです。
人口ビジョン	4	令和3年12月に策定予定の「第2次浜田市総合振興計画後期基本計画」の中で提示している浜田市の人口の将来展望のことです。
人口減少等特別対策事業費	4	地方公共団体による人口減少対策等の取り組みを息長く支援する観点から、平成27年度に創設された普通交付税の基準財政需要額の算定項目です。
す スクラップ・フォー・ビルド	16	令和3年10月に策定した「浜田市行財政改革大綱」の中で掲げている行財政改革の手法のひとつで、政策の優先順位の再構築や既存事業を見直しをすることで生み出した財源を新規事業に充てることです。
<b>た行</b>		
ち 地方公共団体の財政の健全化に関する法律	1	自治体の財政破たんを未然に防ぐため、国が財政状況をより詳しく把握し、悪化した団体に対して早期に健全化を促すための法律です。（平成19年6月成立） 平成20年度の決算から特別会計や第3セクターなど、市の財政に影響を及ぼすすべての会計を対象に「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの指標を用いて、健全度を判断することになっています。また、公営企業についても、「資金不足比率」により、経営状況の健全度を判断することになっています。
地方交付税	2・4・12・13	国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額を財源としており、地方公共団体ごとの財源の均衡化を図り、地方財政の計画的な運営を保障するため、国が一定の基準に基づき交付するものです。普通交付税と特別交付税があります。



用語	掲載ページ	説明
地方消費税交付金	4	都道府県の地方消費税収入額のうち、清算後の地方消費税の2分の1に相当する額が人口及び従業者数の割合で市町村に交付されるものです。なお、消費税増税を柱とする社会保障・税一体改革関連法の成立により、消費税率は平成26年4月に5%から8%へ引き上げられ、令和元年10月には10%へ引き上げられました。
地方譲与税	4・13	国税として徴収され、地方公共団体に対して譲与される税のことです。地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税等があります。
つ 積立金	12・14	特定の目的のために財産を維持し、または資金を積み立てるために設けられた基金等に積み立てるための経費です。
と 投資的経費	5・10・14	道路、橋梁、公園、学校、公営住宅の建設等、社会資本の形成等に向けられ、その支出の効果がストックとして将来に残るものに支出される経費です。普通建設事業費のほか、災害復旧に要する経費も含まれます。
特別交付税	4・13	地方交付税の一部で、普通交付税算定に用いられる基準財政需要額または基準財政収入額に反映することの出来なかった具体的な事情を考慮して交付されるものです。
<b>は行</b>		
ひ 標準財政規模	14	普通交付税算定の仕組みを通じて表されるその地方公共団体の標準的な一般財源の規模のことです。
ふ 扶助費	5・9・14	社会保障制度の一環として、生活困窮者、身体障がい者等に対してその生活を維持するために支出する経費です。
普通会計	2・13	個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲は異なっており、財政比較や統一的な掌握が困難なため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分のことです。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、一般会計等とも表現されています。当市の場合、平成23年度で住宅新築資金等貸付事業特別会計が廃止されたため、一般会計のみが対象となります。
普通建設事業費	10	道路、橋梁、学校、庁舎等公共用または公用施設の新増設等の建設事業費に要する投資的経費のことです。
普通交付税	2・3・4・6・13・15・16	各地方公共団体ごとの標準的な必要額（基準財政需要額）と標準的な収入（基準財政収入額）を見積もり、財源不足が生じる場合、その不足額を基礎として地方公共団体に交付されるものです。
物件費	9・14	旅費、消耗品費、備品購入費、委託料等物財調達のための経費です。
ふるさと応援基金	1・7・9・10・13・14・15	当市に寄附されたふるさと寄附金を適正に管理・運用するために創設した基金のことです。
ふるさと寄附金	7・13	自分の故郷や応援したい自治体などへ寄附することで、個人住民税の一部が控除される寄附金のことです。「ふるさと納税」とも呼ばれています。



用語	掲載ページ	説明
ハ 辺地対策事業債	6・7・13	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、山間地、離島その他へんびな地域について、辺地所在市町村が辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画のもとに実施する事業に対して認められる特例債です。地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しない経費についても地方債の発行が認められています。事業費の原則100%充当であり、元利償還金の80%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。
ほ 包括算定経費	4	普通交付税の算定方法を抜本的に簡素化するとともに、交付税の予見可能性を高める観点から、基準財政需要額で算定する経費のうち、従来型の算定を行う「個別算定経費」以外の人口と面積を基本とする簡素な基準により算定する経費のことです。
補助費等	10・14	各種団体に対する補助金、交付金、一部事務組合に対する負担金、報償費、保険料等の経費です。
<b>ま行</b>		
ま まちづくり振興基金	13	地域振興及び市民の連帯の強化による一体的なまちづくりの推進に資するため設置した基金のことです。
<b>ら行</b>		
り 臨時財政対策債	6・13	地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債です。地方公共団体の実際の借入にかかわらず、その元利償還金相当額が後年度基準財政需要額に算入されます。
る 類似団体	1	決算統計（地方財政状況調査）等の報告に基づいて、総務省が毎年度作成する類似団体別市町村財政指数表という類型別の区分のことです。類似団体別市町村財政指数表では、人口と産業構造の2要素の組み合わせにより、市町村を分類しています。同じ類型に属する団体を総称して類似団体と言います。
ろ ローリング	1・15	計画期間は同じ年数を保ちながら当該年度をその都度初年度とし、実績と計画との差を評価しつつ計画の見直しを行うことです。

## 広島広域都市圏への加入について

浜田市、邑南町、美郷町の3市町は、令和4年4月から、広島広域都市圏への加入について検討していますので報告いたします。

### 1 広島広域都市圏の概要

広島広域都市圏は、広島市の都心部からおおむね60kmの圏内にある、東は三原市エリアから西は山口県柳井市エリアまでの25市町で構成されています。

広島広域都市圏においては、国の「連携中枢都市圏構想」に掲げられた「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」及び「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」に関する取組を展開しています。



#### 【現在の構成市町】

##### ○広島県

広島市(連携中枢都市), 呉市, 竹原市, 三原市, 三次市, 大竹市, 東広島市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町, 大崎上島町, 世羅町

##### ○山口県

岩国市, 柳井市, 周防大島町, 和木町, 上関町, 田布施町, 平生町

#### ～連携中枢都市圏構想～

人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするために、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する政策であり、地方交付税による財政措置が講じられるものです。

(裏面へ)

## 2 加入の目的

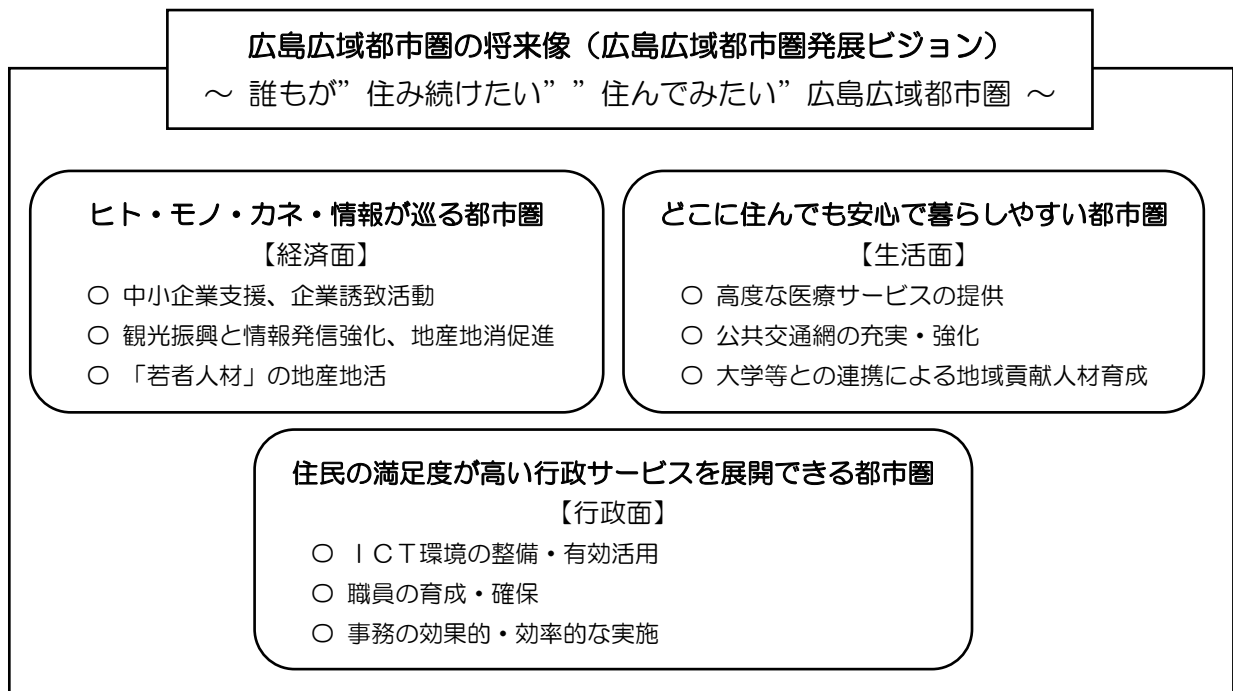
人口減少・少子高齢化が進む中、それぞれの自治体による独自の施策展開に加え、県内の市町村を中心に連携を図りながら施策を展開してきましたが、急激に変化していく社会情勢による将来的な経済活動の停滞や住民生活への影響等を考えると更なる展開に踏み出していく必要があります。

そうしたことから、今後、隣県に位置する広島広域都市圏に加わり、県境を越えたさらなる広域連携を図ることにより、経済の活性化、安心して暮らしやすい環境の維持をすすめ、定住人口の増加や関係人口の拡大につなげるものです。

## 3 加入後の取組

広島広域都市圏において進められている 105 事業のうち、本市が連携できる事業について、事業内容や費用対効果を含めて現在精査を行っています。

連携していくこととした事業については、各担当部署において関係市町と協議・検討を行い、事業を進めていくこととなります。



## 4 今後のスケジュール

	浜田市、邑南町、美郷町	広島市
12月	各市町において議会へ報告	
2月		第2期広島広域都市圏発展ビジョン（改訂案）、令和4年度予算（案）の公表
3月	各市町で連携協約の議決	連携協約の議決
	連携協約締結式*	
	第2期広島広域都市圏発展ビジョン（改訂）の策定・公表	

※ 広島広域都市圏への加入にあたっては、議会での議決後、広島市と連携協約を締結します。

## 第2期広島広域都市圏発展ビジョン掲載事業一覧

No.	事業名
1	広島広域都市圏産業振興研究会における連携施策の検討
2	広島広域都市圏地域共通ポイント制度の運用
3	新成長ビジネス事業化支援事業
4	創業・ベンチャー支援事業
5	医療・福祉関連産業の育成
6	環境・エネルギー関連分野支援事業
7	ものづくり販路開拓支援事業
8	自動車産業経営者会の開催
9	多面的企業力向上研修会
10	IT導入支援アドバイザー派遣事業
11	デザイン活用促進事業
12	デザインネットワーク推進事業
13	ひろしまグッドデザイン賞の実施
14	工業技術支援アドバイザー派遣
15	広島広域都市圏における企業誘致活動の連携
16	中小企業支援センター事業
17	圏域特産品の販売促進事業
18	圏域特産品の海外販路拡大支援
19	「食」による観光振興
20	広島広域都市圏観光振興事業
21	広島広域都市圏の情報発信拠点の運営
22	外国人旅行者の受入環境整備（無料公衆無線LAN環境の整備）
23	SNS活用プロモーション事業
24	広島広域都市圏の周遊観光情報の発信の強化
25	広島駅総合案内所の運営
26	広島バスセンター総合案内所の運営
27	広島港総合案内所の運営
28	MICE受入態勢の整備
29	「広島広域都市圏農作物生産・出荷促進商談会」の開催
30	広島広域都市圏地産地消PR事業
31	学校給食における地産地消の推進
32	中山間地域自伐林業支援事業
33	広島かき採苗安定強化事業
34	広島湾七大海の幸PR事業
35	若い世代の介護職理解促進事業
36	広島広域都市圏UIJターン促進協議会事業
37	「有給長期インターンシップ」事業
38	救急相談センター広島広域都市圏の運営
39	ICTを活用した地域医療支援
40	広島市立安佐市民病院の拠点性強化
41	圏域内公共交通網の充実・強化（バス活性化の推進）
42	圏域内公共交通網の充実・強化（JR在来線等の利用促進・機能強化）
43	圏域内の広域幹線道路ネットワークの充実・強化
44	地域貢献人材を育成する大学等への支援
45	広島修道大学との連携による地域貢献人材の育成
46	広島市立大学との連携による地域貢献人材の育成
47	広島地区病院群輪番制病院運営費補助
48	安佐地区病院群輪番制病院運営費補助
49	広島都市圏における救急医療体制の検討
50	広島市立安佐市民病院の圏域北部の医療機関への医療スタッフの派遣等
51	高齢者の社会参加促進に向けたポイント制度の広域的運用
52	在宅医療相談支援窓口運営事業
53	ケアマネジメントの質向上事業

## 第2期広島広域都市圏発展ビジョン掲載事業一覧

No.	事業名
54	生活困窮世帯学習支援事業
55	一時預かり保育事業の広域利用
56	病児・病後児保育事業の広域利用
57	ひとり親家庭学習支援事業
58	地域子育て支援拠点（子育てひろば）の広域利用
59	青少年支援メンター制度の共同運営
60	放課後児童クラブ職員等専門研修
61	“神楽”まち起こし協議会事業（広島広域都市圏協議会事業）
62	毛利氏関連の博物館等施設による連携事業
63	区役所に設置した就労支援窓口の広域利用
64	既存の山歩きルートを生かした新しい観光事業等の創出
65	広島・宮島・岩国地方観光連絡協議会事業
66	新規就農者育成事業
67	みなとオアシスにぎわいづくり
68	太田川流域振興交流会議
69	低床低公害バス車両購入費補助
70	下水汚泥の共同処理の検討
71	芸備線を活用した観光振興
72	生活航路への助成
73	バス運行対策費補助
74	広島広域都市圏ICT推進協議会事業
75	広島広域都市圏オープンデータポータルサイトの構築・運用
76	町内会・自治会等情報ポータルサイトの運用
77	“食と酒”まち起こし協議会事業（広島広域都市圏協議会事業）
78	交流・移住・定住促進に係る広域連携事業
79	民泊の促進による圏域の活性化事業（広島広域都市圏協議会事業）
80	圏域内連携・交流促進事業（広島広域都市圏協議会事業）
81	ひろしま北里山キング認定制度の運用
82	地域の防災リーダーの養成
83	避難誘導アプリ「避難所へGo!」の運用
84	消費者被害に関する広域的な情報共有
85	消費者問題に関する講座の開催
86	認知症高齢者見守り事業
87	広島広域都市圏空家等対策研究会の開催
88	圏域内職員人事交流・研修事業（広島広域都市圏協議会事業）
89	技術系職員のOB人材登録制度の運用
90	家屋評価実務研修
91	広島広域都市圏に関する情報発信
92	地方創生に資するSDGsの推進
93	統計データ活用事業
94	航空写真撮影事務
95	図書館の広域利用
96	パートナーシップ宣誓制度の相互利用
97	外国人総合相談窓口の共同設置・運営
98	多言語通訳サービスの広域利用
99	犬猫譲渡連携事業
100	手話通訳サービスの広域利用
101	シェアサイクルの広域利用
102	下水道指定工事店の指定制度の広域的運用
103	備品の相互利用
104	学校給食センターの共同利用
105	事務の共同化・広域連携

新型コロナウイルスワクチンの接種対応について

1 接種状況について

(1) 対象者(12歳以上)の地域別接種実績

(単位：件)

区分	計	浜田	金城	旭	弥栄	三隅
券送付数	47,489	35,004	3,701	2,377	1,108	5,299
1回目	43,306	31,749	3,423	2,219	1,014	4,901
	91.2%	90.7%	92.5%	93.4%	91.5%	92.5%
2回目	42,886	31,440	3,391	2,188	1,005	4,862
	90.3%	89.8%	91.6%	92.0%	90.7%	91.8%

3回目 接種実績 5件

(2) 対象者(12歳以上)の年代別接種実績

(単位：件)

区分	12歳～ 19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～ 64歳	65歳～
券送付数	3,301	4,000	4,499	6,229	6,051	3,463	19,946
1回目	2,812	3,347	3,862	5,580	5,567	3,237	18,901
	85.2%	83.7%	85.8%	89.6%	92.0%	93.5%	94.8%
2回目	2,731	3,274	3,765	5,527	5,538	3,225	18,826
	82.7%	81.9%	83.7%	88.7%	91.5%	93.1%	94.4%

※ 令和3年12月9日時点のVRSでの状況

※ 「券送付数」は、接種券を発行した総数から、2回接種を受けていない死亡者及び転出者を除いた数

(3) 住所地外での接種状況

ア 浜田市に住所があるが、他自治体で接種した件数 2,238件

イ 他自治体に住所があるが、浜田市で接種した件数 3,915件

※ 内閣官房IT総合戦略室作成資料「ワクチン接種状況\_令和3年12月6日」による4/12～11/30の間のVRS実績(12/1出力分、ただしファイザー使用分のみ、先行接種者及び職域接種者を除く)。

2 3回目追加接種の対応について

(1) 概要

ア 実施期間

- ・令和3年12月1日～令和4年9月30日

イ 対象者

- ・2回目接種の完了日から原則8か月以上経過した18歳以上の方。



ウ 使用するワクチン

- ・当初接種（1・2回目）で使用のワクチンの種類に関わらず、mRNAワクチンを使用。当面の間は、薬事承認されているファイザー社製を使用。現在、武田／モデルナ社製が薬事承認審査中。

(2) 実施案

ア 医療従事者への接種

- ・接種券：医療機関ごとに送付。
- ・接種体制：接種実施医療機関において、自院及び近隣医療機関等の対象者の接種を実施。12月1日から一部医療機関において接種開始。

イ 高齢者施設入所者への接種

- ・接種券：施設ごとに送付。
- ・接種体制：施設において、1月から接種実施。

ウ 高齢者・一般への接種

- ・接種券：令和4年1月下旬送付開始。週ごとに対象者を抽出し、接種可能日（2回目接種から8か月経過した日）の概ね1週間前に届くよう送付。
- ・接種体制：当初接種同様、個別接種を主体に、補完的に集団接種を実施。概ね、高齢者は令和4年2月、その他の者は3月から順次実施。

(3) 実施スケジュール（見込み）

2回目接種時期	3回目接種可能時期(8か月経過)	主な対象者	対象者数
3年3・4月	3年12月～	①	450人
5月	4年1月～	① ②	2,150人
6月	4年2月～	② ③	7,600人
7月	4年3月～	③ ④	10,000人
8月	4年4月～	④	6,800人
9月	4年5月～		5,400人
10月	4年6月～		7,700人
11月	4年7月～		2,500人

① 医療従事者 ② 高齢者施設入所者等 ③ 高齢者 ④ その他一般

- ※ 令和4年3月までに接種対象となる約20,000人分のワクチンは、2月中に配分される見込み（ファイザー社製及び武田／モデルナ社製の合計）。

3 小児への接種について

5歳から11歳までの小児への接種の実施について、国において検討中。早ければ、令和4年2月頃から開始する可能性あり。

## 新型コロナウイルスワクチンの3回目接種の前倒しについて

浜田市における新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種については、国が示すとおり、原則、2回目接種から8か月経過後の人を対象に順次進めていくこととしております。

しかしながら、今年10月の市内高齢者施設でクラスターが発生したという当市の実情に鑑み、例外的に、高齢者施設及び医療従事者に対しては、3回目接種を「6か月経過後」に前倒し実施したい旨、現在、島根県を通じて、国に相談しております。

なお、国に認められた場合、速やかに実施出来るよう、今後、医療機関へ接種体制の協力を働きかけてまいります。

- 1 前倒し接種の開始時期 令和4年1月から
- 2 対象者 次の(1)(2)に該当し、2回目接種から6か月を経過した者
  - (1) 市内高齢者施設の入所者及び従事者 約1,700名
    - ※ 38施設（入所者約1,070人、従事者約630名）
  - (2) 医療従事者 約1,750名
    - ※ 全従事者約2,100名の内、令和3年12月末接種見込みの約350名を除く者

浜田市児童医療費助成事業の拡充について

1. 拡充内容

島根県では小学生までを対象とし、子どもに係る医療費について、自己負担額に上限を設けて原則現物給付によって助成しています。

さらに、浜田市では独自事業として、中学生を対象とした助成を行っています。

この助成制度の対象を「18歳まで」と拡大することにより、保護者の経済的負担を軽減するとともに、子どもの健全な育成及び安心して子どもを産み育てる環境づくりに取り組めます。

2. 開始時期

令和4年4月1日

3. 対象者

中学1年生から18歳まで（12歳に達する日以降の最初の4月1日から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）の子ども（生活保護受給者を除く）。

現行どおり所得制限は設けません。

4. 医療費助成制度の拡充

対象者区分	H30.10~				市独自制度 限度額
	医療区分	自己負担			
		割合	限度額		
未就学児	県制度				
	入院	1割	2,000	0	
	通院		1,000	0	
	薬局等		0		
小学生	市独自制度				
	入院	3割	2,000		
	通院		1,000		
	薬局等		0		
中学生	市独自制度				
	入院	3割	2,000		
	通院		1,000		
	薬局等		0		
中学校終了後 ~ 18歳年度末					

医療区分	R3.4~		市独自制度 限度額
	自己負担		
	割合	限度額	
県制度			
入院	1割	2,000	0
通院		1,000	0
薬局等		0	
市独自制度			
入院	1割	2,000	
通院		1,000	
薬局等		0	
市独自制度			
入院	3割	2,000	
通院		1,000	
薬局等		0	

医療区分	R4.4~		市独自制度 限度額
	自己負担		
	割合	限度額	
県制度			
入院	1割	2,000	0
通院		1,000	0
薬局等		0	
市独自制度			
入院	1割	2,000	
通院		1,000	
薬局等		0	
市独自制度			
入院	3割	2,000	
通院		1,000	
薬局等		0	

⇒島根県が対象

⇒市が対象を  
拡大

(裏面に続く)

## 5. 助成の方法

原則として医療機関において自己負担額の調整による現物給付とします。

なお、現物給付できない医療機関等については申請による償還払いとします。

## 6. 県内8市の助成状況【医科・歯科】

市名	0歳～就学前 入院・外来共通	対象	入院		外来		
			入院	外来	入院	外来	
松江市	無料	小学生	無料	無料	中学生	無料	
浜田市		小学生	総医療費の1割を自己負担 上限2,000円	総医療費の1割を自己負担 上限1,000円	中学生	医療保険の自己負担額 上限2,000円	医療保険の自己負担額 上限1,000円
出雲市		小学生	総医療費の1割を自己負担 上限2,000円	総医療費の1割を自己負担 上限1,000円	中学生	総医療費の1割を自己負担 上限2,000円	
益田市		小学生	総医療費の1割を自己負担 上限2,000円	総医療費の1割を自己負担 上限1,000円	中学生	総医療費の1割を自己負担 上限2,000円	総医療費の1割を自己負担 上限1,000円
大田市		小学生	無料	無料	中学生	無料	無料
安来市		小学生	無料	無料	中学生	無料	無料
江津市		小学生	総医療費の1割を自己負担 上限2,000円	総医療費の1割を自己負担 上限1,000円			
雲南市		小学生	無料	無料	中学生	無料	無料

※県内で18歳年度末年齢までの医療費助成制度を実施している市町村  
川本町、津和野町、知夫村、飯南町、吉賀町（吉賀町は高校生のみ）

## 7. 全国の助成状況（令和2年4月1日現在の厚生労働省資料による）

全国1,741市区町村のうち、通院医療費の助成を実施している自治体は、中学校卒業までが873団体（50.1%）、18歳年度末までが733団体（42.1%）となっています。

入院医療費の助成を実施している自治体は更に多く、中学校卒業までが895団体（51.4%）、18歳年度末までが799団体（45.9%）となっています。

## 石見神楽国立劇場公演の進捗について

令和2年度に実施予定であった石見神楽国立劇場公演については、新型コロナウイルス感染拡大により開催中止としておりました。

令和4年度の公演に向け、国立劇場の使用予約の申し込みをしておりましたが、このたび国立劇場運営元の独立行政法人日本芸術文化振興会から使用内定の通知を受け、下記のとおり開催日程（案）が決定しましたので報告いたします。

### 記

- 1 日 時 令和4年7月31日（日）※1日2回公演を予定
- 2 会 場 国立劇場大劇場（東京都千代田区隼町4-1）
- 3 主 催 石見神楽国立劇場公演実行委員会
- 4 出演団体 浜田石見神楽社中連絡協議会
- 5 その他 正式には、今後開催される実行委員会にて決定

## 浜田市都市計画マスタープラン（案）のパブリックコメントについて

次のとおり「浜田市都市計画マスタープラン（案）」のパブリックコメントを実施します。

### 1 都市計画マスタープランの概要

#### (1) 策定の趣旨

浜田市都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に基づいて定める、本市の都市計画に関する基本的な方針です。

本市のマスタープランは平成 24 年に策定しており、この度 10 年を迎えることから、新たなマスタープランを策定するものです。

#### (2) 対象区域

「全体構想」は本市全域を対象とし、「地区別構想」として浜田・旭・三隅の都市計画区域について今後の方針を示します。

#### (3) 目標年次

概ね 20 年先を展望しつつ、10 年先の令和 14 年（2032 年）とします。

#### (4) 策定スケジュール

令和 3 年	2 月	浜田市都市計画審議会へ諮問
	3 月～	浜田市都市計画審議会で審議（4 回開催）
	12 月 15 日	浜田市都市計画審議会から中間答申
	12 月 21 日	<u>パブリックコメントの実施</u>
令和 4 年	2 月	浜田市都市計画審議会から最終答申
	3 月	<u>マスタープラン決定、告示、冊子印刷</u>

### 2 パブリックコメントの要領

#### (1) 閲覧・意見の募集期間

令和 3 年 12 月 21 日（火）～令和 4 年 1 月 19 日（水）

#### (2) 閲覧場所

- ・本庁建設企画課、各支所産業建設課（8 時 30 分～17 時 15 分）
- ・市立中央図書館（9 時～19 時）
- ・市ホームページ

#### (3) 意見の提出方法

建設企画課（又は支所産業建設課）に持参・郵送・FAX・メールのいずれかにより、令和 4 年 1 月 19 日（水）必着で提出してください。

〔都市建設部 建設企画課 都市計画係 TEL 0855-25-9601〕

## 「第 2 期浜田市空家等対策計画(案)」のパブリックコメントについて

次の計画について、パブリックコメントを実施します。

### 1 計画名

第 2 期浜田市空家等対策計画(案)

### 2 募集・閲覧期間

令和 3 年 12 月 28 日(火) ～ 令和 4 年 1 月 27 日(木)(必着)

### 3 閲覧場所

市役所本庁建築住宅課

各支所産業建設課

浜田市立中央図書館

市ホームページ

### 4 提出方法

建築住宅課又は各支所産業建設課へ持参、郵送、FAX、メール

### 5 計画(案)の概要

浜田市空家等対策計画とは、空家法第 6 条により市町村が定めるもので、空き家に関する対策を実施するための計画です。平成 29 年度に第 1 期計画を定めましたが、今年度末で期限が切れることにより、新たに第 2 期計画を定めるものです。

計画の主な内容は、次のとおりです。

- ・計画期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 か年です。
- ・第 8 章に、特定空家等(危険な空き家)における判断基準や所有者等への対応方法を記載しています。
- ・第 9 章と第 10 章に、住民の方から空き家に関する相談があった場合の対応窓口や各課の役割を記載しています。
- ・第 10 章第 10 項に、危険空き家の除却補助や空き家バンク促進事業などの各課における空き家の支援制度を記載しています。
- ・計画の補完として、「空家等対策アクションプログラム」を定め、危険空き家の解消件数などの数値目標や、所有者への対応方法のフロー図を記載しています。



## 第 2 期浜田市空家等対策計画(案)



令和 4 年 4 月



## 目 次

第 1 章	計画策定の背景	3
第 2 章	浜田市における空家等の現状	4
第 3 章	空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類 その他の空家等の対策に関する基本的な方針	6
1	対象とする地区	
2	対象とする空家等の種類	
3	対策に関する基本的な方針	
第 4 章	計画期間	7
第 5 章	空家等の調査に関する事項	7
第 6 章	所有者等による空家等の適切な管理促進に関する事項	8
第 7 章	空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項	8
1	空家等の活用の促進	
2	除却した空家等に係る跡地の活用の促進	
第 8 章	特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項	9
1	管理不適切な空家等に対する調査	
2	特定空家等の判断基準	
3	特定空家等に対する措置の方針	
4	助言又は指導	
5	勧告	
6	命令前の事前通知等	
7	命令	
8	標識の設置及び工事	
9	代執行	
10	緊急安全措置	
第 9 章	住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項	17
1	空家等の相談窓口	
2	空家等に関する相談への対応方針	
3	空家等の所有者等の特定方法	

<b>第 10 章</b>	<b>空家等に関する対策の実施体制に関する事項</b>	<b>19</b>
1	浜田市空家等対策協議会及び浜田市特定空家等対策検討委員会	
2	空家等の対策に関する関係部署の役割	
3	警察その他関係機関との連携	
<b>第 11 章</b>	<b>その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項</b>	<b>21</b>
1	本計画における用語の定義について	
2	固定資産税等の住宅用地特例について	
3	空き家の維持管理に関する基礎知識	
4	空き家改修・リフォームの相談に関する基礎知識	
5	空き家解体に関する基礎知識	
6	売買に関する基礎知識	
7	賃貸に関する基礎知識	
8	寄付に関する基礎知識	
9	財産相続に関する基礎知識	
10	空家等に関する支援	

## 第 1 章 計画策定の背景

人口減少や既存建築物の老朽化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化等により、年々増加している空家等の中には、適切な管理が行われておらず、防災、防犯、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものもあり、住民等からの相談や問合せが多く寄せられています。

このような中、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を盛り込んだ『空家等対策の推進に関する特別措置法』（平成 26 年法律第 127 号。以下「特措法」という。）が平成 27 年 2 月 26 日に施行され、国において本格的な空家等の対策に取り組むこととなりました。

市では、適切な管理がなされていない空家等の問題を地域課題と受け止めて、平成 24 年 10 月 1 日に『浜田市空き家等の適正管理に関する条例』を施行し、空き家の所有者や地域と共にその問題解決に取り組んできましたが、特措法の施行に伴ってこの条例を全面的に見直すこととしました。

特措法に定めるもののほか、市、空家等の所有者等、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、空家等の適切な管理及び活用を促進するために必要なことを定めることにより、市民の居住環境の保全を図り、もって安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に寄与することを目的とした、新たな「浜田市空家等対策の推進に関する条例」（以下「新条例」という。）を平成 29 年 4 月 1 日に施行し、特措法及び新条例にもとづき第 1 期浜田市空家等対策計画を策定しました。

第 1 期計画は、令和 3 年度末で失効しますが、今後更なる空き家対策を実施していくため、この度、第 2 期計画を策定しました。

## 第2章 浜田市における空家等の現状

総務省が実施している「住宅・土地統計調査」によると、市における空き家の状況は、表-1 及び図-1 のとおりです。当市の状況としまして、直近の平成30年の調査では、空き家総数は4,520戸、空き家率は15.7%となっており、平成25年の調査と比べ、320戸の空き家が増加し、空き家率も0.8ポイント増加しています。これは、島根県平均は若干上回っている程度ですが、全国平均は大きく上回っております。

平成26年度に実施した市全域における空き家の実態調査では、空家等と思われる件数は2,409件確認でき、その約6割が浜田地域に集中している状況です。空家等と思われる建築物について、外観調査ができた2,180件のうち、およそ3割が「倒壊の危険性がある」と判定されています。また、適切な管理がなされていないもの及び今後危険な空家等になる可能性があるものの件数は、空き家全体の約半数に上り、これらについてこのまま放置されれば、再利用不可能な腐朽、損傷の激しい空家等が今後さらに増加していくことが予想されます。

適切な管理が行われていない空家等は、地域の安全を脅かし、公衆衛生の悪化、景観の阻害等さまざまな問題を引き起こすとともに、地域住民の居住環境に深刻な影響を及ぼすなど社会問題化しているところで、市においても適切に管理されていない空家等の相談件数が年々増え続けている状況です。

表-1 空き家の総数及び空き家率（住宅・土地統計調査）（単位：戸）

調査年	項目	全国	島根県	浜田市
平成20年	住宅総数	57,586,000	295,800	28,200
	空き家総数	7,567,900	44,200	4,060
	空き家率	13.1%	14.9%	14.4%
平成25年	住宅総数	60,628,600	304,200	28,210
	空き家総数	8,195,600	44,800	4,200
	空き家率	13.5%	14.7%	14.9%
平成30年	住宅総数	62,407,400	314,200	28,860
	空き家総数	8,488,600	48,300	4,520
	空き家率	13.6%	15.4%	15.7%

図-1 空き家率（住宅・土地統計調査）

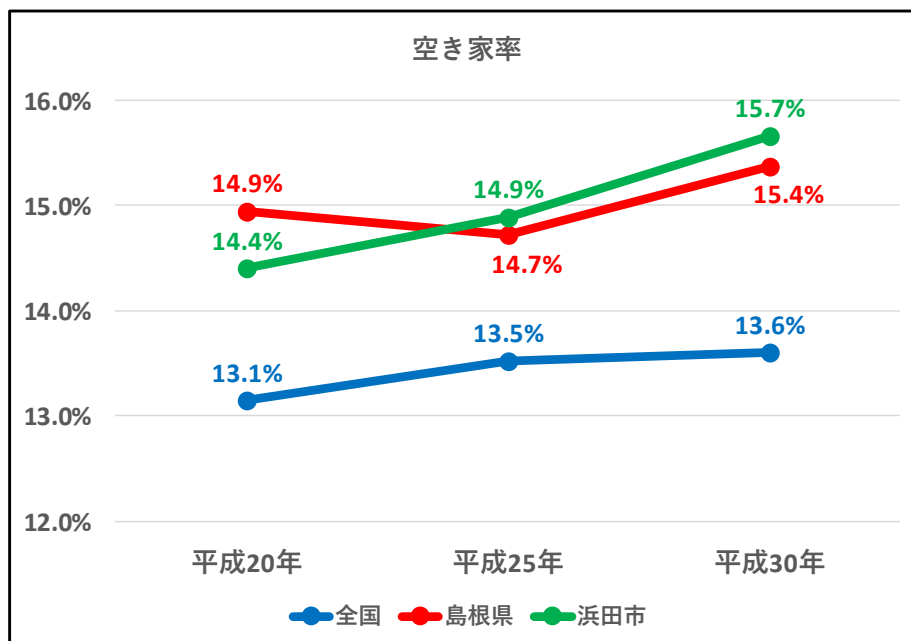
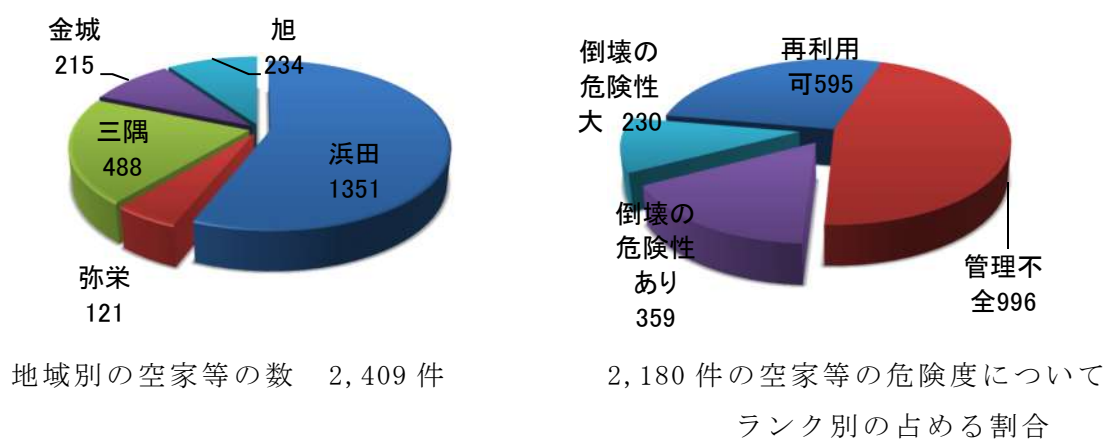


図-2 市内の空き家の状況（平成26年度 浜田市空き家実態調査）



## 第3章 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等の対策に関する基本的な方針

### 1 対象とする地区

市では、『浜田市空き家等の適正管理に関する条例』にもとづき市全域について、職員が現地の状況を確認したうえで地域住民などの苦情を所有者へ伝えるほか、所有者へ適切な維持管理の依頼を行うなどの対応を進めてきました。

また、空家等は、市内各所に点在し、市民からの空家等に関する相談や情報提供の対象となる空家等の箇所を想定することも困難です。

これらを踏まえ、対象とする地区は市全域として位置付けます。

### 2 対象とする空家等の種類

本計画で対象とする空家等の種類は、特措法第2条第1項に規定する「空家等」のうち次の掲げる空家等を対象とします。

- (1) 空家等の除却及び有効活用について、空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）から相談があったもの
- (2) 管理が不適切な空家等について、地域住民から相談又は苦情があったもの

### 3 対策に関する基本的な方針

新条例の目的である「市民の居住環境の保全を図り、安全で安心して暮らせるまちづくり」を目指します。

空家等の管理については、所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。（特措法第3条）」と規定されているように、第一義的には、所有者等が自らの責任において空家等の適切な管理に努めることが前提となります。

このため、所有者等による空家等の適切な管理責任を明確化するとともに、具体的な管理方法などについて広く情報提供を行うなどの支援を行います。適切に管理がなされている空家等については、地域活性化等の観点から、市が空き家バンク等を通して、空家等の有効活用を支援し、市場流通やリフォーム、転用などを促進します。一方で、周辺に悪影響を及ぼすおそれのある空家等の対策については、適切な管理の促進を図り、改修や維持保全、除却、建て替えなどを促すことで、特定空家等への移行の予防に努めます。

また、周辺への悪影響が大きい特定空家等については、所有者等の第一義的な責任を前提にしながら、明確な基準を定めて市が所有者等に対して指導などの措置を行い、所有者等自らによる改修や除却、建て替えなどの改善を促します。また、改善がなされず、周辺に対する悪影響の度合い及び危険度等の切迫性が極めて高い場合は、特措法及び新条例に基づき措置するなど、空家等に関して総合的な対策を進めます。



この基本的な方針を踏まえて、具体的な空家等対策アクションプログラムを定め、円滑に推進していきます。

## **第 4 章 計画期間**

計画期間は令和 4 年度（2022 年度）から令和 8 年度（2026 年度）までの 5 年間とします。

なお、計画期間中に社会情勢の変化や新たな法律の制定、空家等の状況の変化など、必要に応じて見直しを図るものとします。

## **第 5 章 空家等の調査に関する事項**

市では、平成 26 年度に実施した空き家の実態調査をもとに本計画中に再度実態調査を行い、データベースの整備を進めていきます。常に変化する空家等の状況について必要に応じて再調査を行うなど、空家等の実態把握に努めます。

さらに、空家等はさまざまな要因によって発生しうることから、空家等の総数や分布状況などについては住宅・土地統計調査の結果により把握していきます。また、地域住民からの情報提供や相談に加え、職員による現地調査などにより課題のある空家等の情報の収集に努めます。

## 第 6 章 所有者等による空家等の適切な管理促進に関する事項

特措法第 3 条において、「空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」とあるように、「努力義務」として規定されています。空家等の適切な管理は、第一義的には所有者等の責任において行われるべきものです。民法第 717 条では、土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、工作物の占有者や所有者が賠償責任を負うと規定されており、空き家管理上の不備が原因で周囲に損害を与えた場合の法的責任は所有者にあると規定されています。

そこで、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、まずは所有者等が自らの責任と負担において適切に管理しなければならないことを広報等により広く情報提供を行います。

また、地域住民から情報提供のあった空家等に関しては、登記簿や住民票及び戸籍謄本のほか、固定資産税情報などの利用により所有者等を特定し、適切な管理などを促します。

## 第 7 章 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項

### 1 空家等の活用の促進

関係団体などと連携して空き家の流通を促進します。

そのための一つの方策として、市では空き家バンク制度を設け、空き家の有効活用に取り組みます。

### 2 除却した空家等に係る跡地の活用の促進

除却した空家等の跡地については、所有者等に第一義的な責任があるため、適切な管理を促します。

また、特定空家等が存在する土地について、所有者の意向、地域の要望などを踏まえた上で、地域団体などによる管理体制や活用の面など必要な要件を満たす場合は、市が建物及び土地の寄付を受け建物を解体し、その跡地の有効活用を図ります。

## 第 8 章 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項

### 1 管理不適切な空家等に対する調査

地域住民などから相談や情報提供が寄せられた空家等や、市のパトロールなどで発見した空家等のうち、特定空家等となるおそれのある空家等について、必要に応じて以下の調査を行います。

- (1) 外観調査 : 居住その他の使用がなされていないことを確認します。
- (2) 聞き取り調査 : 所有者や地域住民などに、概ね年間を通して(=1年間)建築物等の使用実績がない状態であることを確認します。
- (3) 行政資料等調査 : 水道・電気・ガスの使用状況、住民票などにより確認します。

これらの調査を基にして、建築物等の用途、建築物への人の出入りの有無、水道などライフラインの使用状況及びそれらが使用可能かどうかの状態、建築物等及びその敷地の登記記録、並びに建築物等の所有者等による使用実績についての主張などから、空家等に該当するかを総合的に判断します。

なお、保管のためだけに使用されている場合などにおいては、必要に応じて、使用の実態に合理性があるかないかなどの観点も用いて客観的な判断に努めます。

### 2 特定空家等の判断基準

特定空家等については、特措法第 2 条第 2 項により、次の(1)～(4)のような状態にある空家等と定義されています。しかしながら、いずれも蓋然性を含む概念であり、定量的な基準により判断することはなじまないことから、特定空家等と認定し、措置を講ずるか否かについては、地域の実情を考慮しつつ、また、その程度が社会通念上許容される範囲を超えているか否かにより判断するものとし、「特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)」第 2 章や(1)～(4)の各状態であるか否かの判断に際して参考となる基準[別紙 1]～[別紙 4]と(表-1 特定空家等の総合判断基準)を参考に市内の浜田市特定空家等対策検討委員会(以下「検討委員会」という。)で協議するものとします。

- (1) そのまま放置すれば、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- (2) そのまま放置すれば、著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- (3) 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- (4) その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態

なお、そのまま放置すれば将来的に周辺の生活環境への悪影響が顕在化することが予見されるものも、早期に特定空家等と判断することができます。

(表-1 特定空家等の総合判断基準)

	評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高 評点		
倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態	構造一般の程度	基礎	(1) 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45		
			(2) 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20			
		外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25			
倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態	構造の腐朽又は破損の程度	基礎、土台、柱又ははり	(1) 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100		
			(2) 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50			
			(3) 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100			
		外壁	(1) 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地が露出しているもの	15			
			(2) 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25			
		屋根	(1) 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15			
			(2) 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下ったもの	25			
			(3) 屋根が著しく変形したもの	50			
		防火上又は避難上の構造の程度	外壁	(1) 延焼のおそれのある外壁があるもの		10	30
				(2) 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの		20	
屋根	屋根が可燃性材料でふかされているもの		10				
排水設備	雨水	雨樋がないもの	10	10			

## ※建物の不良度の測定基準

危険空き家は、木造又は鉄骨造の建物で、別表第1の建物の不良度の測定基準による各評点の合計が100点以上であるものとします。

一の評定項目に該当評定内容が複数ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち、最も高い評点とします。

状態の種類	判断部位	具体的な基準
①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態	看板・屋上水槽等	○破損が著しく、落下又は転倒が予測されるもの
	屋外階段	○腐食、破損が著しく脱落が予測されるもの
	バルコニー	○腐食、破損が著しく脱落が予測されるもの
	門・塀	○ひび割れ、破損が著しく転倒が予測されるもの
	擁壁	○亀裂、破損が著しく転倒が予測されるもの
②著しく衛生上有害となるおそれのある状態	建築材料	○アスベスト等有害物質が露出し、飛散する可能性が高いもの
	浄化槽・排水	○破損、汚水の流出等による悪臭の発生があり、周辺住民の日常生活に支障を及ぼしているもの
	ゴミ等	○悪臭の発生があり、周辺住民の日常生活に支障を及ぼしているもの
③著しく景観を損なっている状態	屋根・外壁	○外見上の傷み、汚れが激しく、周辺の景観と著しく調和のとれていないもの
	窓ガラス	○多数の窓ガラスが割れているもの
	看板	○破損、汚損が激しく、原形を留めていないもの
	立木	○建物の全面を覆う程度まで繁茂しているもの
	ゴミ等	○敷地内に散乱、山積みしたまま放置されているもの
④周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態	立木	○倒木、枝折れ等で近隣の道路や隣接する土地に大量の枝等が散乱しているもの ○枝が近隣の道路にはみ出し、歩行者等の通行を妨げているもの
	空家等に住みつけた動物	○鳴き声等が頻繁に発生し、周辺住民の日常生活に支障を及ぼしているもの ○糞尿その他の汚物により悪臭が発生し、周辺住民の日常生活に支障を及ぼしているもの ○毛、羽が大量に飛散し、周辺住民の日常生活に支障を及ぼしているもの ○ねずみ、はえ、蚊等が大量に発生し、周辺住民の日常生活に支障を及ぼしているもの ○周辺の土地、家屋に侵入するなど周辺住民の日常生活に悪影響を及ぼしているもの ○シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来するなど周辺住民の日常生活に悪影響を及ぼしているもの
	管理状態	○門扉等に施錠がなく、不特定多数の者が容易に侵入できる状態で放置されているもの ○周辺の道路、近隣の土地に土砂等が大量に流出しているもの

(注) この基準は、「特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)」の判断に際して参考となる基準[別紙1]～[別紙4]によるものと建物の不良度の測定基準を併せた判断基準です。

### 3 特定空家等に対する措置の方針

所有者等を特定するための調査を行い、特定空家等と認定された空家等については、その所有者等に対し、特措法第14条の規定に従い、第1項の「助言又は指導」、第2項の「勧告」、第3項の「命令」、第9項の「行政代執行」の順に必要な措置を講ずるものとします。

特定空家等として特措法第14条の措置（助言又は指導を除く。）を行うべきか検討委員会で協議し、特措法第7条第1項の規定に基づく浜田市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）に諮ります。

また、特定空家等に所有権以外の権利（抵当権等の担保物権、賃貸借契約による賃貸借権等）が設定されていることも考えられますが、特定空家等に対する法第14条の措置は、客観的事実により判断される「特定空家等」に対してなされる措置であるため、措置を行うに当たり、これらの権利について調整を行う必要はなく、抵当権者と所有者等による解決に委ねます。

### 4 助言又は指導

所有者等からの聞き取りにより把握した放置された経緯、外観目視及び立入り調査の結果を踏まえ、周辺への悪影響の程度や切迫性を考慮し、助言又は指導の内容を検討し、所有者等に次の(1)～(4)の事項を告知して行うものとします。

なお、助言又は指導は口頭によることも許容されていますが、改善しなかった場合の措置を明確に示すため、助言・指導書も併せて交付するものとします。

- (1) 助言又は指導の内容及びその事由
- (2) 助言又は指導の責任者
- (3) 助言又は指導にかかる措置の期限
- (4) 助言又は指導後の対応

- ・助言又は指導に係る措置を実施した場合は、担当者へ報告すること。
- ・助言又は指導に係る措置を実施しなかった場合は、勧告することとなること。
- ・勧告を受けた場合は、地方税法の規定に基づき固定資産税の住宅用地特例の適用を受けているものは、受けられなくなること。

### 5 勧告

助言又は指導による措置の期限を経過しても特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、相当の猶予期間を設けて必要な措置をとることを勧告するものとします。ただし、措置期間が経過しても所有者等の事情により、改善される見込みがあると判断した場合は、所有者等の申し出による期限が経過するまで勧告は行わないものとしますが、措置の切迫性等を考慮し長期間引き延ばすことのないよう注意します。

勧告は、特定空家等の所有者等（所有者等が複数いる場合は、その全て）に明

確に示すため、勧告書にて行うものとし、勧告は相手方に到達することによって効果が生じるため、的確な送達方法である配達証明郵便にて行うものとします。

なお、勧告後において所有者等に変更があった場合は、事前に新たな所有者等に対し助言又は指導したうえ、新たな所有者等に勧告するものとします。

また、勧告した場合は、固定資産税等の住宅用地特例の適用除外となりますので、土地の所有者等に対しても勧告した旨を報告します。

## 6 命令前の事前通知等

特定空家等の所有者等が勧告にかかる措置を正当な理由がなく措置期限までに実施しなかった場合、勧告にかかる措置をとることを命令するため、特措法第14条第4項から第8項の規定による次の(1)、(2)の手続きを行うものとします。

なお、正当な理由とは、所有者等の権限を越えた措置を内容とする勧告がなされた場合を想定したものであり、単に措置を行うための資金がないことは、正当な理由とはなりません。

### (1) 所有者等への事前通知（特措法第14条第4項）

勧告にかかる措置をとることを命令しようとする特定空家等の所有者等に有利な証拠を提出する機会を与えるため、命令に先立ち所有者等又はその代理人に次の事項を記載した命令に係る事前の通知書を交付するものとし、交付は、的確な送達方法である配達証明郵便にて行うものとします。

- ・命じようとする措置の内容及びその事由
- ・意見書の提出先
- ・意見書の提出期限

（意見書や証拠書類を準備するのに足りる期間とする。）

- ・意見書に代えて公開による意見の聴取を行うよう請求できること。

### (2) 公開による意見の聴取（特措法第14条第6項）

事前通知の交付を受けた日から5日以内に所有者等から市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求された場合は、所有者等又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見聴取を行うものとします。

この場合、特措法第14条第7項の規定により、所有者等又はその代理人に対し、意見聴取の3日前までに次の事項を記載した公開による意見聴取会開催通知書を交付するとともに公告するものとし、交付は、的確な送達方法である配達証明郵便にて行うものとします。

- ・命じようとする措置の内容
- ・意見の聴取の期日及び場所



## 7 命令

事前通知に示した意見書の提出期限までに意見書の提出がなかった場合、又は事前通知を受けた日から5日以内に公開による意見聴取の請求がなかった場合（請求があっても請求した者が出頭しなかった場合を含む）は、命令を実施するものとし、

また、意見書の提出があった場合又は公開による意見聴取を実施した場合は、当該意見を付して、勧告にかかる措置の内容が不当か否かを検討委員会で協議し協議会に諮り、不当でないと認められた場合は、命令を実施するものとし、

なお、命令は、その内容を正確に相手方に伝えるため、命令書にて行うものとし、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定による教示を記載します。また、相手方への命令書の到達を明確にするため、配達証明郵便にて行うものとし、

## 8 標識の設置及び工事

命令をした場合は、第三者に不測の損害を与えることを未然に防止するため、特定空家等に標識を設置するとともに、市のホームページ等を利用し、命令を行った旨を公示するものとし、

## 9 代執行

特定空家等の所有者等が、命令にかかる措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行してもその期限までに完了する見込みがないときは、特措法第14条第9項の規定により代執行を行うものとし、次の手順により実施します。ただし、行政代執行法第3条第3項の規定により、非常の場合又は危険切迫の場合は、(1)～(3)は省略することができるものとし、

### (1) 文書による戒告

代執行に先立ち相当の履行期間を定め、その期限までに命じようとする措置（以下「義務」という。）の履行がなされないときは、代執行する旨を記載した戒告書を交付するものとし、交付は、的確な送達方法である配達証明郵便にて行うものとし、

### (2) 再戒告

戒告において定められた履行期限までに義務が履行されないときは、再戒告書を交付するものとし、交付は、的確な送達方法である配達証明郵便にて行うものとし、

### (3) 代執行令書の通知

戒告又は再戒告において定められた期限までに義務が履行されないときは、代執行するものとし、代執行の前に代執行の時期等を代執行令書にて義務者に通知するものとし、

なお、代執行令書には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82

条第1項の規定による教示も併せて記載するものとし、相手方への代執行令書の到達を明確にするため、配達証明郵便にて行うものとします。

(4) 代執行

代執行は、代執行権者である市長から委任された執行責任者の指示で実施するものとし、執行責任者は、執行責任者証を携帯し、相手方又は関係人から要求された場合は、これを提示しなければなりません。

なお、代執行に当たり対象となる特定空家等の中に相当の価値のある動産が存する場合は、代執行の前に義務者に連絡し、運び出してもらうことを原則としますが、義務者が応じない場合は、保管期間（義務者の住所等を勘案し引き取り可能な期間とする。）を定めて引き取りに来るよう連絡するものとします。

(5) 費用の徴収

代執行に要した費用（代執行に至るまでの調査費や手数料等は含まない。）は、義務者から徴収するものとし、義務者に納付額及び納期限を示した代執行費用納付命令書により納付を命じるものとします。

納付を命じても納付されない場合は、代執行費用納付督促状を送付するものとし、督促してもなお納期限までに完納しない時は、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第5章の滞納処分の例により処理するものとします。ただし、義務者の事情等を勘案し市長が滞納処分することが不相当と認めた場合は、この限りではありません。

(6) 略式代執行

不動産登記簿情報、住民票情報、固定資産税課税情報等を活用し所有者等の特定に努めたが、助言、指導、勧告、命令すべき者の氏名及び住所を確知できないときは、略式代執行を行うものとします。

略式代執行を行う場合は、相当の期間（相手方に到達してからの措置の履行ができる期間とし、公告等に要する期間を加算する。）を定め当該措置を行うべき旨とその期限までに当該措置を行わないときは代執行する旨を内容とする公告をあらかじめ行うこととし、公告の方法は、市の掲示板に掲示すると共に、掲示されたことを市のホームページ等に掲載するものとします。

公告の期間は、掲示板に掲示されたことが掲載された広報の発行日から3週間とし、その日に相手に到達したものとみなします。（行政手続法第15条第3項では、掲示を始めた日から2週間となっている。）

公告にかかる措置の履行期限が経過した場合は、(4)の代執行を行うものとします。

なお、義務者の確知ができないため、(5)の費用の徴収はできません。

## 10 緊急安全措置

新条例では、市長は、空家等に起因する人の生命、身体又は財産に対する危

害が道路、公園その他の公共の場所において生ずるおそれがある場合において、当該空家等の所有者等に当該危害を回避するための措置を講じさせる時間的余裕がないときは、当該危害を回避するための必要な最低限の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講ずることができるとしています。

緊急安全措置を講じようとするときは、あらかじめ当該緊急安全措置に係る空家等の所在地及び当該緊急安全措置の内容を当該空家等の所有者等に通知するものとします。この場合において、当該緊急安全措置に係る空家等の所有者等又はその連絡先を確知できないときは、当該緊急安全措置に係る空家等の所在地等の事項を公示するものとします。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、事後において、速やかに通知又は公示するものとします。

なお、緊急安全措置に要した費用は、原則所有者等に請求するものとします。

そして、緊急安全措置を講じようとするときは、検討委員会で協議し、必要に応じ、協議会の委員の意見を聞くこととし、緊急安全措置を行った後は、措置の内容を協議会に報告するものとします。

この考えは、周囲の状況や災害等により、緊急安全措置をする必要があるケースが考えられる場合に市が所有者等に代わり、必要最低限の応急措置として行うことができることとするものです。

緊急安全措置とは、空家等の屋根材や外壁等が落下・飛散するおそれがある場合に通行人等に危険を知らせる看板やバリケードを設置する、又は建物に防護ネットを設置する、倒れるおそれのある樹木や落下のおそれのある看板をロープ等で補強する、落下のおそれのある屋根材や雨樋などを取り外し敷地内に存置する、などの軽易な行為を想定しています。よって、特定空家等に対し緊急安全措置を講じた場合でも、特定空家等が解消されることにはなりません。指導、勧告、命令などの手続を経ては、公益を損なう場合が想定されることから、即時に執行できるものとするものです。

## 第9章 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

### 1 空家等の相談窓口

空家等の所有者等からの有効活用などに向けた相談に対しては、地域政策部定住関係人口推進課に窓口を設けます。一方、空家等の所有者等や地域住民からの適切な管理がなされていない空家等に関する相談や情報提供に対しては、都市建設部 建築住宅課に窓口を設けます。

また、「島根県空き家相談マニュアル」を活用し、関係各所との連携を図りながら様々な相談に対応していきます。

### 2 空家等に関する相談への対応方針

市民からの空家等に関する相談に対し、適正かつ迅速に対応するため、相談者や相談の内容に応じた対応方針を表-2（相談の窓口と対応方針）のとおり定めます。

なお、表に記載されていない内容の相談があった場合は、相談者の意向に沿った対応策を検討します。

### 3 空家等の所有者等の特定方法

所有者等の特定方法として、登記情報の確認、住民票・戸籍の確認、固定資産税情報の確認、親族・関係者への聞き取り、電気・ガス・水道・郵便情報の確認 並びに 公的機関（警察・消防・裁判所等）があり、それらを調査照会することで特定していきます。

所有者が死亡しており、相続関係が複雑となる場合にあっては、必要に応じ、弁護士、司法書士又は土地家屋調査士に相続者特定業務を委託することを検討します。

また、所有者等が国外に居住している場合にあっては、外務省に調査依頼をし、国内又は国外に居住する外国籍の場合にあっては、市町村の外国人住民登録の照会、東京出入国在留管理局への出国記録や外国人登録原票の照会を行います。

なお、それらを行っても特定できない場合にあっては、家庭裁判所に不在者財産管理人又は相続財産管理人の選任の申立てを行うことも考えられます。

表-2（相談の窓口と対応方針）

相談者	相談内容	窓口	主な対応方針
空家等の所有者等	空家等の維持管理に関する相談	建築住宅課	空家等が周辺住民の生活環境に深刻な影響を及ぼさないための対策等について助言し、必要に応じ空家等の管理を行う業者名簿等を紹介します。
	空家等の有効活用に関する相談	定住関係人口推進課	買手及び借手を探すため、定住促進施策として定住関係人口推進課が推進している空き家バンクへの登録又は不動産の流通市場への掲載を提案します。また、売る場合や貸す場合など、契約によるトラブルを防止するため、必要に応じ宅建業者などに相談するよう提案します。
	空家等の解体に関する相談	建築住宅課	空家等の解体に対する所有者等の悩み等を聞き取り、所有者等と共に検討し、所有者等からの要望があれば、市内にある解体業登録業者名簿を紹介しします。
	空家等の解体後の跡地に関する相談	建築住宅課	住民から要望があった場合は、(公社)島根県宅地建物取引業協会や(公社)全日本不動産協会島根県本部を紹介します。また、建替えに関する相談も受け付けます。
空家等の周辺住民	倒壊等の恐れ又は周辺的生活環境に深刻な影響を与えている特定空家等に関する相談	建築住宅課	相談者から空家等の状態を聞き取ると共に当該空家等を調査し、どのような措置が必要か検討します。 また、その所有者等を特定するための調査を行い、特定空家等として特措法第14条の措置(助言又は指導を除く。)を行うべきか庁内の「検討委員会」で協議し、特措法第7条第1項の規定に基づく「協議会」に諮ります。 諮問の結果、特定空家等と認定された場合は、本計画第8章3.の措置を講じます。 また、特定空家等と認定されなかった場合は、所有者等に苦情の内容等を伝え、適切に管理するよう指導します。

## 第 10 章 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

### 1 浜田市空家等対策協議会及び浜田市特定空家等検討委員会

特措法第 7 条に定めるところにより、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための「協議会」を設置します。また、本計画の作成及び変更並びに実施に関する事前協議や、特定空家等の認定及び措置内容の協議を行うため、庁内に「検討委員会」を組織します。

### 2 空家等の対策に関する関係部署の役割

空家等がもたらす問題は、多岐にわたるため庁内関係部署が連携して対処すべき政策課題です。

空家等の対策の実施に当たっては、表-3（空家等対策関係部署の役割）に示す事項について、相互に協力して対応していきます。

表-3（空家等対策関係部署の役割）

関係部署	役 割
<b>都市建設部</b> 建築住宅課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空家等の相談（適切な管理などに関する相談窓口）に関すること。</li> <li>・空家等の有効活用（用途変更などの法的手続き）に関すること。</li> <li>・空家等対策計画の作成及び変更に関すること。</li> <li>・空家等及び特定空家等対策の関係部所との連携調整に関すること。</li> <li>・特定空家等の判断（総括・保安上危険・衛生面）と措置に関すること。</li> <li>・利活用可能な空家等のデータベース化に関すること。</li> <li>・特措法第 9 条第 1 項（空家等の所在、所有者等の特定等）及び第 2 項（立ち入り）の調査に関すること。</li> <li>・特措法第 14 条の特定空家等に対する措置の総括に関すること。</li> <li>・「検討委員会」に関すること。</li> <li>・「協議会」に関すること。</li> <li>・危険空き家解体後の跡地に関すること。</li> <li>・県その他関係機関との連携に関すること。</li> </ul>
建築住宅課 建設企画課 維持管理課 建設整備課 地籍調査課 各支所産業建設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定空家等の判断（景観）に関すること。</li> <li>・特定空家等の判断（周辺の生活環境の保全）と措置に関すること。</li> <li>・部の管理道路及び管理公園に近接する空家等及び特定空家等に係る措置に関すること。</li> <li>・特措法第 9 条第 1 項（空家等の所在、所有者等の特定等）及び第 2 項（立ち入り）の調査に関すること。</li> <li>・特措法第 14 条の特定空家等に対する措置に関すること。</li> </ul>

関係部署	役割
<b>地域政策部</b> 定住関係人口推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>空家等の相談（有効活用などに関する相談窓口）に関すること。</li> <li>移住・定住促進施策における空家等の有効活用に関すること。</li> <li>特措法第9条第1項（空家等の所在、所有者等の特定等）の調査に関すること。</li> </ul>
<b>総務部</b> 総務課 防災安全課 行財政改革推進課 各支所防災自治課	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画上対策が必要な空家等に関すること。</li> <li>市に寄付を受けた空家等の跡地の管理に関すること。</li> <li>特措法第9条第1項（空家等の所在、所有者等の特定等）及び第2項（立ち入り）の調査に関すること。</li> <li>特措法第14条の特定空家等に対する措置の助言に関すること。</li> <li>警察その他関係機関との連携に関すること。</li> </ul>
<b>健康福祉部</b> 健康医療対策課 各支所市民福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>空家等の所有者等が高齢者の場合の相談に関すること。</li> </ul>
<b>市民生活部</b> 資産税課 総合窓口課 環境課 各支所市民福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>空家等に関する固定資産税情報（特措法の施行のために必要な限度内）の内部利用に関すること。</li> <li>勧告した特定空家等の固定資産税等の住宅用地特例の解除に関すること。</li> <li>空家等の所有者等に関する情報（特措法の施行のために必要な限度内）の内部利用に関すること。</li> <li>空家等及び特定空家等が周辺的生活環境に与える影響調査等に関すること。</li> <li>特定空家等の判断（衛生面・周辺的生活環境の保全）と措置に関すること。</li> <li>空家等及び特定空家等に存するゴミの処理方法に関すること。</li> <li>特措法第9条第1項（空家等の所在、所有者等の特定等）及び第2項（立ち入り）の調査に関すること。</li> </ul>
<b>産業経済部</b> 商工労働課 農林振興課 各支所産業建設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業振興施策としての空家等の有効活用に関すること。</li> <li>農業振興施策としての空家等の有効活用に関すること。</li> </ul>
<b>上下水道部</b> 管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>空家の実態把握（水道使用状況）に関すること。</li> <li>空家等の所有者等に関する情報（特措法の施行のために必要な限度内）の内部利用に関すること。</li> </ul>
<b>教育部</b> 学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>通学路に近接する空家等及び特定空家等に係る措置に関すること。</li> </ul>
<b>消防本部</b> 予防課 警防課	<ul style="list-style-type: none"> <li>空家等の有効活用（用途変更などの法的手続き）に関すること。</li> <li>防災上（特に火災）対策が必要な空家等及び特定空家等の措置に関すること。</li> </ul>

### 3 警察その他関係機関との連携

特定空家等が原因で犯罪又は火災等の危険が生じると判断される場合等で、条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に調査、指導、勧告又は命令に係る情報を提供し、危険な状態を解消するために必要な協力を要請してまいります。



## 第 11 章 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

### 1 本計画における用語の定義について

#### (1) 空家等とは（特措法及び新条例関係において）

建築物(※1)又はこれに附属する工作物(※2)であって居住その他の使用(※3)がなされていないことが常態(※4)であるもの及びその敷地(※5)(国及び地方公共団体が所有し又は管理するものを除く。)

※1：建築物には、それに附属する建築設備、門扉等を含む

※2：看板等で建築設備、門扉以外のもの

※3：店舗、工場、倉庫等居住以外の使用

※4：概ね1年を通して使用されていない状態

※5：敷地には、立木や雑草も含む。

《参考》

- ・長屋及び共同住宅等で建築物の一部が使用されていないものについては、それぞれの住戸が別個の建築物である場合には、空家法の対象となる。
- ・年に数回換気に来ている状態は、管理のためであり、使用しているとは言えない。

#### (2) 特定空家等とは（特措法及び新条例関係において）

空家等のうち次の状態にあるものをいう。

ア そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態(※1)

イ そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれがある状態(※1)

ウ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

エ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

※1 社会通念上予見可能な状態であって、実現性に乏しい可能性まで含む概念ではない。

《参考》

- ・特定空家等の判断基準には防犯は含まれない。(不審者の対策等は、法で措置するより、直接警察で対応するほうが適当との考え)
- ・ア及びイに該当しない特定空家等については、建築物の全部を除去する措置を行うことはできない。

(注) この定義は、「特措法」、「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な方針」及び「同意見・回答」並びに「特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)」及び「同意見・回答」により作成しています。

## 2 固定資産税等の住宅用地特例について

現在、居住の用に供する家屋の敷地のうち一定のものについては、地方税法第349条の3の2及び同法第702条の3に基づき、当該敷地の面積に応じて、その固定資産税等の課税標準額を減額する特例措置（固定資産税等の住宅用地特例）が講じられています。

この固定資産税等の住宅用地特例が、空家の除却や適正管理の阻害要因となっている可能性があることから、特措法第14条第2項に基づく勧告がされた特定空家等に係る土地については、固定資産税等の住宅用地特例の適用対象から除外されることとなりました。（平成27年5月26日付け総税国第41号）

## 3 空き家の維持管理に関する基礎知識

島根県空き家相談対応マニュアルから抜粋し、以下9まで空き家に関する基礎知識を紹介します。

### (1) 維持管理の必要性

住宅は人が住まなくなると日常的な維持管理ができなくなり、様々な要因で不具合が生じ、老朽化が早まります。また、長期間放置され建物が荒廃すると、防災・防犯・衛生・景観等の面で周辺に深刻な影響を与える恐れがあります。

### (2) 維持管理の法的責任

民法第717条で、土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、工作物の占有者や所有者が賠償責任を負うと規定されており、空き家管理上の不備が原因で周囲に損害を与えた場合の法的責任は所有者にあります。

### (3) 相続放棄した場合の管理責任

民法940条で、相続の放棄をした場合でも、新たに相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまでは管理責任があることを規定しています。

### (4) 維持管理の内容

空き家の急激な老朽化を防止するためには、定期的にメンテナンスすることが必要です。

区 分	項 目	維持管理の方法	維持管理しない場合の問題点
内部管理	通風・換気	すべての窓・ドア及び収納扉の開放、換気扇の運転	湿気がカビや害虫の発生の誘因となり内装材等の劣化が早期に進行
	通 水	すべての蛇口の通水、排水トラップの注水	錆び水が滞留による水質悪化、排水トラップの水が蒸発による害虫及び下水臭気の侵入

	屋内清掃等	室内の簡単な清掃、窓や扉の建付け確認	カビや害虫を放置すると内装材等の劣化が早期に進行。開閉不良を放置すると開閉が困難化
外部管理	郵便物回収	ポスト内の配達物を確認し必要に応じ所有者に転送	空き家であることが分かるとゴミの不法投棄や空き巣・放火・不法侵入の危険性が増大
	敷地内清掃	敷地内の落ち葉やゴミ等の清掃	庭木や雑草の繁茂を放置すると隣接地へ侵入して苦情原因が発生
	草取り・剪定	草取り、庭木の剪定・消毒、越境した枝や蔓の伐採	また、害虫の発生や野生動物の生息の誘因となり衛生環境が悪化を誘発
不具合点検	雨水進入	すべての室の雨漏り、吹き込みの確認	雨漏りや吹き込みに気付かずにいると、建物の劣化が早期に進行
	建物損傷劣化	内外仕上・小屋裏・床下・部材の損傷や腐食を点検	仕上げ・部材等の損傷・腐食を放置すると建物の劣化が早期に進行
	設備損傷劣化	屋外・屋内設備の損傷や腐食及び漏水を点検	設備の損傷・腐食及び漏水を放置すると機器の故障及び不要な水道料金の支払いが発生

#### (5) 維持管理の方法

空き家の所有者が近くに住んでいない場合は、親戚等に頼むほか、民間の管理代行業者に維持管理を委託する方法があります。維持管理の内容のうち技術的判断を伴うもの、高所作業等の危険を伴うものは専門業者に依頼する方が賢明です。

## 4 空き家改修・リフォームの相談に関する基礎知識

### (1) 住宅に必要な性能

住宅取引の透明化・円滑化を図るために制定された「住宅の品質確保に関する法律（品確法）」に定める性能表示項目には、構造の安定、火災時の安全、劣化の軽減、維持管理への配慮、温熱環境、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮及び防犯があります。

既存住宅においても、ストックの質の確保・向上を図るため、これらの評価等級が高くなるよう適切な改修・リフォームに取り組むことが必要です。

### (2) 既存住宅の現況検査及び耐震診断

改修・リフォームを検討する場合は、建築士などの専門家に依頼し、事前に既存住宅の性能を把握する必要があります。

この検査方法には、改善工事の必要性など既存住宅の現況を把握するため

の「現況検査」と劣化や不具合の範囲・原因等を詳細に把握するための「既存住宅診断」があります。既存住宅の耐震性能を把握するための耐震診断は、「既存住宅診断」に該当します。

### (3) 改修・リフォームの方法

近年、地震対策、高齢化対策、省エネ対策が強く求められており、耐震診断の結果、耐震性が劣ると判定された住宅における耐震補強、居住性向上に役立つバリアフリー化、省エネ・断熱化改修が特に重要です。

実施にあたっては、内部の模様替えと同時に行う耐震改修、屋根の改修に併せた太陽光発電設備の設置、水回りの改修と併せたバリアフリー改修など複合的に組み合わせて実施するとより効率的です。

### (4) 設計者・施工者の選定・契約

事業者の選定については、建築主との間の個別の民事契約になりますので、行政や関係団体が直接関与することはできません。相談窓口を設置する関係団体に取り次いで各業界団体の地域会員名簿の提示を受けるか、「リフォームナビ」等の信頼できる事業者検索サイトを紹介してアクセスしてもらうか等の方法により、自ら選定してもらうことが適切です。

### (5) リフォーム瑕疵保険

事業者が工事の着工前にリフォーム瑕疵保険に加入すると、工事部分の瑕疵担保責任を履行した場合にその損害が補填されます。一般の工事請負契約に基づく瑕疵保証期間は1年ですが、構造耐力上主要な部分や雨水進入部分については5年の保証がありますので、保険が付いた工事は消費者にとっては安心できるものになります。

## 5 空き家解体に関する基礎知識

### (1) 解体の必要性

周辺の家屋や道路等の公共空間に対して、倒壊や瓦の飛散等により危険を及ぼす可能性が高い場合には、建物所有者の責任において適切な対応を図る必要があります。危険性が極めて高い建物については、建物そのものを解体撤去することも適切な管理となります。

### (2) 解体に伴う法的手続

延べ床面積が80㎡以上の建築物の解体工事を実施する場合には、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（通称：建設リサイクル法）」に基づき、工事現場で分別解体し特定建設資材（コンクリート、木材等）を再資源化することが義務づけられており、事前の届出が必要となります。

なお、解体工事に伴って、木くず、金属くず、コンクリートくず、がれき類等の産業廃棄物が発生しますが、これらの処分は工事を請け負った解体事業者の責任で行います。

また、建物の解体前に建築基準法の規定による建築物除却届の提出の他、

解体後に家屋解体届の提出や、1 か月以内に滅失登記の手続きが必要となります。

### (3) 解体業者の選定

建設リサイクル法に基づく事前届出書が必要な解体工事を実施する場合は、建設業許可か解体工事業登録が、500 万円以上の解体工事を実施する場合は、建設業許可が必要です。契約にあたっては、事業者の施工の可否を確認してください。

また、解体事業者には産業廃棄物の適正処理が義務づけられていますので、契約にあたってはそれが適切に実施されるかどうか施工計画を確認することも大切です。

### (4) 解体業者の紹介

解体業者の選定については、所有者と解体事業者との間の個別の民事契約になりますので、行政や関係団体が直接関与することはできません。(一財) 島根県廃棄物協会に取り次いで地域会員名簿の提示を受ける等の方法により、自ら選定してもらうことが適切です。

### (5) 除却後の利用

空き家を除却した跡地を活用する場合に、比較的投資が少なくリスクが低いことから駐車場に利用することも考えられます。ただし、駐車場といっても規模や種類など多種多様で、青空の更地に区切り線を引いただけのものから管理人が常駐するもの、コインパーキングと、経営形態にも様々なスタイルがあります。

## 6 売買に関する基礎知識

### (1) 売買取引の方法

宅地建物取引業法の規定により、自らが宅地又は建物の「売買」を「業」として行う場合は、知事又は国土交通大臣から「宅地建物取引業免許」を受けなければなりません。

「業」とは不特定多数を相手に反復・継続して行うこといい、個人が一括売買する場合は対象となりませんが、取引の適正化と消費者トラブルの防止を図るためにも、免許のある「宅地建物取引業者（宅建業者）」を介して取引することが適切です。

### (2) 売買の価格

売買価格は売り主が自ら決定することができますが、不動産価値を客観的に評価し妥当な価格を設定するためには、宅建業者に依頼することが一般的です。

### (3) 宅建業者との契約及び報酬額

宅建業者との契約には、契約当事者間の仲介を行う「媒介契約」と、売主に代わって契約する「代理契約」があり、媒介契約については、宅建業者の

関与の程度と成約時の報酬の違いにより 3 種類の契約方法（一般媒介契約、専任媒介契約、専属専任媒介契約）に分かれます。希望に応じて最も適切な契約方法を選択する必要があります。

また、報酬額については、国土交通省告示により、宅建業者が依頼者の一方から受領することが出来る報酬の上限額が定められています。複数の宅建業者が関与する場合でも報酬額の総額は、一人で受領することが出来る額以内でなければなりません。

#### (4) 宅地建物取引業者の紹介

売主と買主の民事契約に行政が関与することはできません。県内の宅建業者は、(公社) 島根県宅地建物取引業協会又は(公社) 全日本不動産協会島根県本部の会員であり、各協会会員名簿から個人の責任で業者を選定する必要があります。

#### (5) 売却に伴う税金

個人が土地や建物などを売却して得た利益〔売買収入－(過去の取得費＋譲渡費用)〕は、譲渡所得として給与所得などの他の所得と分離して所得税や住民税が課税されます。

ただし、譲渡所得にそのまま課税されるのではなく、居住用財産の場合は 3 千万円の特例控除があります。また、土地の個人の売買には、消費税は課税されません。

#### (6) 売却に伴う登記

売買は、物理的現況と権利関係を公示するために作られた不動産登記簿に基づいて契約しますので、土地の一部を売却する場合や相続した場合は、登記事項の変更手続が必要です。

また、通常の不動産取引では、売買代金と同時に所有権移転に必要な書類の授受を行い、即日所有権移転登記を行います。

## 7 賃貸に関する基礎知識

### (1) 賃貸取引の方法

自ら「賃貸」する場合は宅地建物取引業法の規制は受けませんが、取引の適正化と消費者トラブルの防止を図るためにも、免許のある「宅地建物取引業者(宅建業者)」に、賃貸の「代理」又は「媒介」依頼して取引することが適切です。

### (2) 家賃の設定

家賃は貸し主が自ら決定することができますが、不動産価値を客観的に評価し妥当な価格を設定するためには、宅建業者に依頼することが一般的です。

### (3) 宅建業者との契約及び報酬額

宅建業者に「賃貸」の「代理」又は「媒介」を依頼する場合は、事前に契約を締結し、報酬額を定めておく必要があります。

この場合、国土交通省告示により、宅建業者が依頼者の双方から受領することが出来る報酬の上限額（居住用建物の場合は借賃の1/2か月分）が定められています。複数の宅建業者が関与する場合でも報酬額の総額は、一人で受領することが出来る額以内となります。

#### (4) 宅建業者の紹介

民間の契約に行政が関与することはできません。（公社）島根県宅地建物取引業協会又は（公社）全日本不動産協会島根県本部に取り次いで各業界団体の地域会員名簿の提示を受けるか、予め名簿を入手して提示するか等の方法により、自ら選定してもらうことが適切です。

#### (5) 賃貸に係る税金

不動産の賃貸料収入は、不動産所得として所得税の課税対象となります。その年の所得税額は、不動産所得に給与所得など他の所得を合算して総合課税されます。

また、固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・家屋所有者に対して課税されます。

## 8 寄付に関する基礎知識

### (1) 寄付の方法

空き家や空き家除却後の土地を寄付する場合には、寄付の相手方に受入条件（無料であっても、必ずしも受け取るとは限りません。）や手続き等について事前によく相談して進める必要があります。

一般的な手続きとしては、寄付申込書に所有権を証する書類（登記事項証明書等）、他の所有権者の承諾書、印鑑証明書、土地の位置図・実測及び公図、建物配置図及び建物図等を添付して申し込むこととなります。

### (2) 寄付の相手方

寄付の相手方は、寄付の目的に応じて検討する必要があります。

公益的利用を希望する場合は、空き家又は除却跡地が所在する市町村の他、県、国、又は公的な団体である公益法人や自治会組織等が考えられます。

また、店舗や飲食店などの民間の企業活動への支援を希望する場合には、会社に寄付することも可能です。

### (3) 財産寄付に伴う税金

個人が法人に財産を寄附したときは、その財産を時価で譲渡したものとみなされて譲渡所得が課税されます。しかし、個人が法人に財産を寄附したときであっても、譲渡所得が課税されないことがありますので、詳しくは税務事務所にご相談ください。

- ・例えば、浜田市の特定空家等対策事業の例では、「都市計画の用途地域内にある、適正に管理されず防災上周囲に対して危険性が高い空き家であって、地域住民と協力して除却後の土地の有効利用が図られるもの」

としています。

- ・島根県の公有財産の取得、管理及び処分に関する規則では、次のように規定されています。

《参考》公有財産の取得、管理及び処分に関する規則（島根県規則抜粋）  
（財産取得の制限）

第12条 私権の設定その他により制限の付されている物件又は権利は、取得してはならない。ただし、取得後、直ちに当該制限を排除できる見込みがある場合又は当該制限の付されている物件若しくは権利を取得しても県が損失を受けるおそれがないと知事が認める場合は、この限りでない。

## 9 財産相続に関する基礎知識

### (1) 相続

人が亡くなったときに、誰が相続人になるかは民法で定められています。空き家で相続が発生した場合、相続の権利を持つ人全員で誰が何をどれだけ相続するかを協議します（遺産分割協議といいます）。協議が終わり相続の配分が決まるまでの間は、相続財産に関する決定（空き家の売却や賃貸、管理委託を含む）は相続の権利人全員で同意する必要があります。

相続の手続きには、単純相続、相続放棄、限定相続の3種類があります。相続放棄又は限定相続をする場合は、3か月以内に被相続人の最後の住所地の家庭裁判所にその旨を申述する必要があります。

### (2) 相続税の申告・納付

相続税の申告・納付の期限は、相続開始を知った日の翌日から10か月以内に税務署に行く必要があります。

### (3) 小規模宅地の特例措置について

小規模宅地等の特例措置を利用すれば、居住用宅地や事業用宅地については、土地の評価額を最大で80%減額することができます。

### (4) 建物の滅失登記

土地を所有したまま建物を取り壊す場合は、建物の滅失登記を行う必要があります。

## 10 空家等に関する支援

市では、平成24年10月からの危険な状態にある空家等の所有者等に対する、危険な状態を解消するための必要な支援策としての補助制度に引き続いて、同様に新条例に基づき、支援策としての補助制度を継続していきます。

### (1) 浜田市特定空家等除却促進事業

#### ○目的

適正に管理が行われておらず、周囲に対して危険性の高い特定空家等に係る建物の除却を行う場合に、その工事に要する費用の一部を補助するこ



とにより、居住環境の向上を図る。

○事業概要

①補助対象となる特定空家等の要件

【建物】

- ・居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの
- ・倒壊のおそれがあり、周囲に対して著しく危険性があるもの
- ・木造又は鉄骨造で、不良度の測定基準による評点の合計が 100 点以上であるもの

【工作物】

- ・補助の対象となる特定空家等に附属するもので、周囲に対して防災上著しく危険性があると認められるもの

②補助対象者

特定空家等に係る建物の所有者若しくはその相続人又はこれらの者から当該建物の除却について同意を得た者とする。特定空家等に係る建物に共有者がある場合又は所有権以外の物件（賃借権を含む）の設定がある場合には、原則、共有者又は権利者の全員の同意が必要となる。

③補助対象工事

- ・該当する特定空家等に係る建物を全部除却する。
- ・補助金の交付決定後に工事に着手し、交付申請をした日の属する年度の 3 月 31 日までに除却工事が完了すること。
- ・補助対象となる除却工事について、他の同種の補助金の交付を受けていないこと。

④補助金額

除却工事費に 10 分の 4 を乗じて得た額で、50 万円を限度とする。

⑤認定申請

補助金の交付申請をしようとする者は、交付申請前に認定申請書を市長に提出して、事業の適否を確認しなければならない。

(2) 浜田市特定空家等対策事業

○目的

適切な管理が行われておらず、防災上周囲に対して危険性の高い特定空家等に係る建物及び土地の寄附を受け、市がその建物を除却して、跡地を地域において有効活用することにより、居住環境の向上を図る。

○事業概要

①対象建物及び土地の原則要件

- ・用途地域又は建築基準法第 22 条の規定により指定された区域に存する木造又は軽量鉄骨造の特定空家等であること。
- ・特定空家等に係る建物は、防災上周囲に対して危険性が高いこと。

- ・市に土地・建物を寄附できること。
- ・地域において土地を有効活用できること。
- ・土地、建物に物権又は賃借権が設定されていないこと。
- ・土地、建物の固定資産税を滞納していないこと。など

#### ②事業適用の認定

事業の適用を受けようとする者は、市に認定申請書を提出する。市長は当該物件を調査し、要件に該当する場合は認定通知をする。この場合、検討委員会において、認定要件に該当するかを審査する。

#### ③除却の決定

認定を受けた者が土地・建物を寄附する申出をした場合、市長は除却することを決定する。

#### ④土地の活用及び維持管理

市長は、地域住民と協力し、除却後の土地の有効利用を図るとともに維持管理を行う。

また、既存住宅を適切に管理促進していくことで増加する空家等を抑えることに繋がるため、既存の「浜田市住宅リフォーム助成事業」や、「浜田市木造住宅耐震化等促進事業」を今後も推進していきます。

### (3) 浜田市特定空家等解消支援事業

#### ○目的

特定空家等の除却とその敷地の処分を支援する。

#### ○事業概要

##### ①事業対象者

特定空家等の所有者等で、市に対し、不動産処分の仲介等を希望する方（仲介等希望者）

##### ②事業内容

市が不動産事業者団体に対し、特定空家等の除却費用及びその土地の売買価格の査定を依頼し、結果を仲介等希望者に通知する。

### (4) 浜田市住宅リフォーム助成事業

#### ○目的

市民の居住環境の向上等

#### ○事業概要

##### ①補助対象者

- ・子ども、高齢者、障がい者、U・Iターン者が居住している。
- ・市内に住所を有している。（U・Iターン者はリフォーム工事後でも良い。）
- ・市税を滞納していない。

##### ②補助対象住宅

- ・市内の個人住宅、併用住宅の個人部分

### ③補助対象工事

- ・子ども、高齢者、障がい者、U・I ターン者に配慮したリフォーム工事で、それに要する費用が 20 万円以上である。
- ・施工業者が、市内に事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主である。
- ・補助金の交付決定後に工事に着手し、交付申請をした日の属する年度の 3 月 31 日までに対象工事が完了する。
- ・補助対象となるリフォーム工事の部分について、他の同種の補助金を受けていない。

### ④補助の金額

- ・対象工事に要する費用の額の 10 分の 1 に相当する額で、20 万円を限度とする。

## (5) 浜田市木造住宅耐震化等促進事業

### ○目的

民間の既存の木造住宅について耐震改修等を行う者に対して、その耐震改修等に要する費用の一部を補助することにより、地震等による木造住宅の倒壊を防止し、もって住民の生命及び財産を保護する。

### ○事業概要

#### ①補助の対象となる事業

##### ・耐震診断事業

現地調査や構造計算によって、建物に耐震性があるかを建築士に判定してもらう。

##### ・補強計画策定事業

耐震診断の結果、耐震性なしと判断された場合に、補強方法を設計してもらう。

##### ・耐震改修事業

策定された補強計画に基づき、耐震改修(補強)工事を行う。

##### ・解体助成事業

耐震診断の結果、耐震性なしと判断された場合に、建物全部を解体する。

#### ②補助の対象となる住宅

- ・市内にある木造住宅で階数が 2 以下のもの
- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたもの
- ・耐震診断の結果、上部構造評点が「倒壊する可能性がある」レベルである 1.0 未満と判定されたもの（耐震診断事業の場合は除く）

#### ③補助率と補助限度額

対象事業	補助対象経費	補助率	1棟当たりの補助限度額
耐震診断	耐震診断に要する経費	10分の9	6万円
補強計画策定	補強計画策定に要する経費	3分の2	40万円
耐震改修	耐震改修工事に要する経費（工事に伴い必要となる撤去、復旧などに要する経費を含む。）	100分の23	80万円
解体助成	住宅のすべてを除却するために要する経費	100分の23	40万円

さらに、市内に所在する空き家の有効活用を図ることにより、定住促進による地域活性化を推進していくため以下の補助制度を設けています。

#### (6) 空き家バンク活用促進事業

##### ○目的

空き家バンクに登録した一戸建ての空き家の家財道具等の処分及び当該処分に伴う空き家内外の清掃を行う者に対し、その家財処分等に要する費用の一部を補助することにより、空き家バンクの登録及び取引の促進を図り、もって定住促進による地域の活性化に資することを目的とする。

##### ○事業概要

##### ①補助対象者

空き家バンクに登録した一戸建ての空き家所有者であって、補助金の交付を受けた日から引き続き2年以上空き家バンクに登録する意思のある方

##### ②補助対象経費

市内に事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主に依頼して実施した空き家の家財処分等に要する経費

##### ③補助率と補助限度額

補助対象経費の3分の2以内で上限5万円

#### (7) 空き家バンク登録物件改修事業

##### ○目的

空き家バンク事業の活用により売買又は賃貸借の契約を締結した一戸建ての空き家の改修工事を行う者に対し、その改修工事に要する費用の一部を補助することにより、空き家バンクの登録及び取引の促進を図り、もって定住促進による地域の活性化に資することを目的とする。

##### ○事業概要

##### ①補助対象者

空き家バンク事業を活用して売買又は賃貸借の契約を締結した一戸建ての空き家所有者又は賃借人（賃貸借の場合、補助金の交付を受けた

日から引き続き 5 年以上、当該空き家を空き家バンクに登録する意思のある方又は当該空き家に居住する意思のある方)

②補助要件

- ・ 交付申請の日が、補助対象空き家の売買又は賃貸借の契約を締結した日から起算して 6 月を経過していないこと
- ・ 事務所又は事業所を有する事業者の施工により改修工事を行うこと。
- ・ 交付申請の日の属する年度の 3 月 31 日までに改修工事が完了すること。

③補助対象経費

補助対象空き家の改修工事

④補助率と補助限度額

補助対象経費の 3 分の 2 以内で上限 30 万円（売買契約を締結し、居住する U・I ターン者や 40 歳未満の方には 50 万円）

# 空家等対策アクションプログラム(案)

## 第1 目的

- 1 空家等対策アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、空家等の増加により発生している防災、防犯、衛生、景観等の問題を解決していくための具体的プログラムとします。
- 2 市の責務として、空家等の適切な管理及び活用の促進がなされるよう、「具体的プログラム」と「目標」を示します。
- 3 所有者等の責務として、「目標」に向けて市の実施する施策に協力するよう求めます。
- 4 市民及び事業者の責務として、「目標」に向けて市の実施する施策に協力するよう求めます。

## 第2 位置付け

- 1 アクションプログラムは、浜田市空家等対策計画（以下「対策計画」という。）を補完するものとして位置付けます。
- 2 対策計画中の空家等に関する対策に関する基本的な方針を踏まえ、「市民の居住環境の保全を図り、安全で安心して暮らせるまちづくり」を目指します。
- 3 空家等を増やさないように【予防の推進】に努めること、空家等を地域の資源ととらえた【活用の促進】に努めること、管理がされずに放置された危険な空家等に対応する【安全・安心の確保】に努めることの3つの施策を柱として、総合的に進めます。

## 第3 対象地区

アクションプログラムの対象地区は、市内全域とします。

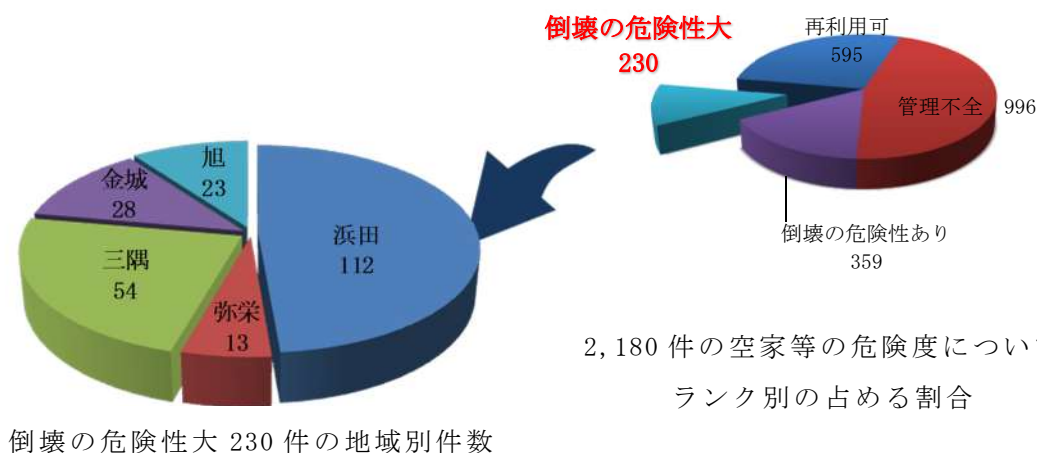
また、市街地や主要道路沿いを重点地区とし、必要に応じて、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている個々の地区も含めます。

## 第4 計画期間

- 1 アクションプログラムは、対策計画の計画期間と合わせて、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、1年目から5年目までの「目標」を単年度ごとに示します。
- 2 社会情勢の変化やアクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、見直しを行います。

## 第5 空家等の現状把握

- 1 対策計画では、市内の空き家の状況（平成26年度の浜田市空き家実態調査）として、外観調査ができた2,180件の空家等の危険度についてのランク別に占める割合は、「倒壊の危険性大 230件」としてありますが、地域別件数は下図のとおりです。



- 2 空家等の個々の問題・課題について把握していきます。
- ・防災、防犯、衛生、景観等において地域の生活環境に深刻な影響を及ぼすため
  - ・倒壊などにより事故の懸念があるため  
強風や地震などによって事故が起きる危険性が高い など
  - ・コミュニティ活動の低下となるため  
居住者がいない場合でも周辺の整備や清掃等に努めているが、その活動に影響がでること、所有者との連絡が途絶えることで放置状態になる など
- 3 空家等が発生し、長期化する個々の要因や背景について把握していきます。
- ・所有者の高齢化・単身世帯化が進んでいるため
  - ・所有者が特定できないため  
連絡先がわからない、所有者が死亡・行方不明、権利関係が複雑で相続者が多い、相続放棄されている など
  - ・管理者としての意識が低い  
相続などにより家や地域に愛着がない、高齢等で判断ができない など
  - ・活用や除却の意向がないため
  - ・他人に貸すことに対する不安があるため
  - ・情報・知識不足のため  
相談先がわからない、活用の仕方がわからない など
  - ・改修・除却費用が負担できないため  
老朽化が進み改修費が嵩むため、所有者の高齢化により費用負担ができない など

- ・所有者に働きかけることが難しいため  
近所づきあいから問題にしづらい、個人情報の取り扱いが難しい など

## 第6 課題解決の視点・方向性

- 1 課題解決へ向けて、視点・方向性を整理していきます。
- 2 空家等が発生する要因やそこから生じる課題は、居住中から除却後の跡地利用までの各段階にわたり、その段階に応じた効果的な対策が必要となります。
- 3 空家等は、今後増加が予想されることから活用や除却に加えて、空き家とまらないよう予防も必要です。
  - ・空き家化の予防
  - ・空家等の活用・流通の促進
  - ・空家等の管理・維持保全
  - ・除却、建替えによる管理不全の解消
  - ・跡地利用の誘導・促進

## 第7 具体的プログラム

- 1 具体的プログラムを示し、【予防の推進】・【活用の促進】・【安全・安心の確保】を3つの施策の柱として、毎年空家等に関しての総合的な対策を進めます。
  - ・別添のとおり空家等への対策の主な流れ「空家等対策フロー図」を示す。
  - ・特定空家等の認定について庁内の浜田市特定空家等対策検討委員会（以下「検討委員会」という。）で協議する。
  - ・勧告すべき特定空家等であるか検討委員会で協議する。
  - ・緊急安全措置を講ずるときは検討委員会で協議し、必要に応じて浜田市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の委員の意見を聞く。
- 2 空家等を増やさないように【予防の推進】に努めます。
  - ・空家等に関する支援制度をホームページや広報紙などで周知する。
  - ・平成26年度に実施した空家等の実態調査をもとに本計画中に再度実態調査を行い、データベースの整理を進めて、最新の情報を把握する。
- 3 空家等を地域の資源ととらえた【活用の促進】に努めます。
  - ・空き家バンクへの登録又は不動産の流通市場への掲載を推進する。
- 4 管理がされずに放置された危険な空家等に対応する【安全・安心の確保】に努めます。
  - ・住民の方から相談のあった危険空き家について、その所有者等に対し、指導通知を行う。その際、浜田市の支援制度を紹介する。
  - ・補助制度を推進し、危険な空家等の減少を図る。



## 第8 目標

- 1 単年度ごとの目標を示し、空家等の適切な管理及び活用の促進を図ります。

### 1年目（令和4年度）

住民の方から相談のあった危険空き家について、その所有者等に対し指導通知を行う。その際、浜田市の支援制度を紹介する。

所有者不存在の特定空家等は、必要により略式代執行を実施する。

浜田地域の空き家実態調査を委託により実施し、空き家数及び危険空き家数を把握し、データベースを整備する。

- ・危険空き家の危険回避及び管理不全な空き家の改善件数を20件とする。
- ・空き家バンク登録物件のうち、新たに入居した物件数を56件とする。（第2次浜田市総合振興計画による目標値は、令和7年度に65件としている。）

### 2年目（令和5年度）

引き続き、危険空き家の所有者等に対し指導通知を行い、支援制度を紹介する。

所有者不存在の特定空家等は、必要により略式代執行を実施する。

弥栄・三隅地域の空き家実態調査を委託により実施し、空き家数及び危険空き家数を把握し、データベースを整備する。

- ・危険空き家の危険回避及び管理不全な空き家の改善件数を20件とする。
- ・空き家バンク登録物件のうち、新たに入居した物件数を59件とする。（第2次浜田市総合振興計画による目標値は、令和7年度に65件としている。）

### 3年目（令和6年度）

引き続き、危険空き家の所有者等に対し指導通知を行い、支援制度を紹介する。

所有者不存在の特定空家等は、必要により略式代執行を実施する。

金城・旭地域の空き家実態調査を委託により実施し、空き家数及び危険空き家数を把握し、データベースを整備する。

- ・危険空き家の危険回避及び管理不全な空き家の改善件数を20件とする。
- ・空き家バンク登録物件のうち、新たに入居した物件数を62件とする。（第2次浜田市総合振興計画による目標値は、令和7年度に65件としている。）

### 4年目（令和7年度）

引き続き、危険空き家の所有者等に対し指導通知を行い、支援制度を紹介する。

所有者不存在の特定空家等は、必要により略式代執行を実施する。

- ・危険空き家の危険回避及び管理不全な空き家の改善件数を20件とする。
- ・空き家バンク登録物件のうち、新たに入居した物件数を65件とする。（第2次浜田市総合振興計画による目標値は、令和7年度に65件としている。）

### 5年目（令和8年度）

引き続き、危険空き家の所有者等に対し指導通知を行い、支援制度を紹介

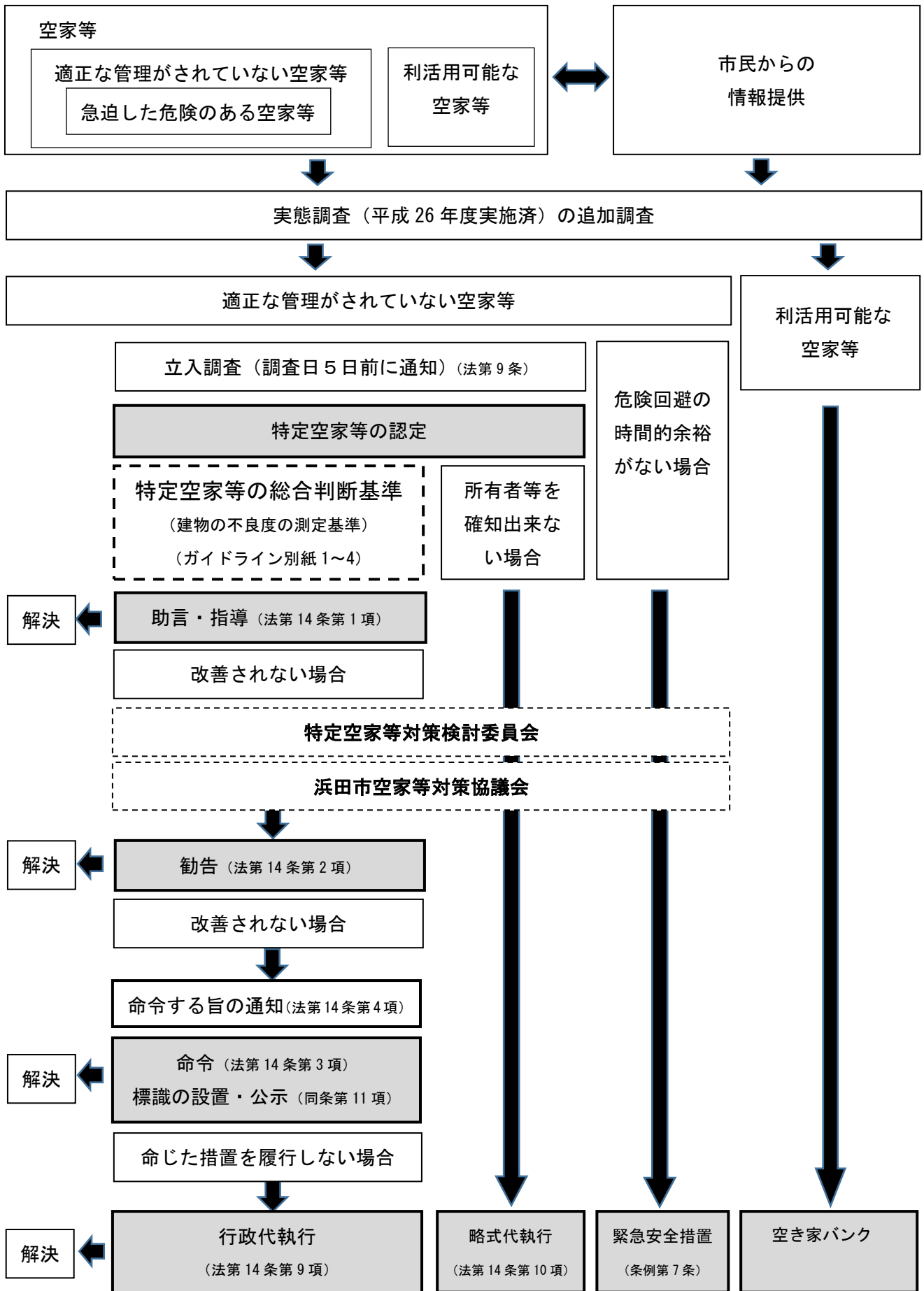
する。

所有者不存在の特定空家等は、必要により略式代執行を実施する。

- ・危険空き家の危険回避及び管理不全な空き家の改善件数を 20 件とする。
- ・空き家バンク登録物件のうち、新たに入居した物件数を 65 件とする。

# 空家等対策フロー図

【予防の推進】・【活用の促進】・【安全・安心の確保】を3つの施策の柱とする空家等への対策の流れ



※空家等 建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地

※法 空家等対策の推進に関する特別措置法

※条例 浜田市空家等対策の推進に関する条例

## 浜田市ふるさと体験村施設の現状等について

### 1 これまでの動き（令和 3 年 9 月～11 月）

#### (1) 地元団体

- 令和 3 年 9 月 2 日(木) 第 19 回やさかグリーンパーク部会（企画書の再検討）
- 令和 3 年 9 月 8 日(水) 企画書に関する委員打合せ
- 令和 3 年 9 月 18 日(土) 第 20 回やさかグリーンパーク部会（企画書の再検討）
- 令和 3 年 9 月 27 日(月) 企画書に関する委員打合せ
- 令和 3 年 10 月 4 日(月) 弥栄のみらい創造会議第 2 回役員会（企画書の承認）

#### (2) 議会

- 令和 3 年 9 月 13 日(月) 産業建設委員会（9 月定例会議での提案見送りを報告）
- 令和 3 年 9 月 29 日(水) 全員協議会（　　　　　　　　　　　　〃　　　　　　　　　　　　）
- 令和 3 年 11 月 17 日(水) 産業建設委員会（ふるさと体験村現地視察）

#### (3) 補助事業の検討

- 令和 3 年 11 月 25 日(木) 農林水産省との協議（施設改修）
- 令和 3 年 11 月 26 日(木) 中国四国農政局との協議（　　〃　　）

### 2 今後のスケジュール（現時点での予定）

- 令和 4 年 3 月 関連議案（条例改正、債務負担行為、施設改修費）の上程
- 7 月 指定管理仮協定の締結
- 9 月 指定管理者の指定議決
- 令和 5 年 2 月 当初予算議案（指定管理料）の上程
- 4 月 施設再開






### 3 参考資料

- (1) 施設の現状と再開後の活用・・・別紙 1
- (2) 各施設における事業内容（想定）と改修予定・・・別紙 2

## ◇施設の現状と再開後の活用

施設名	構造等	建築年	面積等	施設改修	活用予定
① 管理棟(兼食堂)	木造平屋建	平成元年	252 m <sup>2</sup>	要	○
② 研修道場箸立(古民家)	木造平屋建	昭和61年	170 m <sup>2</sup>	要	○
③ 研修道場桑田(古民家)	木造平屋建	昭和62年	250 m <sup>2</sup>	要	○
④ 水力発電施設	鉄製 3kw・400v	昭和62年	3.2m	廃止	×
⑤ 体験工房施設	木造平屋建	昭和63年	40 m <sup>2</sup>	廃止	×
⑥ 水車小屋	木造平屋建	平成2年	36 m <sup>2</sup>	—	×
⑦ ログハウス	木造平屋建	平成22、23年	5棟	要	○
⑧ ふれあい広場	—	—	2,700 m <sup>2</sup>	—	○
⑨ 多目的広場	—	—	1,200 m <sup>2</sup>	—	○
⑩ 駐車場	—	—	790 m <sup>2</sup>	—	○
⑪ 水車小屋	木造平屋建	平成2年	12 m <sup>2</sup>	—	×
⑫ 水車小屋	木造平屋建	平成2年	7.07 m <sup>2</sup>	廃止	×
⑬ 便所	木造平屋建	平成2年	22.39 m <sup>2</sup>	—	○
⑭ 炭焼窯	木造平屋建	平成3年	1基	—	×
⑮ 作業小屋	木造平屋建	平成3年	24 m <sup>2</sup>	—	×
⑯ 避難小屋	木造平屋建	平成4年	12.96 m <sup>2</sup>	—	×
⑰ 倉庫	木造平屋建	平成4年	78 m <sup>2</sup>	—	○
⑱ ふるさと交流館	鉄骨造平屋建	平成9年	784.23 m <sup>2</sup>	—	×
⑲ 浴場棟	木造一部コンクリート造	平成10年	310.88 m <sup>2</sup>	—	×
⑳ バーベキューハウス	木造鋼板葺平屋	平成11年	81.37 m <sup>2</sup>	—	○
㉑ 取水設備	量水器、取水ポンプ	平成7年	56.4 m <sup>2</sup>	要	○
㉒ 受水施設	貯水槽	平成7年	1基	要	○

◇各施設における事業内容（想定）と改修予定

テーマ	施設	再開後の取組			改修内容	
農山村文化 体験の提供	 管理棟（里山）	<b>取組①</b> どぶろく弥盛の復活及び 後継者育成、普及拡大	<b>取組④</b> 地域の女性団体等による 「田舎料理」の提供 （食文化の伝承、体験時や宿泊者への食事提供等）	<b>取組⑤</b> 地域の農産物、加工品等の販売 （いぶり香香、ゆずからし、どぶろく等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>どぶろく施設【新設】</li> <li>事務所機能【新設】</li> <li>厨房【改修】</li> <li>宿直室【改修】</li> <li>トイレ【改修】</li> <li>屋根塔屋【改修】</li> </ul>	電力設備・水道施設・浄化槽【復旧】、Wi-Fi設備【新設】
	 古民家（桑田）   古民家（箸立）	<b>取組②</b> 自然体験、交流イベントの実施 （ふれあい学校、体験村春祭り、音楽祭等）			<b>取組③</b> 自然環境を活かした宿泊、貸館 （ツーリズム、合宿の受入れ、 集会、研修等）	
地域資源の 保存・継承	 ログハウス				<ul style="list-style-type: none"> <li>給湯設備【改修】</li> <li>火災報知設備【新設】</li> </ul>	
	田舎暮らしの 魅力発信	 ふるさと交流館	<b>休 止 継 続</b>			

NTT 西日本交換機工事に伴い  
119 番通報が一時的につながりにくい状態になることについて

- 【つながりにくい状態になる日】 令和 4 年 2 月 10 日（木）
- 【同 時 間】 午前 0 時から午前 3 時 うち最大約 3 分間
- 【同 地 域】 浜田市全域
- 【同 理 由】 NTT 西日本による加入者交換機工事のため

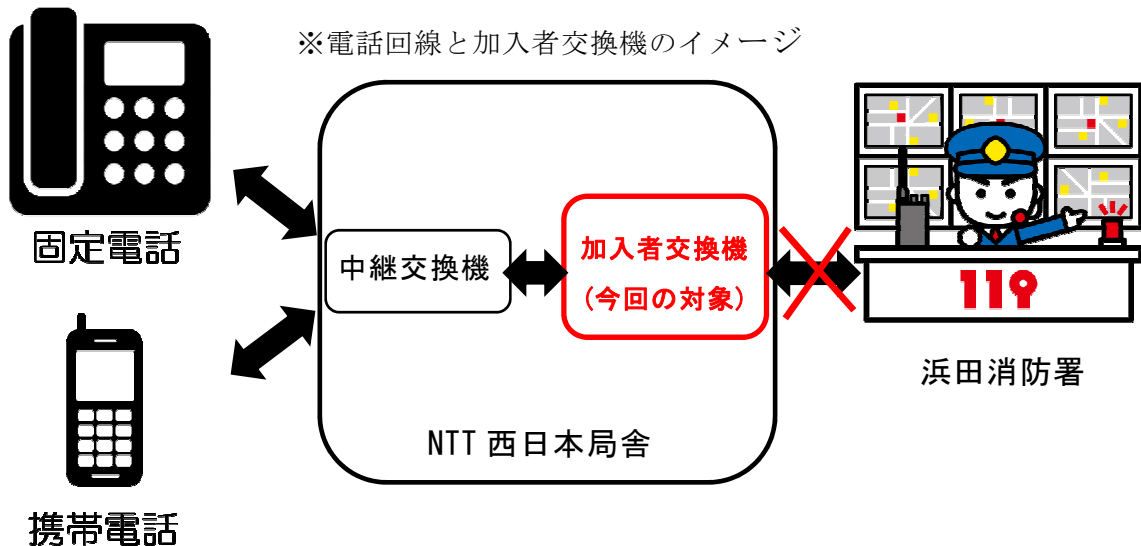
NTT 西日本から、局舎内にある加入者交換機工事を実施するという情報提供がありました。

浜田消防署の回線が収容されている加入者交換機でも工事が行われるため、消防署では上記のとおり、119 番通報が一時的につながりにくい状態になります。

119 番通報が一時的につながりにくい状態になることや緊急時の対応方法につきましては、下記のとおり市民の皆様や旅行者等にお知らせします。

記

- 1 広報はまだ 2 月号に掲載
  - (1) 119 番が繋がらないときの対応方法
  - (2) 119 番の代替電話番号
  - (3) 代替電話番号の注意事項
- 2 浜田市 HP に 1 の内容を掲載
  - (1) 2 月 1 日 暮らしの情報
  - (2) 2 月 5 日 トップ画面
- 3 浜田市防災防犯メールで 1 の内容を送信
  - 2 月 9 日に件名「119 番通報が繋がりにくい状態になります。」として
- 4 チラシ等の配布、ポスター掲示依頼を 1 月下旬までに実施（資料 1）
  - (1) 全戸
  - (2) 旅館、ホテル等
  - (3) ゆうひパーク浜田、ゆうひパーク三隅



**重要**

資料1

119番通報がつながりにくい状態になることについて  
【つながりにくい状態になる地域・日時】

浜田市全域 令和4年2月10日（木）  
午前0時～午前3時の間のうち最大約3分間

消防車や  
救急車が必要！

まず119番通報

↓  
話中の音（プー・プー・プー）または、無音が続くとき

↓  
一度電話を切って

すぐに  
**080-XXXX-XXXX**  
にかけてください。

↓  
通常の119番通報と同様に消防署員が対応します。

**【注意】** 080-XXXX-XXXXは  
119番通報がつながりにくい状態  
になっている間のみ使用できる番号です。



ご迷惑・ご心配をおかけしますが、  
ご協力をよろしくお願いいたします。

浜田市消防本部  
通信指令課  
0855-22-0119



## 金城地域断水防止対策について

令和3年9月10日の福祉環境委員会報告後の取り組み状況を、下記のとおり報告します。

### 記

#### 1 今福中央配水池タンク増設工事の進捗状況

- 11月下旬 タンク本体設置工事、配管工事完了
- 12月中旬 水質検査
- 12月下旬 タンク供用開始予定

#### 2 止水栓台帳の整備の進捗状況

- 11月1日 止水栓台帳作成業務委託完了
- 11月29日～ 止水訓練の実施

#### 3 凍結災害発生時の体制整備および広報活動

##### (1) 凍結災害発生時の体制整備

- 11月8日 浜田市水道施設凍結災害予防連絡会議開催
- 11月29日～ 水道施設凍結災害想定訓練実施
- 11月30日～ 凍結災害発生時の動員名簿作成

##### (2) 広報活動

- 10月19日～ ケーブルテレビ放映「水道管の凍結防止対策」
- 11・12月 水道メーター検針時チラシ配布「水道管の凍結破裂を防ぎましょう」
- 11月～ 総合窓口課広告モニター、公用車・庁舎階段等への広告掲載、  
防災防犯メール等 SNS での注意喚起
- 12月1日 広報はまだ掲載「あなたの水道にも防寒を」  
全戸チラシ配布「水道管の凍結・破裂を防ぎましょう」（資料参照）

#### 4 その他の対策

##### (1) 下ノ原配水池系流量把握調査（株式会社ウエスコ浜田支店に委託）

現在、流量計測ポイントの設定作業に着手しています。設定作業が終われば、流量計を設置するための工事に着手します。

##### (2) 波佐浄水場送水能力の増強（検討事項）（株式会社ウエスコ浜田支店に委託）

波佐浄水場送水能力の増強を検討するうえで、必要となる、波佐第3、第4水源池の揚水量調査に着手（業務委託）しています。

## 6 全体スケジュール (令和3年度)

今回追加項目

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
施設増強 (今福地区)		調査・計画		今福地区 タンク増設工事								供用		
夜間流量把握 (今福地区)									夜間流量把握調査					
バルブ調整 (雲城地区)		調査・計画		雲城地区 減圧弁等・調整・追加対策										
配水流量把握 (雲城地区)											流量把握調査			
送水能力調査 (井戸調査)								送水能力、井戸揚水量調査						
実態把握		調査		コンサルタント業務										
止水栓台帳		計画		調査・作成						訓練				

注意!

# 水道管の凍結・破裂を 防ぎましょう!

～水道管の防寒対策をお願いします～

寒さが厳しくなると、水道管や蛇口が凍結するおそれがあります。  
凍結すると、水道管の中の水が凍ることで膨張し、水道管が破裂することがあります。  
水道管が破裂すると漏水が発生し、水が使えなくなることもあります。本格的に寒くなる前に、凍結に対する準備をしておきましょう。

## ❄️ 凍結しやすい時期は?

…気温が $-4^{\circ}\text{C}$ 以下になったとき  
さらに、**風が強い日**や**真冬日が続く時**は要注意!

## ❄️ 凍結しやすい場所は?

…家の外や、露出(むき出し)している水道管や蛇口  
給湯器やトイレ回り  
屋外の風当たりが強いところ  
北向きのところ  
…などが凍結しやすいので、必ず防寒をしましょう!



## ❄️ 凍結させないためには?

### 【対策①】 ✓ 露出している水道管やメーター器の防寒

1. 水道管に保温材を巻く
2. 蛇口は破裂しやすいので、上まで完全に包む
3. 水道管を布で保温する場合は、布で巻いた上からビニールなどを巻いてしっかり縛り、濡れないようにする
4. 水道メーターボックスの中にも、布や発泡スチロールなど保温材が入ったビニール袋を入れる



## — 浜田市上下水道部 —

工務課 工務係 TEL 0855-25-9910  
管理課 料金係 TEL 0855-25-9903



## 【対策②】 ✓ 水を流し続ける

1. 厳しい朝の冷え込みが予想される日の前の夜に、水道メーターから一番離れている蛇口から、一晩中細く(鉛筆の芯くらいの太さ)水を出し続ける
2. 水道管の中の水が常に流れているので、凍ることを防ぐことができます

※ただし、流し続けた水道の料金がかかります

※大切な水ですので、たまった水は洗濯などに利用してください

## 【対策③】 ✓ 水道管の中の水を抜く(水抜き)



止水栓

水道メーターボックス

1. 水道メーターボックスの中にある止水栓を右に回して閉め、全体の水を止める(水道メーターボックスは、一般的に、家の出入り口付近にあります)
2. 家の一番低い場所にある蛇口を開けて、水道管に残っている水を全部出す
3. 水道管の中の水が無くなったので、凍ることを防ぐことができます

※水抜きを行っている間は、水道が使えませんのでご注意ください

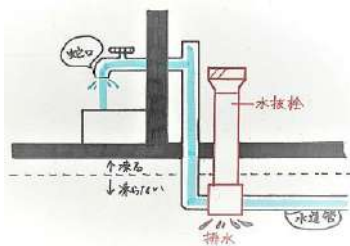
※「水抜き栓」があるご家庭は、就寝前に水抜きすることをおすすめします

✓ 給湯器の対策 給湯器の水抜きなどを行ってください。※詳しくは給湯器の設置業者にお問い合わせください

## 他にもこのような凍結対策があります (ご相談は、工事事業者または上下水道部へ)

### ① 水抜き栓

…水道の凍結を防止するために水道管に取り付けるもの。この水抜き栓を閉めると配管の中の水を地中に排出させることができます。管の中で水が凍る前に水を抜くことで凍結を防ぎます。



### ③ 凍結防止水栓上部

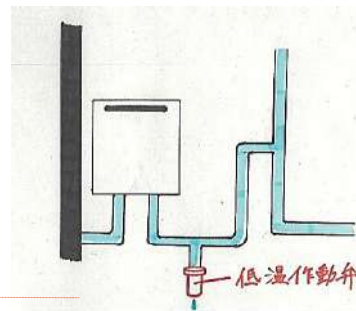
…本体内部のバネが周囲の温度を感知して収縮し、弁を開閉させることで流れる水量を抑えます。  
水抜き栓の無い水道管でも、これを付けることにより凍結を防ぐことができます。

### ④ 水道管凍結防止ヒーター

…屋外にある水道管に巻き付けて、凍結を防止するヒーターです。  
サーモスタット付きのものは、一定の温度で通電開始したり停止したりします。金属用、樹脂用、コードの長さなど、種類がたくさんありますので、使用場所にあったものを設置してください。

### ② 低温作動弁

…自動的に外気温を感知し、バネが収縮し弁の開閉を行います。凍結の危険のある気温を感知すると、少量の水が流れ出し、凍結を防ぎます。電気が通らない場所でも使うことができます。



## ❄️ 凍結して水が出なくなったときは？

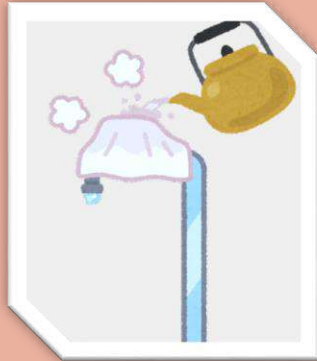
\*凍った部分にタオルや布を被せ、その上からゆっくりぬるいお湯をかけて溶かす

(※熱湯は絶対にかけないでください！管が破裂する恐れがあります)

\*ドライヤーの温風を凍結した部分に当てて溶かす

\*カイロなど、低温の暖房部材を凍結した部分に当てて溶かす

\*室内であれば、暖房を入れて部屋を暖める  
…など



## ❄️ 水道管が破裂したときは？

1. 水道メーターボックスの中にある止水栓を、右に回して閉め、水道メーターについているパイロット(下の写真)が止まったことを確認してください(宅内の水が全て止まります)

2. 4 ページの「浜田市水道事業指定給水装置工事事業者」に連絡し、修理を依頼してください(修理代はお客様負担になります)



ココがパイロット

## 漏水の確認方法は？ 漏水していたときには？

1. 家の中の全ての蛇口を閉める
2. 水道メーターボックスの中にある水道メーターのパイロットを見る  
→ここでパイロットが少しでも回っていたら漏水しています！
3. 止水栓を右に閉めて宅内の水を全て止め、4 ページの「浜田市水道事業指定給水装置工事事業者」に連絡してください

### 水道 豆知識 「パイロット」

水道メーターを使って、漏水しているか確認するときに見るのがパイロットです。水が流れると内部タービンが回転し、パイロットが回るとい仕組みなので、家の中で水を使っていないときはパイロットは停止しています。しかし、漏水がどこかで発生していると、パイロットはクルクルと回転します。このパイロットの動きを見て、漏水しているかどうかを確認します。

皆さんへのお願い！

年末年始や長期間水道を使用しないときは、浜田市上下水道部に休止の連絡をしてください

使われていない水道管が破裂した場合、発見が遅れてしまい、大量の漏水が起こることがあります！

## 水道管を凍結・破裂から守りましょう！

～水道管が凍ってしまうと、水が使えなくなり、生活に支障が出ることはもちろん、凍結・破裂した水道管の修理代や、漏水した水の水道料金もお客様負担になってしまいます～

## 浜田市水道事業指定給水装置工事事業者一覧表

※水道管(給水装置)の修理などは、浜田市の指定給水装置工事事業者が行います

町名	業者名	電話番号	町名	事業者名	電話番号			
シモアリアクチョウ 下有福町	モリハシセツビ「コウシ」 森橋設備工事	28-0236	ニシキマチ 錦町	トウヨウセツビ「有」 東洋設備(有)	25-5232			
オオカネチヨウ 大金町	さいとうセツビ「有」 さいとう設備	28-0043	シンマチ 新町					
ウノチヨウ 宇野町			サカエマチ 栄町					
カミユクチヨウ 上府町	サカモトセツビ「有」 坂本設備	28-1251	エヒ「スチヨウ」 蛭子町					
クシロチヨウ 久代町			キョウチ 京町					
コクフ「チヨウ」 国分町	まつしたセツビ「有」 まつした設備	28-0360	シンコウチヨウ 真光町					
シモコウチヨウ 下府町	サンイン スイト「ウヨウサイ」 山陰クボタ水道用材(株)	22-4170	シミス「チヨウ」 清水町					
サクカ「オカ」 桜ヶ丘	ハマダ「エイキョウシヨ」 浜田営業所		セトミチチヨウ 瀬戸見町					
フツリユウ「タンチ」 物流団地	オオハラキ「ケン」 大原技研(有)	22-7710	ハライチヨウ 原井町			ハマダ「 スイト「ウコウシ」」 浜田ガス水道工事(株)	22-0737	
ウフ「ユチヨウ」 生湯町			モトハマチヨウ 元浜町					
マツハラチヨウ 松原町			オオツシチヨウ 大辻町					
ト「ウラチヨウ」 外ノ浦町			タカタ「チヨウ」 高田町					
トノマチ 殿町	(有)ダイヤ「カンキョウエイセイ」 環境衛生	23-1169	ノハラチヨウ 野原町					
コウサチヨウ 高佐町			サンガイチヨウ 三階町					
ヒ「ウマチ」 琵琶町			ナガミチチヨウ 長見町					
クロカワチヨウ 黒川町	(株)デンセツ 電設サービス	22-2954	アツタチヨウ 熱田町	シマネ ハマダ「シキョウフ」 イワタニ島根(株)因田事業部	26-1250			
コウチチヨウ 河内町			ナガ「ハマチヨウ」 長浜町					
ウシロ「チヨウ」 後野町			ヒナシチヨウ 日脚町					
サ「ノチヨウ」 佐野町			ツマチヨウ 津摩町					
ウツ「イチヨウ」 宇津井町			タハ「セチヨウ」 田橋町					
ア「サイチヨウ」 浅井町			ナヘ「インチヨウ」 鍋石町					
タ「マチ」 田町	ヨヤマチヨウ 横山町							
アイ「オイチヨウ」 相生町	(有)アント「ウセツビ」 安藤設備	22-6587	イチ「ハラチヨウ」 櫛原町			セキシュウ「カナキセツビ」 石州金城設備	42-1756	
タケサコチヨウ 竹迫町			ナガ「サワチヨウ」 長沢町					
スキ「トチヨウ」 杉戸町			ニシヤマ「タンチ」 西山団地					
コ「ンヤマチ」 紺屋町			ニ「タンタ「タンチ」」 二反田団地					
ア「サヒマチ」 朝日町	ミヤ「タケンセツコウキョウ」 宮田建設工業(株)	22-3388	スガ「ウラタ「タンチ」」 菅原団地	シマネ イワタニ島根(株)グリーンガス支店	42-1778			
ウシ「イチチヨウ」 牛市町	(株)ナカシマ「スイト」 中島水道	23-1315	金城町	ア「サセツビ」 (有)旭設備	45-0022			
テン「マチヨウ」 天満町			旭町	イワタニ島根(株)グリーンガス支店	オカ「サダグミ」 (株)岡貞組			45-1155
カタ「ニワチヨウ」 片庭町				ヤマ「モトグミ」 (株)山本組	47-0311			
ミ「トマチ」 港町				ヤマ「モトジュウセツ」 山本住設	45-1056			
ハラチヨウ 原町				イワ「ミスイセンシヤ」 (資)石見水泉社	22-0783			
セト「カ「シマチヨウ」」 瀬戸ヶ島町	(株)ワタナ「ヘセツビ」 渡辺設備	23-0064	弥栄町	ミス「ミ」 (株)三隅ガスセンター	32-1034			
ウチ「タチヨウ」 内田町			ミ「スミ」 (株)三隅ガスセンター	32-1034				
ナイム「ラチヨウ」 内村町	カネ「タカセツビ」 金高設備	080-5759-9624	三隅町	サイ「トウスイトウ」 斎藤水道	090-4143-2571			
ホ「ノテチヨウ」 穂出町	(有)ガット	42-0992		ヤマ「オカセツビ」 ヤマオカ設備	32-1717			
ヨシ「ンチヨウ」 吉地町				ミス「ミジュウセツ」 三隅住設	32-0725			
オリ「イチヨウ」 折居町	シン「セイキケン」 シンセイ技研(株)	22-8566		コウ「ノケンセツ」 河野建設(株)	35-1121			
ニシム「ラチヨウ」 西村町				キ「ガリンヨシ」 きがるに芳さん	080-6307-9534			
カサ「ラチヨウ」 笠柄町				キム「ラジュウセツ」 木村住設	090-4578-9916			
ス「フチヨウ」 周布町	ハマ「ダ「エイキョウシヨ」」 浜田営業所	22-8566		治和町				
チ「ワチヨウ」 治和町								



## BUY 浜田運動における動画作成の協力について



### 1 目的

市民の認知度向上を図るために関係各所及び市民によるダンス動画を撮影することにより、市民が親しみを持てるような動画を市内スーパーでの放映やYoutubeなどの媒体で広報活動を行う。

### 2 内容

- ・出演者に活動拠点でダンスを踊ってもらい、委託事業者が撮影を行う。
- ・撮影した各データを委託事業者が編集を行い、ダンス動画を作成する。
- ・作成した動画を活用し、広報活動を行う。

### 3 出演候補者

- ・浜田市長
- ・市議会議員
- ・商工団体
- ・県立大学生
- ・金融機関
- ・市内スーパー
- ・生産者
- ・加工事業者
- ・保育所
- ・小中学校
- ・神楽団体
- ・観光施設
- ・温泉旅館
- ほか

### 4 スケジュール

令和3年12月～	出演者との撮影交渉、練習依頼
令和4年1月～	撮影
令和4年2月中旬	動画の編集
令和4年3月中旬	動画完成
令和4年3月下旬	動画を活用したPR活動

### 5 現在の動画 (<https://www.youtube.com/watch?v=Pn8zfTPdfIQ&t=1s>)



陳情審査結果等報告書

※不採択の理由はこちらからご確認ください（市議会HPへ遷移）

（令和3年12月定例会議審査分）

受付年月日	番号	件名	陳情者	付託委員会	付託年月日	審査年月日	審査結果等	備考
R3. 8. 13	1	小中学校での水泳授業を確保する陳情について	浜田市内村町178-9 高橋 達也	総務文教委員会	R3. 11. 30	R3. 12. 8	賛成全員採択	【附帯意見】 ただし、プールの建設を求めるものでなく、既存設備の有効活用を第一とする。
R3. 8. 18	2	職員の飲酒同乗運転の調査を進めることを求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	総務文教委員会	R3. 11. 30	R3. 12. 8	賛成少数不採択	
R3. 8. 18	3	庁舎内での撮影録音の見直しの検討を求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	総務文教委員会	R3. 11. 30	R3. 12. 8	賛成少数不採択	
R3. 8. 18	4	正しい投票が行われるよう改善を求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	総務文教委員会	R3. 11. 30	R3. 12. 8	賛成全員採択	
R3. 8. 18	5	指定管理者の選定システムの見直しを求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	総務文教委員会	R3. 11. 30	R3. 12. 8	賛成多数一部採択	【一部採択とした部分】 「指定管理制度が有効に機能するよう知恵を出しながら検討してほしい」という部分について採択。
R3. 8. 18	6	町内会の規定の公開・共有を求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	総務文教委員会	R3. 11. 30	R3. 12. 8	賛成多数採択	【附帯意見】 ただし、各町内会等の意見を聴きながら公開すること。
R3. 8. 18	7	裁判中の案件へ回答できる範囲で回答することを求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	総務文教委員会	R3. 11. 30	R3. 12. 8	賛成少数不採択	
R3. 8. 18	8	指定管理制度の運用の見直しを求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	総務文教委員会	R3. 11. 30	R3. 12. 8	賛成多数採択	
R3. 8. 18	9	防災マニュアルに沿った対応を求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	総務文教委員会	R3. 11. 30	R3. 12. 8	賛成多数採択	



陳情審査結果等報告書

※不採択の理由はこちらからご確認ください（市議会HPへ遷移）

（令和3年12月定例会議審査分）

受付年月日	番号	件名	陳情者	付託委員会	付託年月日	審査年月日	審査結果等	備考
R3.8.18	10	周布川の仮設橋の早期設置を求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	産業建設委員会	R3.11.30	R3.12.10	賛成全員採択	
R3.8.18	11	君市踏切と同様のことが起こらないよう検討を求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	産業建設委員会	R3.11.30	R3.12.10	賛成全員採択	
R3.8.18	12	三郡変成岩の切土、盛り土の取り扱いを明確にすることを求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	産業建設委員会	R3.11.30	R3.12.10	賛成全員採択	
R3.8.18	13	採択された陳情の進捗確認の実施検討を求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	議会運営委員会	R3.11.30	R3.12.3	賛成多数 継続審査	【継続審査の理由】 現在議会運営委員会で陳情の取扱い方を審議しているところで、その後の取扱いについても併せて審議するため。
R3.8.18	14	議員の市民との対話の姿勢の見直しの検討を求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	議会運営委員会	R3.11.30	R3.12.3	賛成多数採択	
R3.8.18	15	議会の会議録の検索の仕方についてデモ動画等による簡便化を求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	議会運営委員会	R3.11.30	R3.12.3	賛成多数採択	【附帯意見】 ただし、デモ動画作成を推進して必ず行うものではない。
R3.8.18	16	議会動画の再生回数が増加する手法の検討を求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	議会運営委員会	R3.11.30	R3.12.3	賛成少数 不採択	

## はまだ議会だより Vol. 62 読者アンケートに寄せられたご意見への回答

意見	対応経過及び結果
<p>駅前にある岩多屋が店を閉めて人通りがなくなったようである。せっかく駅前のロータリーが良くなったのに大きな建物ががらんとしては活気がなく寂しい限りです。駅前という立地条件の良い場所を活用するために岩多屋の建物を人々が集うコミュニティの場所にしてはどうですか。例えば喫茶店や食事のできる場所ができれば自然と人が集まってきてサロンのような場所になり、高齢者も家に引きこもることもなく、楽しい場所ができれば外出の機会も増え、おしゃべりをする場所ができ、健康的になるのではないだろうか。浜田にはそういった気軽に集える場所がないので以前から不満に思っていました。実は私も高齢者なのでそういった場所がないために外出の機会が減っています（特に去年から今年にかけてコロナのため）ぜひそういった場所をつくってください。</p>	<p>コロナ禍において停滞している高齢者の方々のサロン等における活動促進を図る必要があると考えています。また、ご指摘の駅前エリアは、中心市街地として浜田市において重要な地域との認識です。同地域においては、若者からも居場所を求める声を聴いています。駅前地域のあり方については、まちづくりの視点を入れて協議していきたいと思えます。（総務文教委員会）</p>
<p>行政はしきりにまちづくり、まちづくりと言いますが、まちづくりとは何かを考えたこともないような町内会長が惰性的に役についているところもある。町内会長を引き受けた人は必ず定期的に講習を受けて勉強しなければならないような仕組みをつくってほしい。</p>	<p>一律の講習実施は難しいと思えますが、地域の実情を踏まえ、実施できる仕組みがあれば良いと思えます。なお、講習という形だけではなく、まちづくりへの意識醸成を積極的に図る必要があると思えます。（総務文教委員会）</p>
<p>まちづくりセンターへの期待は全くしていない。 「まちづくりの拠点」になるには、まだまだ時間が必要、職員も育てていない。社会教育に重点をおいてほしい。</p>	<p>ご指摘のように時間も必要と思えますが、まちづくりセンターを中心に、人材育成をはじめ、社会教育を重点としたまちづくりの拠点として機能するよう、議会としても働きかけてまいります。（総務文教委員会）</p>
<p>市民の考え、暮らしぶりを知るためにどんどん地域に出向いてほしい。</p>	<p>いただいたご意見は真摯に受け止め、前向きに取り組めます。（議会運営委員会）</p>
<p>「議会だより」は見やすく、内容も充実している。</p>	<p>ありがとうございます。引き続きより良い紙面になるよう努めます。（議会広報広聴委員会）</p>

## 浜田市行政情報番組浜っ子タイムズ放映の収録について

標記について、正副議長出演予定ですが、収録内容等について次のとおり報告します。

- 1 **タイトル（案）** 22名の新体制！ これからの浜田市議会
  
- 2 **放映予定日** 令和4年2月15日（火）午後5時30分～  
※リピート放送、再放送あり
  
- 3 **内容**
  - ・正副議長の抱負
  - ・直近の議会の動き
  - ・これからの議会の展望
  - ・22人の議員の顔ぶれ紹介
  
- 4 **議員紹介**
  - (1)1人当たりの持ち時間は20秒以内
  - (2)事務局のタブレットで撮影
  - (3)動画データを石見ケーブルへ送付
  
- 5 **紹介内容** 名前、趣味、議員としての意気込みなど  
※詳細は改めてお知らせします
  
- 6 **撮影予定日** 1月26日（水）～28日（金）の常任委員会終了後